

令和3年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和3(2021)年6月
びわこ学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的等	4
基準 2. 学生	9
基準 3. 教育課程	37
基準 4. 教員・職員	48
基準 5. 経営・管理と財務	58
基準 6. 内部質保証	67
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	72
基準 A. 地域連携・貢献	72
基準 B. 教育と福祉の双方の視点を持った人材を育成する大学教育	78
V. 特記事項（全学生参加の卒業研究発表会、地域における教育実践活動）	80
VI. 法令等の遵守状況一覧	81
VII. エビデンス集一覧	92
エビデンス集（データ編）一覧	92
エビデンス集（資料編）一覧	92

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

びわこ学院大学（以下「本学」という。）の設置者である学校法人滋賀学園は、「本学園の建学の精神は、国際的視野に立ちながら、将来ますます複雑多様化する未来社会に対応していくことができるように、広く一般教養を高め、各自の個性を尊重し、情緒豊かな人間性を育み、人間愛に満ち、自立心に富んだ、有為の人間を育成するものであり、未来の地域社会を切り拓く創意と意欲を持った人材の育成を目指すものである。」としており、本学は創始者 森 はな が 80 余年にわたり提唱してきた「地域に貢献できる人材育成」を建学の精神としている。

本学は、滋賀文化短期大学人間福祉学科児童福祉専攻を母体にして、平成 21（2009）年に四年制の高等教育機関として発展的に創設された。基本理念と教育目標については、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、国際的な視野及び幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって地域社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを教育目的とする。」としており、教育課程を通じて「教育と福祉」双方の視点を身につけ、地域社会に主体的に関わり、持続的発展に貢献しようとする意欲ある人材の育成を目指している。

地方小規模大学であることを活かし、「小さな大学で、大きく学ぶ」をキャッチフレーズに、教職員と学生の距離が近くコミュニケーションを大切にしながら、現場での実践を重視した教育を実施している。入学者の約 8 割が滋賀県出身であり、本学で取得できる免許や資格を活かして卒業後は近隣地域への就職を希望する者が多いこと、1 学部 2 学科（収容定員 510 名）の規模であることなどから、教育内容と就職率を中心に学生の満足度を高め、その結果として有為な人材を輩出するというサイクルの継続こそが、地域に存在する教育機関として重要であるとの考え方が、前身の短大時代からの伝統として今も本学の教育活動の中に一貫して受け継がれている。

なお、学則には、目的について以下の通り規定している。

学則

- 第 1 条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。
- 2 教育福祉学部子ども学科は、子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。
 - 3 教育福祉学部スポーツ教育学科は、スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成を目的とする。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の設置者である「学校法人滋賀学園」は、創始者 森 はなにより昭和 8 (1933) 年に八日市市 (現在の東近江市) 浜野町に開設された「和服裁縫研究所」をはじめりとしている。昭和 30 (1955) 年に「八日市和洋女子専門学院」、昭和 51 (1976) 年には専修学校「八日市女子専門学校」並びに「八日市高等女子専門学校」を、昭和 59 (1984) 年には「八日市女子高等学校 (現在の滋賀学園高等学校)」を開校し教育機関としての地歩を固め、平成 2 (1990) 年に「滋賀文化短期大学 (生活文化学科)」を開学した。

本学の前身である「滋賀文化短期大学」は生活文化学科の単科で開学し、平成 6 (1994) 年に「人間福祉学科 (介護福祉専攻・人間福祉専攻)」を開設、平成 9 (1997) 年に男女共学制に移行後、平成 10 (1998) 年に「児童福祉専攻」を増設し、介護福祉士・社会福祉士・保育士の養成に力を注いできた。

平成 21 (2009) 年に四年制単科大学として「びわこ学院大学」教育福祉学部子ども学科を創設。さらに、平成 26 (2014) 年、教育福祉学部に「スポーツ教育学科」を開設し 1 学部 2 学科体制とした。

本学園の主な沿革

昭和 8	(1933) 年	1 月	創始者 森 はな 和服裁縫研究所 開設
昭和 30	(1955) 年	11 月	八日市和洋女子専門学院 開設
昭和 42	(1967) 年	4 月	校名を八日市女子学園に改称
昭和 44	(1969) 年	10 月	準学校法人八日市女子学園設立 初代理事長に 森 はな 就任
昭和 51	(1976) 年	4 月	専修学校として認可を受け、 校名を八日市高等女子専門学校 (高等課程) 八日市女子専門学校 (専門課程) に改称
昭和 58	(1983) 年	11 月	学校法人八日市女子学園 設立
昭和 59	(1984) 年	4 月	八日市女子高等学校 開校
平成 2	(1990) 年	4 月	滋賀文化短期大学 開学 (生活文化学科)
平成 6	(1994) 年	4 月	人間福祉学科 (介護福祉専攻・人間福祉専攻) 開設
平成 8	(1996) 年	4 月	第 2 代理事長に森 美和子 就任
平成 9	(1997) 年	4 月	法人名を学校法人滋賀学園に改称
平成 9	(1997) 年	4 月	男女共学制を開始
平成 10	(1998) 年	4 月	人間福祉学科児童福祉専攻 開設
平成 11	(1999) 年	4 月	八日市女子高等学校を男女共学制とし、校名を 滋賀学園高等学校に改称
平成 15	(2003) 年	4 月	滋賀学園中学校 開校
平成 21	(2009) 年	4 月	びわこ学院大学 教育福祉学部 子ども学科 開学
平成 21	(2009) 年	4 月	滋賀文化短期大学をびわこ学院大学短期大学部に改組 ライフデザイン学科 開設
平成 25	(2013) 年	4 月	びわこ学院大学附属こども園あつぷる 開園
平成 26	(2014) 年	4 月	びわこ学院大学 教育福祉学部 スポーツ教育学科 開設

2. 本学の現況

- ・ 大学名 びわこ学院大学
- ・ 所在地 滋賀県東近江市布施町 29
- ・ 学部構成 教育福祉学部 子ども学科、スポーツ教育学科
- ・ 学生数、教員数、職員数 <令和 3 (2021) 年 5 月 1 日現在>

①学生数 (入学定員 120、編入学定員 15、収容定員 510)

年	子ども学科	スポーツ教育学科	計
1 年生	92	28	120
2 年生	99	35	134
3 年生	79	30	109
4 年生	61	29	90
計	331	122	453

②教員数

	教授	准教授	講師	助教	計
子ども学科	9	1	6	0	16
スポーツ教育学科	4	1	3	1	9
	13	2	9	1	25

非常勤講師 … 52 名

③職員数

	正職員	嘱託	非常勤	計
人 数	13	5	16	34

短期大学部と共通

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、設置母体である学校法人滋賀学園の創始者 森 はなが 80 余年にわたり一貫して掲げてきた「地域に貢献できる人材の育成」を建学の精神としている。

このような観点に立って、本学学則の第 1 条において「本学は教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。」と明記している。

こうした目的を基本として、子ども学科では「子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成」を、また、スポーツ教育学科では「スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教育研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成」を学科の目的としている。

いずれにおいても“地域社会の持続的発展に主体的に貢献する有為な人材育成”が、大学の教育目的・使命として具体的かつ明確に位置付けられている。

1-1-② 簡潔な文章化

学校教育法第 83 条（目的）、大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）に則り、建学の精神である「地域に貢献できる人材育成」に基づいた目的を、前述のとおり平易な文章を用い、簡潔に文章化している。

また、「学生ハンドブック」、大学ホームページ上にも明示している。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学学士課程における個性、最大の特徴は、「教育」と「福祉」の 2 つの視点を持った人材育成を主眼に置いていることである。「人間としての発達と学習を保障する教育的支援」と「人間としての尊厳ある生活を保障する福祉的支援」の両視点を持ち、その立場を身につけた人材を育成するための教育課程を編成している。

子ども学科では、一人ひとりの子どもの個性を引き出して、自立・発展させる指導力

を身につけた教育者や保育者の育成を目指しており、スポーツ教育学科では、深い教養を身につけ、地域スポーツなどをサポートする人材育成を目指している。

これら養成する人材像等は、大学学則に規定するのみならず、「大学案内」のパンフレット、大学ホームページ上にも明示している。

1-1-④ 変化への対応

本学は、教育福祉学部子ども学科の1学部1学科でスタートし、平均寿命の延伸、健康志向の高まり、特別支援教育のニーズ増などの社会情勢を鑑み、平成26(2014)年度にスポーツ教育学科を設置した。これ以降、1学部2学科体制を維持しているが、子ども学科においては、教育、福祉の広い分野で社会に貢献できる人材の育成をすすめ、スポーツ教育学科においては、スポーツを通じた生涯教育・社会教育に貢献することでその役割を果たしてきた。

時代の変化に対応していくため、本学の中長期ビジョンに明記されているように「社会状況の変化に鋭敏な感覚をもち、それへの説明責任を自覚する」姿勢を持ち、「学生から選ばれる大学」から「行きたくなる大学」へ組織として歩みを進められるように取り組んでいる。

(3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

地域の高等教育機関としての使命と本学の建学の精神を具現化していく上で、現行の教育目標と社会潮流との整合性について随時検証を加え、大学運営に反映していくことが肝要である。

定期的実施している自己点検評価活動に加え、実習先や卒業生の勤務先からの意見聴取、外部評価など客観的な視点を取り入れた確認を行うことで、社会情勢の変化をより的確に捉え、地域にとって必要な大学になるように適切な改善を図っていく。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-1-1】 びわこ学院大学 学則

【資料 1-1-2】 CAMPUS GUIDE 2022

【資料 1-1-3】 2021 学生ハンドブック

【資料 1-1-4】 ホームページ 基本理念と教育目標

<https://www.biwakogakuin.ac.jp/introduction/idea>

【資料 1-1-5】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 中長期ビジョン

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命や目的は、学則第1条に規定し、「学生ハンドブック」、大学ホームページ上に明示している。

学長は、学則の改廃にあつては、学科会議、教務委員会、教授会の意見を聴き、その意見を踏まえて理事会へ具申する。理事会は、学長の具申に基づき審議し、最終決定を行う。

役員に対しては、理事会と評議員会において、本学の使命、教育目的の取り組み方針等について報告し、十分な理解と承認が得られている。

このようなことから、役員、教職員の理解と支持は十分に得られている。

1-2-② 学内外への周知

建学の精神をはじめ、本学の使命や目的等は学則に規定するとともに、大学ホームページをはじめとして、「大学案内」「紫野（広報誌）」「学生ハンドブック」等の印刷物に掲載することにより学内外に周知している。保護者には年2回の情報提供の場を設定したり、同窓会誌や企業向パンフレット等を発行したりして、使命や目的について周知の努力をしている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

平成30（2018）年度に策定した本学の「中長期ビジョン」には、「地域に貢献できる人材の育成」を具現化するために、4つの方針を明記した。

- I. 小規模校の利点を活かし、教育効果の高い教育系大学になる
- II. 湖東地域に愛着をもち、定着する人材を輩出する大学になる
- III. 地域社会への説明責任と、教育の質の保証を約束する大学になる
- IV. 安定した戦力を可能にする強固な財政基盤をもつ大学になる

上記ビジョンに沿って、以下17項目から構成する令和元（2019）年度からの「中期目標・中期計画」を定めている。

- | | |
|---|-----------------|
| 1. 学生の受け入れ | 2. 学修支援体制 |
| 3. キャリア支援体制 | 4. 学生サービス |
| 5. 学修環境の整備 | 6. 学生の意見・要望への対応 |
| 7. 単位認定、卒業認定、修了認定 | 8. 教育課程及び教授方法 |
| 9. 学修成果の点検・評価 | 10. 職員の研修 |
| 11. 研究支援 | 12. 内部質保証の組織体制 |
| 13. 内部質保証のための自己点検・評価 | 14. 内部質保証の機能性 |
| 15～17. 教育福祉学部、子ども学科、スポーツ教育学科ごとに定める目標・計画 | |

このようなことから、本学の使命や目的等は「中長期ビジョン」「中期目標・中期計画」に反映されている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、建学の精神のもと、学科ごとに大学の使命・目的及び教育目的を実現するために三つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー）を定め、教育体制と教育内容の整合を図っている。また、これらの取り組みについて、社会情勢の変化に対応しながら適宜見直しを図り、学内外への周知に努めている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学では、教育福祉学部子ども学科とスポーツ教育学科を設置している。それぞれ、機能的かつ効果的な教育が期待しうる適正な教員数を確保し、教育目的の実現にあたっている。

各学科で毎月実施している会議では、学生情報の共通理解を図っている。また、それらの情報は事務局とも共有されることで、必要な対応が迅速に取れるような体制が構築され、小規模校の利点を活かした教育効果の高い大学であるための体制を整備している。

これらのことから、本学の使命、目的及び教育目的は、教育研究組織の構成との整合性が図られている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

少人数教育を基本とし、学生一人ひとりと向き合うことを重視する本学の方針は、社会情勢の急速な変化の中にあっても不変である。

学生の成長を促す、質の高い教育プログラムの実践こそが基本となるが、社会的需要と学生確保の見通し等を慎重に分析した上で、学科増設等を検討したい。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 1-2-1】 びわこ学院大学 学則
- 【資料 1-2-2】 2021 学生ハンドブック
- 【資料 1-2-3】 ホームページ 基本理念と教育目標
<https://www.biwakogakuin.ac.jp/introduction/idea>
- 【資料 1-2-4】 びわこ学院大学 教授会規程
- 【資料 1-2-5】 学校法人滋賀学園 理事会業務委任規則
- 【資料 1-2-6】 CAMPUS GUIDE 2022
- 【資料 1-2-7】 広報誌「紫野」12号
- 【資料 1-2-8】 保護者説明会 案内文書
- 【資料 1-2-9】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 中長期ビジョン
- 【資料 1-2-10】 びわこ学院大学 中期目標・中期計画（2019～2023年度）
- 【資料 1-2-11】 三つのポリシー（子ども学科、スポーツ教育学科）
- 【資料 1-2-12】 びわこ学院大学 組織運営規程、教学組織図

【基準1の自己評価】

本学は開学以来、「地域に貢献する人材の育成」を教育理念とし、これを具現化するための三つのポリシーを策定し、教育条件や研究体制の整備を図ってきた。教育福祉学部では、福祉の視点を持った教育者の育成を究極目的としていることに鑑み、子ども学科では「子ども学基礎演習Ⅰ」「子ども学基礎演習Ⅱ」を通して、地域の子どもと関わりながら子ども理解を深め、子どもと関わる基礎的な技能を高めること、話し合いの方法や発表の工夫を通して子どもの前で自信を持って活動できる感覚を高めることなどの実践的な取り組みを行ってきた。スポーツ教育学科では「スポーツ教育学基礎演習Ⅰ」「スポーツ教育学基礎演習Ⅱ」において、地域の高齢者や子どもたちを対象にスポーツを通して健康や運動についての実践的な活動を取り組んできたところである。このように、学科ごとに教育の視点と福祉の視点を組み合わせた学習内容を編成し、地域に貢献する人材育成のために、教学内容の深化と学生の学業への目的意識の涵養に努めてきた。

開学10年が経過し、教育や福祉現場へ学生を輩出し、現場で活躍できる卒業生も増えつつある。また、学生確保に向けての効果的な情報発信と免許や資格取得のための学修になお一層力を入れ、教育力の資質向上を図っていきたい。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

入学者の受入れについては、子ども学科及びスポーツ教育学科ごとに定めているアドミッション・ポリシーに基づき実施している。

令和 3（2021）年度入学者選抜（以下「入試」）から実施された入試改革にあわせ、令和元（2019）年度にアドミッション・ポリシーの見直しを行い、すべての学科において学力の三要素に基づいた内容に改定した。

また、各入試の選考方法と、学力の三要素の評価の関係について表形式で明記することで、高校生や保護者、高等学校教員等にわかりやすいよう改善した。

これらの内容については、「大学案内」「学生募集要項」「総合型選抜（AO）ガイド」「大学公式 Web サイト」等に明示するとともに、オープンキャンパスや滋賀県立高等学校生徒対象の大学連続講座、高等学校訪問（進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加）等さまざまな機会を通して詳細に説明し周知に努めている。なお、学生募集要項への記載については、令和 2（2020）年度入試まで、巻頭部分に全学科まとめて掲載してきたが、令和 3（2021）年度入試より、学科ごとに 1 ページのスペースを確保し、選考方法と学力の三要素の関係についても記載している。さらに、入試スケジュールと見開きに掲載することにより、受験生が今まで以上に必ず目を通すように改善している。

また、令和 2（2020）年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、3月に予定していた「春のオープンキャンパス」や、6月の「高校教員対象大学説明会」、「夏のオープンキャンパス」は開催を中止した。その機会損失を補うコンテンツとして「Web オープンキャンパス」サイトを開設し、各学科の特長や、施設・設備の紹介、入試の解説等の動画を制作し、映像の視聴により本学を理解してもらえるよう工夫した。このサイト内にも、アドミッション・ポリシーへのリンクを貼ることで周知を徹底した。

各学科の人材育成の目的とアドミッション・ポリシーは、次のとおりである。

ア 子ども学科

本学科は「子ども教育コース」「子ども福祉コース」の 2 コースに分かれ、教育や保育の領域において福祉の視点から子どもの成長や子育てをサポートする人材の育成を目的として、以下のアドミッション・ポリシーを定めている。

【知識・技能】

- ・高等学校等における幅広い学習において取り扱われる知識・技能を全般的に身につけている人
- ・教育・保育・福祉を学ぶための基礎的知識・技能を身につけている人

【思考・判断・表現】

- ・問題を解決するために多角的な視点から思考し、判断できる人
- ・自分の考えを他者にわかりやすく伝えることができる人
- ・科学的な根拠に基づいた、論理的な思考力を有する人

【関心・意欲・態度】 ※態度…主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- ・現在の子どもについて、いろいろと専門的に研究したいと思う人
- ・子どもへの深い愛情を持ち、幼児・児童教育及び保育への強い情熱を有するとともに、人間にかかわる幅広い分野に関心を持った人
- ・保護者や地域コミュニティに積極的にかかわり、学校・家庭・行政・NPO などの教育・福祉に係る連携・協働のもとに、次世代の子ども育成と支援活動に参画したい人
- ・人格や発達の多様性を理解し、一人ひとりの固有の成長の可能性を信じていることができる人
- ・子どもを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育、保育、福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

イ スポーツ教育学科

スポーツを軸として教育・福祉の現場や地域の活性化に取り組む人材、及びトップアスリートをサポートする人材の育成を目的として、以下のアドミッション・ポリシーを定めている。

【知識・技能】

- ・高等学校等における幅広い学習において取り扱われる知識・技能を全般的に身につけている人
- ・スポーツと教育を学ぶための基礎的知識・技能を身につけている人

【思考・判断・表現】

- ・問題を解決するために多角的な視点から思考し、判断できる人
- ・自分の考えを他者にわかりやすく伝えることができる人
- ・科学的な根拠に基づいた、論理的な思考力を有する人

【関心・意欲・態度】 ※態度…主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

- ・スポーツについて、多角的・専門的に研究したいと思う人
- ・スポーツを通じて、人間教育や地域形成を行うことに強い情熱を有する人
- ・地域コミュニティに積極的にかかわり、学校・家庭・行政・企業・NPO などの連携・協働に関わっていく意欲のある人
- ・地域社会の多様性を理解し、地域の固有性に根ざした取り組みを世界にアピールしたい人
- ・スポーツを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育や福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

以上のことから、アドミッション・ポリシーを念頭においた入学者の受入れ方針が明確に公示されており、高等学校や受験生への啓発、周知が適正に行われているものと認識している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学での入学者選抜業務は、「入学者選抜規程」及び「入学試験の組織体制」に基づき適正かつ公正な体制のもとで実施しており、業務の総括は、入学試験の組織体制に定める入学試験実施本部が行っている。

開学以来、多彩な学生の獲得をめざして、受験生の入試種別の選択肢を拡充するなど、入学者選抜方法の多様化に努めてきた。令和3(2021)年度入試は、「令和3年度大学入学者選抜実施要項(令和2年6月19日付2文科高第281号文部科学省高等教育局長通知)」に則り、学力の三要素を適切に把握するため選考方法を変更し、推薦書についても、学力の三要素に関する評価とともに、生徒の努力を要する点が記載できるよう様式の変更を行った。

入学者選抜の実施方針、選考方法、学生募集要項等に関する事項については、入学センター企画運営委員会(令和3(2021)年度より入試広報委員会)での協議の後、教授会の審議を経ることになっている。また、入学試験問題については、学長から問題作成を委嘱された本学教員による入試問題作成チームによって作成され、入学試験実施委員会の管理・運営のもとで採点が行われる。問題作成については、「入学試験 問題作成・採点 チェック表」を使用し出題者間で複数回のチェックを行うなど、出題ミスの発生防止を徹底している。昨年に引き続き、入試問題作成チーム全体で出題ミスがでないよう入試問題の入念な点検作業を行い、令和3(2021)年度入試も出題ミス及び採点ミスは一切発生しなかった。なお、合否判定にあたっては、入試判定委員会及び編入学等委員会による一次案をもとに教授会での審議を経て、合格者を決定している。

ア 子ども学科

学生募集要項に本学科に関するアドミッション・ポリシーを記載し、その啓発と周知に努めている。このことは、本学科がめざす「教育と福祉の両面から子どもにアプローチ」できる教育者・保育者・支援者の育成という目標・目的のために、学修への高い意欲や良好な人間関係の構築を志向する学生確保を念頭においたものである。

なお、本学科では、特に総合型選抜(AO)に関して、受験者の十分な理解を促すために、オープンキャンパス等での事前説明会への参加(オープンキャンパス参加型)を課してきたが、令和3(2021)年度入試については、新型コロナウイルス感染症の影響によりオープンキャンパスに参加できない生徒への対応として、エントリー方法に課題提出型を新たに設け受験機会を確保した。

入学試験実施本部の所掌する本学科の入学試験の種別は、以下の通りである。

入試種別	選考方法	知識・技能	思考・判断・表現	関心・意欲・態度	備考
総合型選抜 (AO)	レポート	○	○		
	面談		○	○	
	書類審査	□	□	○	
総合型選抜 (自己推薦)	小論文	○	○		
	面接		○	○	
	書類審査	○	△	△	
学校推薦型選抜 (公募推薦)	小論文or教養	○	○		
	面接		○	○	
	書類審査	○	△	△	
学校推薦型選抜 (指定校推薦)	面接		○	○	
	口頭試問	○	○		
	書類審査	○	△	△	
学校推薦型選抜 (系列校推薦)	面接		○	○	
	口頭試問	○	○		
	書類審査	○	△	△	
学校推薦型選抜 (スポーツ推薦)	小論文	○	○		
	面接		○	○	
	書類審査	○	□	□	
一般選抜	筆記	○	○		英語外部試験 利用可能
	書類審査	○	○	△	
大学入学共通テスト 利用選抜	大学入学共通テスト	○			
	書類審査	□	□	□	
社会人選抜 編入学選抜	小論文	○	○		
	面接		○	○	
	書類審査	□	□	□	
外国人留学生 選抜	口頭試問	○	○		
	面接		○	○	
	書類審査	○			出願要件

○ 合否判定に利用。 □ 合否判定には利用しないが、入学後の参考資料として活用。

△ 調査書は、評定平均値を得点化し合否判定に利用。評定平均値以外の項目に関しては、合否判定には利用せず、入学後の参考資料として活用。

※学校推薦型選抜(公募推薦)の教養問題(国語・英語)、一般選抜の国語と数学に記述式問題を導入し、論理的思考力や正確な表現力を評価。

【国語(公募・一般)】…自らの力で考えをまとめたり、相手が理解できるよう根拠に基づいて論述したりする思考力・判断力・表現力を評価。

【英語(公募)】…基本的な英単語の記述によりライティングスキルを評価。

【数学(一般)】…すべて記述式の解答方法を取っており、「論理立てして式や文章を書く能力」「正確に計算を行う能力」を評価。

イ スポーツ教育学科

学生募集要項で本学科に関するアドミッション・ポリシーを記載し、その啓発と周知に努めている。このことは、本学科がめざす「スポーツを通じた実践的な学び」により学校や地域社会に貢献できる人材の育成という目的・目標のために、スポーツ活動や障がい児・者支援などに主体的に行動する学生の確保を念頭においたものである。

なお、本学科においても、特に総合型選抜（AO）に関して受験時のミスマッチを防ぐために、オープンキャンパス等での事前説明会への参加をエントリー条件（オープンキャンパス参加型）としてきたが、令和3（2021）年度入試については、新型コロナウイルス感染症の影響によりオープンキャンパスに参加できない生徒への対応として、エントリー方法に課題提出型を新たに設け受験機会を確保した。

入学試験実施本部の所掌する本学科の入学試験の種別は、以下の通りである。

入試種別	選考方法	知識・技能	思考・判断・表現	関心・意欲・態度	備考
総合型選抜 (AO)	小論文	○	○		
	面談		○	○	
	書類審査	○	□	○	
総合型選抜 (自己推薦)	小論文	○	○		
	面接		○	○	
	書類審査	○	△	△	
学校推薦型選抜 (公募推薦)	小論文or教養	○	○		
	面接		○	○	
	書類審査	○	△	△	
学校推薦型選抜 (指定校推薦)	面接		○	○	
	口頭試問	○	○		
	書類審査	○	△	△	
学校推薦型選抜 (系列校推薦)	面接		○	○	
	口頭試問	○	○		
	書類審査	○	△	△	
学校推薦型選抜 (スポーツ推薦)	小論文	○	○		
	面接		○	○	
	書類審査	○	□	□	
一般選抜	筆記	○	○		英語外部試験 利用可能
	書類審査	○	○	△	
大学入学共通テスト 利用選抜	大学入学共通テスト	○			
	書類審査	□	□	□	
社会人選抜 編入学選抜	小論文	○	○		
	面接		○	○	
	書類審査	□	□	□	

外国人留学生 選抜	口頭試問	○	○		
	面接		○	○	
	書類審査	○			出願要件

○ 合否判定に利用。 □ 合否判定には利用しないが、入学後の参考資料として活用。

△ 調査書は、評定平均値を得点化し合否判定に利用。評定平均値以外の項目に関しては、合否判定には利用せず、入学後の参考資料として活用。

※学校推薦型選抜(公募推薦)の教養問題(国語・英語)、一般選抜の国語と数学に記述式問題を導入し、論理的思考力や正確な表現力を評価。

【国語(公募・一般)】…自らの力で考えをまとめたり、相手が理解できるよう根拠に基づいて論述したりする思考力・判断力・表現力を評価。

【英語(公募)】………基本的な英単語の記述によりライティングスキルを評価。

【数学(一般)】………すべて記述式の解答方法を取っており、「論理立てして式や文章を書く能力」「正確に計算を行う能力」を評価。

本学科の入学者の選抜は、基本的には子ども学科に準じた内容となっているが、スポーツ指導者養成の視点から、「スポーツ活動報告書」の提出をエントリー時や出願時に求めている。ただし、他大学との併願受験者が多い一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜については、受験時の負担を軽減するため、入学時に提出させることとしている。入学者の受け入れについて、本学では、これまでも多様な入試種別ごとに、実施方法と成績評価の両面から繰り返し見直しを進めており、令和2(2020)年4月入学者の入学後1年経過時の成績(GPA)と、各入試種別との関連性についても引き続き確認を行っている。なお、既に制度化している入学前学習の内容や実施方法等についての改善・充実を通して、入学後の学修に係る基礎学力の維持、向上と学修保証を図っている。

上記のことから、本学においては、学科ごとの教育目的を視座においた入学試験を実施しており、アドミッション・ポリシーに沿った入学選抜が公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとに実施されているものと判断している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は、入学定員及び収容定員に見合った適切な教育・研究環境の維持、確保を念頭に、受験生の獲得に向けて、全学挙げての精力的な取り組みを進めてきた。開学後の入学人数の動向は、多少の増減はあるものの総じて増加傾向にある。

令和3(2021)年度における教育福祉学部の定員充足率は100%であり、入学定員に沿った適切な学生受け入れ数を維持している。

本学の入学定員に対する入学人数の比率は以下の表に示す。

入学定員充足率の推移

平成 21 (2009) 年度<1 年目>	66.3%	平成 28 (2016) 年度<8 年目>	103.3%
平成 22 (2010) 年度<2 年目>	77.5%	平成 29 (2017) 年度<9 年目>	97.5%
平成 23 (2011) 年度<3 年目>	100%	平成 30 (2018) 年度<10 年目>	82.5%
平成 24 (2012) 年度<4 年目>	93.8%	令和 元 (2019) 年度<11 年目>	102.5%
平成 25 (2013) 年度<5 年目>	113.8%	令和 2 (2020) 年度<12 年目>	115.8%
平成 26 (2014) 年度<6 年目>	73.3%	令和 3 (2021) 年度<13 年目>	100%
平成 27 (2015) 年度<7 年目>	86.7%		

高校等で開催される「進路ガイダンス」や、本学独自の出前授業「プレカレッジ」に積極的に取り組んだことや、滋賀県教育委員会主催で実施される「滋賀県立高等学校生徒対象の大学連続講座」に、継続して複数分野の講座を開講したことなどが、県内を中心に認知度の向上と、高校との信頼関係の構築につながったと考えられる。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

令和 3 (2021) 年度入試は、入試改革の混乱に加え、新型コロナウイルス感染症により緊急事態宣言が発せられるなど、かつて経験したことのない状況での入学者選抜となった。新しい生活様式が求められるなど、激変する社会情勢に対応して、入学者選抜方法やアドミッション・ポリシーの定期的な見直しを行っていく。

また、学力の三要素が評価できるよう選考方法を変更したが、多面的・総合的な評価につながっているかについて検証を続け、必要に応じて選考方法を改善していく。

<エビデンス集 (資料編)>

- 【資料 2-1-1】 CAMPUS GUIDE 2022
- 【資料 2-1-2】 令和 4 (2022) 年度入試 学生募集要項
- 【資料 2-1-3】 大学案内 2021
- 【資料 2-1-4】 令和 3 (2021) 年度入試 学生募集要項
- 【資料 2-1-5】 令和 3 (2021) 年度総合型選抜 (AO) ガイド
[子ども学科/スポーツ教育学科]
- 【資料 2-1-6】 ホームページ
(入試情報 [教育福祉学部] > アドミッション・ポリシー)
https://www.biwakogakuin.ac.jp/juken/nyuushi_4nen
- 【資料 2-1-7】 ホームページ
(オープンキャンパス>Web オープンキャンパス)
https://www.biwakogakuin.ac.jp/web_opencampus
- 【資料 2-1-8】 びわこ学院大学 入学者選抜規程
- 【資料 2-1-9】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
入学試験の組織体制 (令和 3 (2021) 年度入試)
- 【資料 2-1-10】 推薦書
- 【資料 2-1-11】 びわこ学院大学 入試広報委員会規程
- 【資料 2-1-12】 入学試験 問題作成・採点 チェック表
- 【資料 2-1-13】 入試種別 1 年次 GPA 比較 [子ども学科/スポーツ教育学科]

【資料 2-1-14】 プレカレッジ（出前授業）実施一覧

【資料 2-1-15】 滋賀県立高等学校生徒対象の大学連続講座一覧

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

ア クラス・ゼミ担任制と「学生カルテ」の運用

本学では、一人ひとりの学生に対してきめ細かな学修支援を行う風土が形成されており、その基盤となるのがクラス・ゼミ担任による支援である。学生情報を共有するため、平成 28（2016）年度より Web システム（以下、「BIWAGAKU PORTAL」）において個別の「学生カルテ」を導入している。カルテでは、連絡先、保護者、学生異動履歴、指導教員、出身校、出欠状況、実習先、奨学金、成績、就職内定先などの学生情報を教員と職員が共有している。なお、カルテは重要な個人情報を含んでいるため、学内からのみアクセス可能としている。令和 2（2020）年度より機能強化を図った「BIWAGAKU PORTAL」では、使用デバイスおよび学修課題提出の多様化に対応したことから、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言下での迅速な情報共有や学修支援に活用することができた。

イ 履修指導および「学修の記録」の運用

学生の履修に関しては、教務課職員を中心に、入学時に 4 年間を見据えた履修計画、およびこれを踏まえた履修指導を行っている。また、その後の各学期開始前にも同様の取り組みを行い、学生の適切な履修状況の把握に努めている。

一方で、本学独自の取り組みとして、履修状況や各種資格取得およびボランティア活動等、4 年間の一貫した学びの記録ファイル（以下、「学修の記録」）を全学生に配布し、記入を求めている。この「学修の記録」は、学生自身が卒業後の目標設定とそのため 4 年間の学習計画を立て、その進展状況を自らで確認・評価することにより、学習意欲・行動を持続・発展させることを意図したものであり、学生が常に自己を振り返り、意欲を触発する上で有効に機能している。なお、記録内容は各学期の前後でのクラス・ゼミ担当教員との面談時に確認される。このことにより、担当教員は記録内容に基づく適切な助言や支援を行うことができ、クラス（1・2 年生）からゼミ（3・4 年生）への担当教員の交代後の一貫した支援を可能としている。

ウ 教育福祉学部としての実習指導体制の確立

学外実習へ向けた学生指導については、小学校、養護、幼稚園、保育士、社会福祉士、中学・高校（保健体育）、特別支援学校の各実習担当教員および実習・実践支援課職員との連携のもとに行われている。

実習年次に応じて、子ども学科では1年生12月に「学外実習オリエンテーション」、2年生5月に「学外実習ガイダンス」、スポーツ教育学科では2年生秋学期に「学外実習オリエンテーション」、3年生春学期に「学外実習ガイダンス」をそれぞれ実施している。

「学外実習ガイダンス」後に設定される各実習担当教員との面談では、「学修の記録」等に基づき実習参加要件の確認を行うとともに、学外実習で求められる能力や心構えについて、各自の具体的な課題を明確にさせた上で、学習指導や生活指導などを行っている。この面談は、その後、実習に係る事前指導→実習→事後指導の一貫した指導の一つとして位置づけられている。例年12月の「実習報告会」は、各実習事後指導の総括および、これから実習を行う学生への事前指導として位置付けている。

なお、学外実習体制のさらなる改善を目指して、毎年10月下旬を目処に主な実習受け入れ先である学校・園、および県・市町機関の関係者を招き「実習連絡協議会」を開催している。本会は、本学学生の実習状況の把握をはじめ、実習体制についての時事的な意見交換の機会となっている。

令和2（2020）年度の「学外実習ガイダンス」はオンライン、「学外実習オリエンテーション」は密を避け実習種別ごと、「実習報告会」は会場を分散して実施した。また、「実習連絡協議会」もソーシャルディスタンスを確保できる会場にて実施した。加えて新型コロナウイルス感染症の拡大による学外実習先の受入れ状況の変化、および管轄省庁の指導に従い、代替措置としての学内授業実施体制を整えた。

エ 進路支援に根ざした学修支援

職員による学生への学修支援は、進路・就職支援課を中心に、修学のための基礎学力を課題とする1・2年生を対象とした基礎学力養成講座や基礎学力養成演習、3・4年生対象の教員採用試験対策講座や公務員採用試験対策講座の運営等を行っている。

これらは学生の進路希望に応じたキャリア支援を組織的かつ計画的に行う本学独自のサポート体制である「びわ学キャリア塾」として位置づけられ、学生の進路選択への動機づけを高めること、および確実な進路保障をねらいとして以下に示すような総合的な学力向上のための取り組みを行っている。

オ 目標達成のための総合的な学力向上

上述のように、基礎学力向上を目的として外部業者（東京アカデミー）と連携した基礎学力養成講座、試験対策スタンダード講座、試験対策アドバンス講座を開講している。さらに2年生秋学期から3年生秋学期には教員・公務員（幼保）採用試験対策講座、4年生春学期には面接・討論・小論文等の対策のための教員・公務員（幼保）採用試験対策直前講座を開講している。また、教員や保育士に必要なピアノ実技については、1・2年生時のピアノビギナーズ教室、ピアノステップアップ講座等から4年

生時の教員・公務員（幼保）採用試験対策直前講座までの継続した受講により、スキルアップが図れるようにしている。

カ 入学前学習

本学では、入学予定者を対象とした大学での「学び」の準備を実施している。入学後の学びに必要な構えを身につけることをねらいとして、子ども学科は基礎学力チェックおよび課題図書に関するレポート、スポーツ教育学科は自身のスポーツ活動実践および地元のスポーツ施設の調査レポート等で構成している。なお、これらの課題は「スタディ・スキルズ」の事前学習として位置付けられ、入学後に課題内容の添削や検証を実施している。

キ コロナ禍における対応

令和2（2020）年度春学期前半（4～5月）は、全ての授業が遠隔対応となった。学生向けノートパソコンの無償貸与、オンライン授業に向けたZOOMやGsuite等の準備、当該ツールの使用方法の研修会の開催、教職員・学生間のテスト運用等、迅速に学修環境を整備した。

本格的に対面授業が開始された秋学期以降も、学習効果を高めるために、ZOOMやGsuiteの機能が利用される状況も散見され、遠隔授業への対応経験が学修支援体制を強化した例といえる。

本学では、4年間を通じた大学全体での計画的かつ継続的な学修支援を通して、学生の目標実現を図っている。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

学修支援の充実のための本学の対応は以下の通りである。

ア 障がいのある学生への配慮

入学時に出身高校から、身体および発達上の障がい等の申し送りがある学生については、「修学特別支援室」運営会議委員、養護教諭等が入学前に面談を行い、必要な支援の内容を確認している。また、入学時の個人調書、健康診断、入学式後に行う保護者説明会の場においても、配慮が必要な状況についての報告を依頼し、対応を検討している。

在学中の大学生活や学習に不安のある学生については、「修学特別支援室」を中心に組織的な支援を行っている。この「修学特別支援室」では、学生の支援だけではなく、該当学生に関わる担当教職員の支援も行っている。令和2（2020）年度は修学にあたり特別な支援が必要な学生に対し、「修学特別支援室」運営会議委員と担当教職員との連携のもと、授業・試験の座席配慮、一部授業のオンデマンド受講を認めるなどの合理的配慮を行った。

イ オフィスアワー制度の実施

平成 26 (2014) 年度から実施しているオフィスアワー制度では、全教員が相談可能な曜日と時間帯を設定し、学生が必要に応じて利用できる体制を整えている。また、講義室の向かいに研究室を置くことで、学生が教員のもとを訪れやすい環境づくりに努めている。オフィスアワーの時間以外にも、研究室を訪れる学生は多く、学生と教員のコミュニケーションは図れている。

ウ スチューデント・アシスタント (SA) 制度

授業支援について、TA 制度は設けていないが、平成 29 (2017) 年度より SA を導入し、実技や演習の授業を中心に活用している。活用手順としては、本学「スチューデント・アシスタント規程」にしたがっている。

なお、SA については、活動の趣旨、該当科目、応募資格、選考方法、時給等を明示した上で募集・選出しており、例年、子ども学科の「子ども学基礎演習Ⅰ」「子ども学基礎演習Ⅱ」やスポーツ教育学科の「野外活動 A」「野外活動 B」などで活用している。

令和 2 (2020) 年度は、子ども学科「子ども学基礎演習Ⅰ」「子ども学基礎演習Ⅱ」において 4 年生 9 名の学生が SA として活動した。彼らは当該科目の核となる活動である地域の子どもたちを対象とした「わくわくフェスタ」の企画から運営までの過程において、複数回の打ち合わせを行った上で、実習やボランティア経験等を活かした助言や指導を行った。同時に、この活動は、SA 相互の学び合いを深める体験となった。

また、授業の SA とは異なるが、3・4 年生が新入生オリエンテーションの一環として、スポーツ教育学科の地域オリエンティングの企画・運営を担当し、子ども学科では学科研修のアシスタントとして、新入生同士のコミュニケーションを円滑にするイベントの企画・運営を行っている。彼らの学修上のアドバイスや相談対応を通して、新入生がスムーズに学生生活を開始できるよう支援を行っている。

エ 中途退学、休学及び留年の対策

クラス・ゼミ担任制を敷き、大半の教員がクラス (1 年生または 2 年生) とゼミ (3 年生および 4 年生) を担当している。各学期始めには担任と学生の個人面談において、最新の成績通知書をもとに履修状況を共に確認しながら、前学期の総括および今学期の目標を確認する作業を行っている。中途退学、休学は学期末～新学期始めのタイミングで多いことから、学期始めの面談は、本学の少人数教育において重要な役割を担っている。

本学では出欠管理システムを採用しており、授業への出欠状況を学生、教職員ともにリアルタイムで確認できる環境を整備している。各学期授業開始の 4 週目時点で、教務課が出欠管理システムを利用して欠席過多の学生を抽出し担任及び各学科に連絡、必要に応じて学生・保護者との面談を実施している。

休学中の学生については、クラス・ゼミ所属を在学時のままとし、担当教員を中心に電話や E メール等を通じて学生本人と定期的に連絡を取り合い、現況把握を通じた

指導を行うなど、教職員が一丸となってきめ細かな支援を展開している。令和2(2020)年度からは、ZOOMやGsuiteの導入により、対面以外の面談を通したさらに手厚い学生支援が可能となっている。

例年11月上旬には保護者対象の説明会・希望者との個別懇談を実施し、保護者との様々な情報共有にも努めている。令和2(2020)年度は、コロナ禍の影響で春学期授業の大半がオンライン授業となったこともあってか、説明会・個別懇談ともに過去最高の参加者数であった。

なお、令和3(2021)年度4月に立ち上げた「退学者対策プロジェクトチーム」を通して退学者の分析を進め、具体的な方策に結びつける。

オ 中途退学、休学時の手続き

学生が退学または休学を願ひ出る場合は、事前に担任と面談し、了承を得ることとしている。その後、学生からの願ひ出に基づき、教務委員会、教授会の意見等を聴き、学長が決定する。

本学では、「BIWAGAKU PORTAL」の整備および入学前学習から入学後の「学修の記録」を活用した取り組みにより、きめ細かな学修支援を実現できている。また、それらは学生と教員、学生と職員との信頼関係づくりの基盤ともなっている。さらに、教員と職員の協働やスチューデント・アシスタント(SA)の活用等を通して、学修支援の充実・向上に適切に機能しているものと認識している。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

従来の「BIWAGAKU PORTAL」を見直し、令和2(2020)年度からシステムを更新したことにより、学生カルテをもとにした学修支援がさらに充実したものとなってきている。また、開学当初より試行錯誤を重ねた入学前学習については、実効性のあるものとなるよう引き続き改訂していく。

キャリア支援において、学外実習体制は十分機能している状況であるが、今後の様々な状況下を想定した実習時期の見直しをはかっていく。また、本学独自のサポート体制である「びわ学キャリア塾」の一つとして位置づけられた総合的な学力向上のための取り組みは、全体的な検証と強化を進める。

修学支援については、現況においても「修学特別支援室」が機能しているといえるが、高校からの個別支援計画等の情報共有や、全学での組織的取り組みの方針について「修学特別支援室」を中心に検討し実施することで、今後さらに充実した支援となることを目指す。

「退学者対策プロジェクトチーム」の分析で明らかとなった課題については、改善を進めることで学修支援の充実につなげる。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 2-2-1】 BIWAGAKU PORTAL_教員用ユーザーガイド

【資料 2-2-2】 「学修の記録」

- 【資料 2-2-3】 びわこ学院大学 実習・実践支援委員会規程
- 【資料 2-2-4】 令和 2（2020）年度 学外実習関連資料
- 【資料 2-2-5】 令和 2（2020）年度 実習連絡協議会資料
- 【資料 2-2-6】 令和 2（2020）年度 学外実習の学内代替措置関連資料
- 【資料 2-2-7】 びわ学キャリア塾イメージ図
- 【資料 2-2-8】 令和 3（2021）年度 基礎学力等講座日程
- 【資料 2-2-9】 令和 3（2021）年度 放課後ピアノ個人レッスン
- 【資料 2-2-10】 入学前学習資料
- 【資料 2-2-11】 びわこ学院大学 修学特別支援室規程
- 【資料 2-2-12】 令和 3（2021）年度 春学期オフィスアワー日程表
- 【資料 2-2-13】 びわこ学院大学 スチューデント・アシスタント取扱規程
- 【資料 2-2-14】 出欠登録ユーザーガイド
- 【資料 2-2-15】 欠席の目立つ学生を集約した教員向け資料
- 【資料 2-2-16】 令和 2（2020）年度 保護者説明会資料及びアンケート集計
- 【資料 2-2-17】 退学願・休学願様式
- 【資料 2-2-18】 退学者対策プロジェクト会議資料

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は、大学内の組織間の有機的連携によって、教育課程内外におけるキャリア支援体制を整備するとともに、進路・就職に対する相談・助言体制も整備し、適切に運営している。本学の対応は以下の通りである。

ア 全学的キャリア支援体制の整備

令和元（2019）年度より独自のサポート体制「びわ学キャリア塾」を実施している。「びわ学キャリア塾」は、「教師塾」「福祉塾」「仕事塾」で構成され、学生一人ひとりの進路希望に合わせたキャリア支援を組織的かつ計画的に行うために、それまでの活動を評価検討し再構築した。

名称	対象の就職希望先
教師塾	小学校教諭、養護教諭、中学校・高等学校教諭、特別支援学校教諭
福祉塾	幼稚園教諭、保育士、福祉関係
仕事塾	公務員、一般企業

本学の特徴や強みを最大限に活かせるよう大学・短大の垣根をなくし、各塾には教員と職員による作業チームを置き、大学・短大の全ての学生のニーズにあった支援体制「オールびわ学体制」の下、学生の指導に当たっている。

学生の進路希望の実現に向けては、入学前から進路決定まで、一貫したサポートが必要となる。まず、入学前学習では大学の授業を理解するための基礎を作り、入学後は、早い段階で将来について考える機会を、教員との面談の中で設けている。また、希望者には「基礎学力」をつけるための講座を実施している。3年生当初には、進路希望調査票の記入と併せて、個々の目指す進路に合わせた「教師塾」、「福祉塾」、「仕事塾」の専門的なサポートへと繋いでいく。

イ 教育課程内における支援体制

- ・主体的に学修を進める態度を醸成し、学びの基本を習得させるため、1年次に「スタディ・スキルズⅠ」「スタディ・スキルズⅡ」を、職業観の醸成、プレゼンテーション能力の向上、進路選択に向けた確認点の理解等を目的に、2年次に「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を開講しており、全学生が必修科目として受講している。
- ・1年生は、入学時に「思考力」「姿勢・態度」「経験」を評価するアセスメントを受験しており、実施業者によるフォローアップ講座、結果に基づくクラス担任との個人面談を実施している。
- ・各学科で開講されている「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」の授業は、学習成果を発揮する場を設けている授業である。学生自身の資質向上、社会的、職業的自立のために必要な能力を向上させる点においても重視する授業科目であり、主担当以外に各学年の担任全員を副担当として配置している。具体的な授業、取り組み等は下表の通りである。

学科	授業科目名	ねらい	取り組み (令和2年度実績)
子ども	子ども学基礎演習Ⅰ (1年次) 子ども学基礎演習Ⅱ (2年次)	子ども理解、子どもと関わる基礎的な技能の向上、自己理解や他者理解の促進、表現力の向上	地域の子どもの達を対象にしたイベント「わくわくフェスタ」を実施。(親子あわせて450名程度の来場)
スポーツ教育	スポーツ教育学基礎演習Ⅰ (1年次) スポーツ教育学基礎演習Ⅱ (2年次)	学校や地域社会におけるスポーツ教育の実態理解、課題把握、対応策の提示	スポーツ少年団の運動適性テストの補助(1年生) 高齢者を対象にした健康教室の実施とDVD作成(2年生)

- ・教員免許、保育士資格等の取得希望者は、免許・資格取得に必要な教育実習・保育実習等の実習科目を受講するが、子ども学科では当該実習指導の受講要件として、GPA等の成績に加え、実習前体験活動の参加を求めている。早期から、教育・保育現場等で経験を積み、現場を知った上で免許・資格取得に必要な実習に臨ませるといふ学科の方針で開学時から続いており、ミスマッチ防止の意図も含んでいる。な

お、実習前体験活動の参加状況等は、実習・実践支援課が集約し、実習担当教員と共有している。

ウ 教育課程外における支援体制

入学後、学生は将来について考え、学内で実施する外部業者による各種講座や進路・就職支援課職員による本学独自の「学内講座」を活用しながら「基礎学力」を身につける。具体的には、下表の令和3（2021）年度計画のとおりである。

■基礎学力養成

	春学期	秋学期
1年生	基礎学力養成講座 (東京アカデミー・10回) 基礎学力養成演習講座① (進路・就職支援課職員・8回)	試験対策スタンダード講座 (東京アカデミー・10回) 基礎学力養成演習講座② (進路・就職支援課職員・8回)
2年生	試験対策アドバンス講座 (東京アカデミー・10回)	採用対策スタンダード講座 (東京アカデミー・6回)

基礎学力養成と並行して、個々の目指す進路に合わせ、「教師塾」・「福祉塾」・「仕事塾」の3つの塾で、それぞれに特化した専門的なサポートを行っている。

■「教師塾」

年間行事計画

	内容	対象	講師等
4月	採用試験実施要項説明会	4年生	進路・就職支援課職員
7月	教職に対する心構え、採用試験に向けての準備等について	1年生	進路・就職支援課職員
	滋賀の教師塾入塾希望者説明会	3年生	滋賀県教育委員会教職員課職員
11月	公立学校講師登録説明会	4年生	進路・就職支援課職員
1月	教職に対する心構え、採用試験に向けての準備等について	1～3年生	滋賀県教育委員会教職員課職員
3月	進路・教職ガイダンス	新 2～4年生	進路・就職支援課職員

実施講座

	春学期	秋学期
1年生		教員養成セミナー (進路・就職支援課職員・5回)
2年生		教員養成セミナー (進路・就職支援課職員・5回)
3年生	採用試験アドバンス講座① (東京アカデミー・10回)	採用試験アドバンス講座② (東京アカデミー・10回) 採用対策直前演習(2～3月集中) (進路・就職支援課職員・15回)

びわこ学院大学

4年生	教員採用対策直前講座 (進路・就職支援課職員・30回) 教員採用2次試験対策講座 (7～8月集中) (進路・就職支援課職員・15回)	
-----	--	--

■「福祉塾」

年間行事計画

	内容	対象	備考
9月	介護合同説明会		東近江市
	模擬面接会		福祉施設施設長
12月	ワールドカフェ	2年生	福祉施設、幼稚園、保育所職員
3月	進路・教職ガイダンス	新 3～4年生	進路・就職支援課職員

実施講座

	春学期	秋学期
3年生		採用対策基礎講座(幼保) (進路・就職支援課職員・6回)
4年生	採用対策直前講座(幼保) (進路・就職支援課職員・15回)	

■「仕事塾」

年間行事計画

	内容	対象	講師等
4月	県警採用説明会	全学年	滋賀県警採用担当職員
5月	東近江市行政組合消防職員採用説明会	全学年	東近江市行政組合職員
7月	夏期インターンシップ説明会	3年生	リクナビ講師
10月	就職ガイダンス	3年生	リクナビ講師
	就職ガイダンス	2年生	学情講師
12月	離職・転職に関わる危機管理について	2年生	ハローワーク職員
	職種・業界研究	2年生	マイナビ講師
	エントリーシート・履歴書の書き方	3年生	リクナビ講師
1月	グループ面接対策	3年生	学情講師
	労働法セミナー	4年生	滋賀労働局職員

実施講座

	春学期	秋学期
4年生	採用対策直前講座(企業) (進路・就職支援課職員・10回)	

エ インターンシップを活用したキャリア支援

インターンシップは、教育課程の中で単位化はしていないが、キャリア形成のため、自らの専攻、将来のキャリアに関連する就業体験を行っている。特にスポーツ教育学科では3年生に対して積極的に参加するように指導している。

学習目的を明確にし、学習意欲を喚起すること、高い職業意識を持った職業人を養成すること、大学と教育界、産業界、地域社会との交流と相互理解を図ることを目的としている。

オ 進路・就職に対する相談・助言体制の整備

各学科教員及び進路・就職支援課職員から構成される「進路・就職支援委員会」を毎月開催し、学生の就職活動状況、求人票受理状況等に関する情報を共有するとともに、就職活動支援策について協議し、その内容は学科会議を通して教員とも共有している。4年生ゼミ担当教員の「進路・就職状況連絡票」記入により、進路・就職支援課と緊密に連携して学生の進路・就職状況を把握し、学生に適切な指導を行なっている。障がいのある学生や配慮の必要な学生について、進路・就職支援課職員とゼミ担当教員と連携して個別に対応している。

在職状況や求人獲得などを目的とした卒業生調査を毎年実施し、就職先と本学の関係強化や求人獲得に取り組んでいる。調査の結果を分析し、進路・就職支援の改善に用いる。

また、各講座の出席状況、各種模擬試験の成績などは教職員間で情報共有し、学生の個々の指導に役立てている。

本学では令和3(2021)年3月卒業者の就職率は100%を達成し、教員採用試験及び公立幼保採用試験の合格者も増加してきている。学生の希望に即した「びわ学キャリア塾」等の支援体制強化の効果が表れている。

(3) 2-3の改善・向上方策(将来計画)

本学は、「びわ学キャリア塾」の実施、進路・就職支援課と担当教員間の連携などのキャリア支援体制を整備してきた。これらによって、学生の進路希望に対して、きめ細かく、かつ迅速な対応が可能となった。今後、「びわ学キャリア塾」各塾の作業チームの機能強化、教員と職員の連携体制の強化がさらに求められる。また、障がいのある学生と配慮の必要な学生に対しての支援体制の整備も課題である。個別・部分的にではなく、教職員全体が「オールびわ学」、すなわち「組織的対応」という意識を持ち続けることも必要である。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 2-3-1】 びわ学キャリア塾イメージ図

【資料 2-3-2】 びわ学キャリア塾(教師塾・福祉塾・仕事塾)概要

【資料 2-3-3】 シラバス(学科別)

【資料 2-3-4】 GPS-Academic フォローアップ講座案内

- 【資料 2-3-5】 学外実習参加要件
- 【資料 2-3-6】 令和 3 (2021) 年度
学内講座・就職対策講座 (東京アカデミー) 実施計画及び実績
- 【資料 2-3-7】 教育系就職者数一覧 (卒業時)
- 【資料 2-3-8】 公立 (教員・幼稚園教諭・保育士) 関係採用状況
- 【資料 2-3-9】 令和 2 (2020) 年度 採用直前演習概要
- 【資料 2-3-10】 令和 2 (2020) 年度 教員養成セミナー概要
- 【資料 2-3-11】 令和 2 (2020) 年度 東近江市合同就職説明会リーフレット
- 【資料 2-3-12】 仕事塾セミナー関係資料及び学内説明会等資料
- 【資料 2-3-13】 インターンシップ参加実績
- 【資料 2-3-14】 びわこ学院大学 進路・就職支援委員会規程

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生が充実した学生生活を送るための環境づくりは、学業の質を高めるうえでも重要な課題である。本学では「学生委員会」が中心となって、学生支援に関する様々な取り組みや窓口業務のほか、「学生生活アンケート調査」の実施や「学長と学生の懇談会」を開催し、学生生活に必要な学修支援のニーズを把握するとともに、総合的な支援策を検討し、第 2 グラウンドの改修および体育館の修繕、専門のカウンセラーの配置等の学修支援に努めている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により学生生活が困難となっている学生の把握に努め、令和 2 (2020) 年度から始まった日本学生支援機構給付型奨学金および国や県・市の施策の周知と活用を図るとともに、大学独自の学修支援についても実施した。

ア 学生サービス、厚生補導のための組織

学生サービスと厚生補導業務を所轄する「学生委員会」では、毎月の定例会議において学生生活全般に関する支援およびその在り方などについて協議を行っている。また、事務組織としては学生部に進路・就職支援課および学生支援課を置き、学生からの様々なニーズに対応している。

進路・就職支援課では、就職など学生の進路に関する相談・指導業務などを所掌しており、学生支援課では、諸証明の発行等日常的な窓口業務対応の他、学友会や部・サークル活動等の課外活動支援、自動車・バイクの通学許可、通学バスの運行管理、学生が学業に専念できるように経済的な面や生活面、健康面でのサポート業務、また

学生教育研究災害傷害保険および学生教育研究災害付帯賠償責任保険を全員加入とし、事故等が起こった場合の対応等を行っている。

イ 奨学金など学生に対する経済的な支援

学生に対する経済的な支援として、日本学生支援機構奨学金があり、従来の第一種・第二種貸与奨学金に加えて、令和 2（2020）年度から新たに始まった修学支援制度（授業料等の減免を伴う給付奨学金制度）のほかに、滋賀県社会福祉協議会による保育士修学資金貸付制度で 14 名、交通遺児育英会奨学金には 2 名が貸与を受けている。

本学独自の奨学金制度には、経済的支援が必要で入試やスポーツで顕著な成績であった場合の特別奨学生・スポーツ特待生・スポーツ特別奨学生の制度、家族が卒業生や同時在籍する場合に入学料や授業料を減免するファミリー優遇制度、資格取得奨励金制度、公務員奨励金制度がある。令和 2（2020）年度は入学生のファミリー優遇制度は 10 名が適用を受け、資格取得奨励金の適用はのべ 3 名であった。

また、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の影響にかかる経済的な支援として、全学生に対して大学から 1 人 2 万円を給付するとともに、授業料の納付期限についても希望者には猶予を行った。

ウ 学生の課外活動への支援

学生の自治組織である学友会の諸行事等の活動については、担当教職員が本部役員の学生と協働して助言や支援を行っている。令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、例年行っている新入生歓迎会、下宿生を励ます会、大学祭、卒業記念パーティーなどほとんどの行事が中止になり、十分な活動ができなかったが、部・サークル紹介や学生総会は、担当教職員が学生とともに実施方法を模索し、オンラインで開催するに至った。

令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じたうえで、4 月に部・サークル紹介を対面で開催し、新入生歓迎会、学生総会も対面で行うべく担当教職員と協働して準備を進めている。

部・サークル活動については、令和 2（2020）年度、大学・短期大学の部・サークル活動をあわせて 24 団体であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により同年 5 月末までは活動を休止した。6 月以降、万全の新型コロナウイルス感染症対策を行うなどの許可条件を満たした部・サークルについては活動の再開を認めることとし、駅伝部、サッカー部、陸上部が活動を再開した。その後他の部・サークルについても許可を受けて活動を再開し、秋学期には 18 の部・サークルが活動している。

屋内トレーニング施設（BGU ジム）についても、活動を認められた部・サークルについては人数制限（3～5 人）、時間制限（1 日 90 分以内）、30 分ごとの換気および休憩等を条件として利用できることとした。

学外施設の利用については、布引運動公園・布引体育館を利用する場合は利用料を補助している。

コロナ禍にありながら、創部 5 年目で全国大学駅伝競走大会初出場、関西大学駅伝競走大会に 3 位入賞を果たした駅伝部には激励金を授与した。

エ 健康相談、心的支援、生活相談

学生相談室については、年度初めのオリエンテーション時に学生相談室案内を配布し、相談室へのアクセス方法やプライバシーの保護などについて周知する一方、相談室の利用が望ましいと思われる学生については、クラス・ゼミの担当教員から利用を促している。相談員は学生の相談状況及び対応方法などについて、学生委員会にて情報提供し共有化を図っている。

令和3(2021)年度からは週1回、専門のカウンセラーに来ていただき、メンタル面で支援が必要な学生に対してのカウンセリングを行っている。

また、特別な支援を必要とする学生に対しては、「修学特別支援室」と連携して情報共有するとともに、可能な合理的配慮等について協議し、関係教職員への周知と合理的配慮を依頼している。

本学では養護教諭を配置し、健康相談に応じるとともに、応急処置を行い必要に応じて病院受診への手配を行っている。また、全学生を対象に定期健康診断を行い、異常が見られた学生への適切な保健指導を行っている。

また、健康増進法改正以前から学内全面禁煙を実施し、学内外を巡回し学内はもちろん大学周辺エリアでも禁煙協力を求めてきたが、法改正を機に受動喫煙防止対策として、年度末・年度初めのオリエンテーション時に受動喫煙防止セミナーを実施し、健康教育推進に努めている。

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

令和2(2020)年度の支援策に対する効果検証を行うとともに、引き続き、「卒業時アンケート調査」を分析し、学生生活安定のための支援策の総体的な整備に努める。

部活動振興金や外部施設使用に関わる援助金等、学生の課外活動の支援に関わる効果検証を行い、適切な支援に活かす。

過去に不登校の経験があり現在もメンタル面で支援が必要な学生や、特別な支援を必要とする学生が年々増加する傾向にあり、こうした学生への支援体制の整備に努める。

<エビデンス集 (資料編)>

- 【資料 2-4-1】 びわこ学院大学 学生委員会規程
- 【資料 2-4-2】 びわこ学院大学 特別奨学生規程
- 【資料 2-4-3】 びわこ学院大学 スポーツ特待生規程
- 【資料 2-4-4】 びわこ学院大学 スポーツ特別奨学生規程
- 【資料 2-4-5】 びわこ学院大学 学費減免規程 [二親等以内]
- 【資料 2-4-6】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
資格取得奨励金制度に関する規程
- 【資料 2-4-7】 資格取得奨励金制度における対象資格と奨励金額の一覧表
- 【資料 2-4-8】 びわこ学院大学 公務員奨励金制度に関する規程
- 【資料 2-4-9】 令和2(2020)年度 日本学生支援機構奨学金受給・貸与者数
- 【資料 2-4-10】 学友会規約
- 【資料 2-4-11】 令和2・3(2020・2021)年度 部・サークル活動の状況

- 【資料 2-4-12】 BGU ジム利用規約（改定 3 版）
- 【資料 2-4-13】 令和 2（2020）年度 BGU ジム利用者数
- 【資料 2-4-14】 令和 2（2020）年度 布引運動公園利用状況
- 【資料 2-4-15】 令和 3（2021）年度 カウンセリングの利用について

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎及び施設・設備等の学修環境については、それぞれ設置基準を満たしており、教育目的を達成するための環境は適正に整備し、有効に活用されている。

本学の校地面積は、短期大学部と共用で 20,104 m² であり、大学設置基準第 37 条と短期大学設置基準第 30 条の規定により算出される必要な面積 6,700 m²（収容定員学生数 670 人×10 m²）を上回っている。また、校舎面積は 8,322 m² であり、大学設置基準第 37 条の 2 と短期大学設置基準第 31 条で規定されている必要な面積 6,450 m² を満たしている。なお、建屋全体が 3 階以下に抑えられており、地域の自然環境に溶け込んだキャンパスとなっている。

[表 2-5-1] 校地・校舎面積

単位：(m²)

区 分	収容 定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
びわこ学院大学	510 人	5,100	20,104	4,100	8,322
びわこ学院大学短期大学部	160 人	1,600		2,350	
計	670 人	6,700		6,450	

校地は、名神高速道路蒲生スマートインターチェンジから車で約 5 分の距離に位置しており、車通学をする学生も少なくない。そのため 250 台駐車できる駐車場を備えている。

教育環境の整備については、毎年計画的に更新・充実を図っており、令和元（2019）年度は本館棟屋上防水工事、新館棟外壁塗装工事、造形室、食生活実習室、吹奏楽部部室のエアコン更新工事を行った。また、平成 29（2017）年に第 2 コンピューター室パソ

コン、平成 30（2018）年度に第 1、第 3 コンピューター室パソコン、令和 2（2020）年度には学内統合サーバー及びポータルサイト（「BIWAGAKU PORTAL」）を更新し、時代に即した学修環境の整備を行った。なお、3 室あるコンピューター室は、授業のっていない時間は学生が自由に使用でき、レポートや資料作成、情報検索、統計解析などの自習を行っている。

令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、オンライン授業を余儀なくされたため、通信環境整備として学生に対しノートパソコンの無償貸出を行った。また、オンデマンド講義を録画するための収録スタジオを整備した。

講義室は、大講義室（240 人）[1 室]、特別講義室（200 人）[1 室]、中講義室（90 人）[5 室]、小講義室（36 人）[3 室]を備え、すべて A V 機器等によるマルチメディアに対応した装置を整備している。体育館（909 m²）は、更衣室、シャワースペース（温水）を完備し、また、運動場（6,194 m²）は全面に人工芝を整備している。他にテニスコート（2 面）を備え、授業や課外活動等に使用している。第 2 グラウンド（2599.79 m²）として、陸上競技の数種目が活動できる多目的グラウンドも備えている。第 1、第 2 グラウンドともに、夜間照明設備を設置しているので夜間も利用できる。またスポーツ教育棟の 1 階にはトレーニングルーム、実験室が設けられており、授業で活用するほか、トレーニングルームでは部活動などの個人利用も可能である。

あわせて、部活動の充実、活性化につながるよう、シャワールームを含めた部室棟を設けてある。令和元（2019）年度には、体育館に男子シャワー室を更新した。

施設・設備の安全性について、校舎全ては平成元（1989）年度以降に完成した建物であり、建築基準法に基づいた安全対策が採られ、耐震性もその基準に合致している。アスベストは使用していない。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習施設、図書館等については、教育目的を達成するための環境が適正に整備され、それぞれが有効に活用されている。

平成 29（2017）年 6 月に図書館棟全体のエアコン更新工事および屋上防水工事、平成 30（2018）年 8 月に理科室・子ども教育実習室のエアコン更新工事を行った。

パソコン教室においては、平成 29（2017）年 10 月に第 2 コンピューター室パソコン 46 台、平成 30（2018）年 8 月に第 1 コンピューター室・第 3 コンピューター室のパソコン計 64 台を更新するとともに新たに椅子を納入し、同時にカーペット更新工事を行いパソコン教室の環境を一新した。

ア 実習施設

実技・演習のできる部屋は、小児保健実習室[1 室]、理科室[1 室]、音楽室[1 室]、ピアノレッスン室[10 室]、子ども教育実習室[1 室]、介護・養護・看護実習室[1 室]、入浴実習室[1 室]、造形室[1 室]、コンピューター室[3 室]となっている。

実験・実習室には、それぞれの教育に必要な実験・実習ができる十分な設備を備えており、これらの実験室・実習室は授業に使用するほか、学生の空き時間における自学自習の使用を認めている。この他、研究室は、個室が 36 室（短期大学部教員も含

む)あり、学生の個別相談や教員とのコミュニケーションを深める場にもなっている。

イ 図書館

図書館（2階建・1,098.49㎡）は、1階が図書館エリア（閲覧席74席、視聴覚コーナー22席、検索・相談コーナー6席）、地階がラーニング・コモンズエリア（机席24席、テーブル席20席、ソファ席9席）及び閉架書庫で構成されており、低書架、幅広通路、点字ブロック、手すり、スロープ等、バリアフリー構造となっている。

所蔵資料は、令和3（2021）年5月1日現在で教育あるいは福祉の分野を中心に、図書が63,383冊（和書59,830冊、洋書3,553冊）、雑誌が84種（和雑誌80種、洋雑誌2種、電子ジャーナル2種）、AV資料が2,555点となっており、すべてデータベース上で検索可能である。

利用状況については、原則、開館は平日（9時～19時30分）のみであるが、大学行事に合わせ休日開館を実施するなど利用者ニーズに対し臨機応変に対応してきたこと等から、毎年度、約40,000人の入館者数（のべ数）があり、特に、平成30（2018）年度の年間入館者数はのべ40,528人と平成21（2009）年度の開学以来、初の40,000人台を記録するなど上昇傾向にあったものの、令和2（2020）年度に関しては、新型コロナウイルス感染症対策のため4月、5月は休館となり、開館した6月以降も開館時間の短縮、ラーニング・コモンズエリア（地階）の利用不可、学外者の利用不可あるいは複数名での利用不可など様々な制限が付いたこともあり7,754人（前年度比△30,215人）と大幅に減少した。

しかしながら資料の利用総数については、図書（前年度比△531冊）、AV資料（前年度比△78点）ともに大幅な減少は見られず、特に、雑誌（前年度比+102冊）は僅かながらも前年度を上回ることができ、学生に限った内訳も、図書＝前年度比△200冊、AV資料＝前年度比△1点、雑誌＝前年度比+123冊と、総数同様、雑誌利用は前年度を上回る結果となった。

要因として、新型コロナウイルス感染症防止策として利用者が短時間かつ容易に資料を入手できるよう、入口横の『記念文庫』を『インフォメーション・コーナー』へとリニューアルし「スペシャルコレクション」を中心に「教員著書」あるいは「新着紹介」等の特別コーナーを設置、またリクエストの多い課題作成や就職対策等に関する資料の充実、さらには図書のみならず関連するAV資料や雑誌も配架、加えて図書館委員会としての広報活動においても【図書館だより】（年1回、9月発行）の他に、11月以降、毎月【図書館通信】を編集・発行し『インフォメーション・コーナー』を紹介などの取り組みが挙げられる。

資料収集も、子ども学科はコース毎に利用度の高い資料（子ども教育コース＝小学校教諭や養護教諭関連等、子ども福祉コース＝幼児教育や子育て支援関連等）に重点を置いているが、スポーツ教育学科のニーズは教育（中・高保健体育や特別支援学校等）、福祉（障害や子ども等）、心理（アスリートや障害児等）あるいはスポーツ（球技や武道等）など多岐にわたっていることから、その都度、臨機応変に対応している。

利用環境については、臨時休館や短縮開館など新型コロナウイルス感染症対策実施期間中を有効活用し、前述の通りの『インフォメーション・コーナー』の設置の他に

も、書庫や倉庫の整理による配架スペースの確保、AV コーナーの機器更新あるいはシステムやサーバーのバージョンアップ等、利用者の満足度向上に向けた充実整備に取り組むことができた。

また令和元（2019）年度、全学生を対象に実施した「図書館利用に関するアンケート調査」（回収率 74%）について検証を進めた結果、利用環境（施設設備、所蔵資料、サービス内容等）については 77%の学生から「現状に満足している」という回答が得られたものの、採用関連資料の充実、休日開館や開館時間延長あるいは館内飲食の容認といった要望もあり、今後の対応について図書館委員会を中心に検討を進めている。

さらに広く学外にも開放することで大学としての地域連携や地域貢献の一翼を担っており、地元市民や他大学の学生など幅広い層の人々が学外利用者として利用されているが、ここ数年、資料の延滞や未返却など、ルールやマナー違反への対応に苦慮しており、学外利用者の受け入れについても図書館委員会を中心に検討を進めた結果、利用者要件や罰則等を定めた『びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部図書館 学外者利用内規』を作成し、教授会の承認を経て令和 3（2021）年 3 月 24 日から施行した。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

大学施設全般についてのバリアフリーや建築物の耐震基準などの安全性は確保されており、学内 LAN や IT 機器・設備など情報教育基盤も整っている。

エレベーター（新館・図書館）、スロープ、多目的トイレ等も備えている。そのため、車椅子でも容易に学内を利用できる。

学生の共用施設としては、学生食堂（150 席）と学生ホール（110 席）がある。食堂および喫茶については、全面的にそれぞれ専門業者に運営を委託しているが、安価で食事ができるよう、法人において運営費の一部を補助している。また、学生ホールに設けられている喫茶では、軽食や飲料が安価で提供されており、学生と教職員との懇談やミーティングの場として有効に機能している。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、各教室への消毒液の設置、食堂と学生ホール、図書館、事務室内にはアクリル板飛沫防止パーテーションを設置しソーシャルディスタンスを確保するために座席配置を変更し使用している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の授業では、現有の教室で問題なく対応できている。3 年生ゼミ（「子ども学総合演習」「総合演習」）及び 4 年生ゼミ（「子ども学卒業研究」「卒業研究」）は、原則として 5 名程度の学生数を基本としている。また、語学、情報、体育、音楽、制作等の科目については 40 名を上限とし、さらに、スポーツ教育学科の実技系科目については、40 名を 2 クラスに分割することで、学修効果を上げるためのきめ細かな指導を可能としている。また、大学入門や学科基幹科目についても、複数の教員が担当する手厚い指導体制を整えている。

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言下のスタートとなった令和 2（2020）年度春学期は、学生の安全と快適な教育環境の確保を優先させること、ならび

に学修効果の観点から、在宅学習課題を皮切りに、オンライン授業の実施およびその後の対面授業への移行について、あらゆる状況を想定しつつ授業実施を行ってきた。

学生数とそれに応じたクラスサイズは満たしているが、今後のカリキュラムや時間割、またポストコロナ禍の状況に応じて、教室等の効率的かつ適切な稼働状況に引き続き留意していくとともに、大学規模に見合う物理的環境や教員体制の確保など、大学の将来構想と連動させた検討を重ねていくことが必要であると考えている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学は平成 2（1990）年に本館棟、平成 6（1994）年に新館棟、平成 10（1998）年にピエタス館棟、平成 13（2001）年に図書館棟、平成 25（2013）年にスポーツ教育棟を建築し、最初に建築された本館棟が築 30 年を経過したが、学修環境は比較的整備された状態を保っている。ただし、施設・設備の安全性確保のために点検等は慎重に行っているが、経年による劣化は避けられない。そのため、中期目標・中期計画において、施設・設備の更新も視野に入れた整備計画を策定し、適切な維持管理を実施している。特に外壁・防水・空調機器は、設置後の経過年数が長い箇所から順次整備している。

図書館の改善・向上方策については、資料の増加に伴う書架や収納スペースの狭隘化あるいは学生の読書（活字）離れなど、これまで抱えていた喫緊の課題については対応策を講じることができたものの、「図書館利用に関するアンケート調査」において出された要望の実現や学外利用者への対応など新たな課題に直面しており、それらの課題と向き合いつつ、利用者に対する情報提供や研究支援などサービス内容のさらなる充実を図りながら中期目標・中期計画の実現に向けて計画的に取り組む。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-5-1】 施設配置図
- 【資料 2-5-2】 講義収録スタジオ概要
- 【資料 2-5-3】 ノートパソコン無償貸与等案内
- 【資料 2-5-4】 図書館利用の手引き 2021
- 【資料 2-5-5】 令和 2（2020）年度 図書館利用状況
- 【資料 2-5-6】 図書館利用に関するアンケート調査関係資料
- 【資料 2-5-7】 図書館だより（第 12 号）
- 【資料 2-5-8】 図書館通信（No.1～No.5）
- 【資料 2-5-9】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
図書館 学外者利用内規
- 【資料 2-5-10】 令和 2（2020）年度 新型コロナウイルス感染症対策本部会議議事録
- 【資料 2-5-11】 令和 2（2020）年度 オンライン授業関係資料
- 【資料 2-5-12】 令和 3（2021）年度 時間割、教室稼働状況
- 【資料 2-5-13】 令和 2（2020）年度 春学期 対面授業再開後の教室稼働状況・時間割

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

授業については、FD 活動の一環で 5 週目を目安に「授業改善アンケート」を、学期末に「授業評価アンケート」を実施している。「授業評価アンケート」の集計結果は各教員に返却され、教員は授業に関する評価を行う。

「卒業時アンケート調査」結果および隔年で実施している在学生の「学生生活に関するアンケート調査」結果の分析、「学長と学生の懇談会」で出された意見により、令和 2 (2020) 年度の学修支援に関する効果検証を行うとともに、要望についてはさらに精査し、実施可能な学修支援に取り組んでいる。また、令和 2 (2020) 年度から学長へ学生の意見がダイレクトに届くようにメールを開設し、これまでにのべ 11 件の学生の意見・要望があった。内容は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンライン授業となったことについて (6 件)、長期間対面での授業が行われないことについて (2 件)、授業内容について (3 件) であり、意見・要望のほとんどが令和 2 (2020) 年 5 月に集中 (10 件) した。

学生にとってオンライン授業は初めての経験で不安や戸惑いがあり、当初は実施方法や内容についての意見・要望であったが、令和 2 (2020) 年 6 月から一部対面授業を行うこととしたため、コロナ禍での密対策、対面授業に対する不安などからオンライン授業を継続してほしいという意見が多くみられた。これについては、教室における人数制限や座席の間隔を空けること、対面授業でもあってもオンラインを選択できることとし、秋学期からはやむを得ない場合はオンラインでの受講を認めることとした。

また、オンライン授業の実施に際し、全学生に通信環境等に関するアンケートを行い、当該結果を踏まえて、パソコン教室の開放、Web カメラの貸出、ノートパソコンの無償貸与を行った。

令和 2 (2020) 年度の学生が登学できない期間の情報提供は「BIWAGAKU PORTAL」で行い、全学生に周知するとともに、実施できなかった奨学金の説明会等はメール、電話および郵送で個別に対応し、学生の意見や要望に応えた。

令和 3 (2021) 年 2 月の「学長と学生の懇談会」で出された要望について、令和 2 (2020) 年度はコロナ禍で 18 時を最終便としていたスクールバスを、令和 3 (2021) 年度から図書館利用やゼミ活動、部・サークル活動等を行う学生のために 19 時 40 分に延ばすとともに、昼食時に利用する学生食堂についても 13 時終了であったものを 13 時 30 分まで延長することとした。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

クラス・ゼミ担当教員が各学期に個別面談を行い、学生のような悩みや心配事を聴き、学業面生活面ともに充実した学生生活を送れるように助言や指導を行っている。

健康面の相談については、学生相談室や保健室で対応ができ、特に保健室は多くの学生が利用している。こうした学生の状況は、関係教職員で情報共有を行い、必要に応じて迅速かつ適切に支援等ができるように努めている。

学生の経済的支援についても、クラス・ゼミ担当教員からの情報や奨学金の受給状況、授業料等の納付状況等で把握し、日本学生支援機構奨学金をはじめ可能な支援策を助言している。

特に令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって経済的な支援が必要な学生が多くみられ、学生支援課が相談窓口になり国等の支援策の活用促進に努めた。『学びの継続』のための学生支援緊急給付金は10万円が27名、20万円は6名、計33名が給付を受けた。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「学生生活に関するアンケート調査」および「卒業時アンケート調査」の分析、「学長と学生の懇談会」で出された意見を通して、令和3(2021)年度は学内体育施設(第2グラウンドおよび体育館)の改修・修繕等必要な学修環境の改善に努めている。

また、グラウンド拡張等の要望に関しては、土地の確保ができないため、これまでから近隣の市営施設である布引運動公園を利用しているが、利用拡大を行うことにより対応していくこととしている。

(3) 2-6の改善・向上方策(将来計画)

- ・「学生生活に関するアンケート調査」、「卒業時アンケート調査」の分析および学長と学生との定期的な懇談会で出された意見により、学修支援に関する効果検証を行うとともに、要望については、さらに精査し学修支援への対策を進化させる。
- ・学生相談室の活用実態および、奨学金の受給状況等を把握し、個々の学生のニーズに応じた適切な支援策を提供する。また、特別な支援が必要な学生に対する修学支援については、修学特別支援室で適宜会議を開催し、該当学生の状況の把握と情報の共有を行うとともに、合理的配慮で可能な支援を関係職員に周知し取り組んでいく。
- ・学内奨励金制度の効果検証を通して、さらなる制度の充実を図る。
- ・「学生生活に関するアンケート調査」、「卒業時アンケート調査」の分析および学長と学生との定期的な懇談会で出された意見により、令和2(2020)年度の取り組みの検証を行うとともに、さらに適切な学修環境の構築に努める。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 2-6-1】 授業改善アンケート

【資料 2-6-2】 令和2(2020)年度 秋学期 授業評価アンケート結果

- 【資料 2-6-3】 令和 3 (2021) 年 3 月 卒業時アンケート結果
- 【資料 2-6-4】 令和元 (2019) 年度 学生生活に関するアンケート調査
- 【資料 2-6-5】 令和 2 (2020) 年度 学長と学生の懇談会 記録
- 【資料 2-6-6】 令和 2 (2020) 年度 学生委員会 議事録
- 【資料 2-6-7】 学長ダイレクトメールアドレス案内
- 【資料 2-6-8】 通信環境に関するアンケート調査結果
- 【資料 2-6-9】 ノートパソコン無償貸与等案内
- 【資料 2-6-10】 令和 2 (2020) 年度 保健室利用状況
- 【資料 2-6-11】 学生支援緊急給付金申請者一覧 (四大)
- 【資料 2-6-12】 体育館修繕工事基本行程表

【基準 2 の自己評価】

建学の精神を具現化し、本学の使命・目的を達成するために策定したアドミッション・ポリシーを大学ホームページ、募集要項等の様々な媒体や機会を通じて、公表・周知している。入学試験問題の作成は本学教員による入試問題作成チームが担当し、厳正に管理・運営している。学科により差はあるが、学部として概ね入学定員を充足し、教育にふさわしい環境を確保している。

「教員と学生の距離が近い大学」として、学修支援はクラス・ゼミ担任が中心となり学生とのコミュニケーションを基本としているが、教務部・学生部職員や学内の関係組織と協働して、学生一人ひとりに寄り添った支援の充実に努めている。出席率が低い学生の情報共有、チュードレントアシスタント (SA) の活用、障がいのある学生への配慮や中途退学対策等もこの体制の中で取り組んでおり、必要に応じて保護者との連携も図れている。

キャリア支援は、「びわ学キャリア塾」として、進路・就職支援課職員が中心となって入学当初から学生個々の進路希望に合わせた各種の講座を展開しつつ、担当教員との連携による相談・助言体制を整備している。

学生が充実した学生生活を送るための学生サービスは、学生委員会を中心にさまざまな取り組みを検討し、学生支援課を窓口として、奨学金や課外活動等への経済的支援および学生相談や健康相談等の各種支援にあたる体制を構築している。

本学は、校地、校舎および施設・設備等の学修環境は設置基準を満たし、これらは教育目的を達成するための適正な整備がなされ、有効に活用している。また、各種の実習への教育に必要な十分な設備を有し、図書館はラーニング・コモنزの設置や教育・福祉分野を中心とした図書・所蔵資料の充実および、これらの利用環境の整備を続けている。さらに、学内施設全般のバリアフリー化、共用施設の整備、授業時のクラスサイズの適正化に努めている。

学生へのアンケート調査の分析や、「学長と学生の懇談会」および学長へのダイレクトメール等が出された意見をもとに、学修支援の効果検証と改善に努めている。

以上より「基準 2」を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は地域課題である少子化の進展と高齢者の増加に関して、福祉の素養と深い教養を身につけた教員や保育者、また地域スポーツや健康増進等をサポートする人材を育成することを目指して「地域社会の持続的発展に主体的に貢献する有為な人材育成」を教育目的として掲げている。これに基づき、子ども学科は「子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成」を、スポーツ教育学科は「スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成」を学科の教育目的としている。

これら教育目的と関連し、学科ごとにディプロマ・ポリシーを掲げているが、令和 2 (2020) 年度にはディプロマ・ポリシーを点検し、学力の三要素に即した以下の内容に修正した。さらに、ディプロマ・ポリシーに対応したルーブリックを作成し、令和 3(2021) 年度から運用を開始している。

<子ども学科>

知識 ・ 技能	①子どもの心身の成長・発達に対し、一人ひとりの学習や生活を支援しうる教育、保育、福祉について専門的知識・技能を修得している。
思考 ・ 判断 ・ 表現	②教育、保育、福祉をめぐる様々な問題状況を積極的に予見・発見し、的確な処置のできる視座を有している。 ③教育者・保育者等の専門的職業人としての情熱と倫理観を持ち、豊かな表現力を身につけている。
関心 ・ 意欲 ・ 態度	④自己の学習課題を明確にし、課題解決のための継続的な研鑽ができる。 ⑤人間関係を豊かに育てることができる“人格的な資質”を持ち、異文化理解を踏まえた国際的な視野に立って、地域社会の一員として適切な行動ができる。

<スポーツ教育学科>

知識・技能	①人間の発達や地域の発展に対し、スポーツが貢献しうるための専門的知識や技能を修得している。
思考・判断・表現	②スポーツをめぐる様々な問題状況を積極的に発見し、異文化理解を踏まえた国際的な視野を持ち、的確な判断ができる。 ③スポーツ教育への情熱と倫理観を持ち、豊かな表現力を身につけている。
関心・意欲・態度	④人間と地域に対し高い関心をもち、課題解決のための継続的な研鑽ができる。 ⑤人間と地域に対し直接的な関わりを基本とし、現場での適切な行動ができる。

上述のディプロマ・ポリシーは「学生ハンドブック」やホームページ等に明示しているほか、入学時の履修オリエンテーションや学外実習オリエンテーション等で学生に繰り返し説明を行っている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

単位認定要件は、「びわこ学院大学 学則第 7 章（教育課程及び履修方法等）」、「びわこ学院大学教育福祉学部授業科目履修及び試験等に関する規程第 4 章（試験及び成績評価）」において規定している。そして、単位認定基準については上記規程第 14 条（単位の認定）、第 2 学年から第 3 年学年への進級基準については同第 39 条の 2（原級留置）、卒業資格については同第 38 条（卒業資格）に定め運用している。

なお、これら学則および規程は「学生ハンドブック」に明示し、入学時の履修オリエンテーションをはじめ、各学期前の履修ガイダンス等において学生に周知している。また、シラバスには各授業科目についての成績評価の方法を明示している。

さらに、令和 2 (2020) 年度は卒業研究に関するルーブリックを作成し、令和 3 (2021) 年度から運用を開始している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定については、上記規程ならびに平成 24 (2012) 年度策定の「成績評価基準」に基づき、成績評価と単位認定に関する教員間の合意形成をはかっている。学生へは、平成 27 (2015) 年度から授業内容の理解のために必要な予習・復習時間をシラバスに明記している。教員には、上述の「成績評価基準」について、学期ごとの期末試験要項に明記することで周知している。

また、GPA を活用した CAP 制を導入しており、直前学期の GPA に応じて履修登録できる単位数が変動する仕組みとなっている。

なお、平成 27 (2015) 年 10 月の大学機関別認証評価・実地調査で指摘された、再試験制度の廃止 (平成 26 (2014) 年度より) による成績評価や免許・資格取得等への影響の懸念については、成績評価データを整理し、ほぼ問題がないことを確認している。

さらに質保証を目的として上記規程第 39 条の 2 (原級留置) を追加した。これは 2 年次終了時点の総修得単位数と累計 GPA の基準を設定し、当該基準を下回る場合は、3 年次への進級を認めない原級留置として、令和元 (2019) 年度入学生より適用している。

卒業認定については、上記学則第 9 章 (卒業及び学位)、および上記規程の第 7 章 (卒業資格) で明示し、これに基づく資料をもとに、卒業判定教授会において厳正に審議のうえ認定している。

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

令和元 (2019) 年度入学生より適用の進級基準 (原級留置) については、令和 2 (2020) 年度末で若干名の該当者があった。年度ごとの 2 年次の評価割合と平均 GPA の推移からは、入学年度・学科での差異が認められた。

これらのことから、学修の質保証に係る単位認定基準について、運用を開始したディプロマ・ポリシーおよび卒業研究ルーブリックの検証も含め議論を重ねる。

<エビデンス集 (資料編)>

- 【資料 3-1-1】 びわこ学院大学 学則
- 【資料 3-1-2】 CAMPUS GUIDE 2022
- 【資料 3-1-3】 ホームページ
(情報公開 > 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー))
<https://www.biwakogakuin.ac.jp/introduction/idea#diploma>
- 【資料 3-1-4】 科目配置表 [子ども学科、スポーツ教育学科]
- 【資料 3-1-5】 カリキュラムマップ
- 【資料 3-1-6】 カリキュラムツリー
- 【資料 3-1-7】 びわこ学院大学 授業科目履修及び試験等に関する規程
- 【資料 3-1-8】 シラバス作成要領及び入力例
- 【資料 3-1-9】 令和 2 (2020) 年度 秋学期末試験要項
- 【資料 3-1-10】 成績評価基準
- 【資料 3-1-11】 履修登録単位数の上限 (CAP 制)
- 【資料 3-1-12】 令和 2 (2020) 年度 卒業判定資料
- 【資料 3-1-13】 成績評価の推移状況
- 【資料 3-1-14】 ディプロマ・ポリシー対応ルーブリック
- 【資料 3-1-15】 卒業研究ルーブリック

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

子ども学科ならびにスポーツ教育学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）を実現するため、学科ごとにカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）を定めているが、令和 2（2020）年度のディプロマ・ポリシーの点検および修正にともない、カリキュラム・ポリシーを以下のように変更した。

<子ども学科>

建学の精神、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を達成するために、「教養科目」「専門科目」で教育課程を編成する。授業科目は、講義、演習、実習・実技等を適切に組み合わせて開講する。

1. 教養科目は学部共通であり、「①大学入門」「②共通教養科目」「③外国語・体育科目」「④留学生」に区分して授業を開講する。
 - ①大学入門…大学における学びの基本の習得、社会で活躍する際に基盤となる社会性及び自立性の養成
 - ②共通教養科目…バランスのとれた豊かな教養の獲得
 - ③外国語・体育科目…（外国語）「読む・書く・話す・聞く」の 4 技能の習得、健康の基礎づくりへの理解促進
 - ④留学生…基本的な日本語会話の習得、日本事情の理解（留学生限定科目）
2. 専門科目に「⑤学部共通科目」を設け、必修科目を開講する。
 - ⑤学部共通科目…「教育」と「福祉」の双方の視点、立場を身につけるための基盤となる多様な価値観を学ぶ。
3. 専門科目を「⑥学科基幹科目」「⑦教育科目（A. 初等教育科目）（B. 養護教諭科目）」「⑧福祉科目（C. 保育教諭科目）」「⑨発展科目」に区分して授業を開講する。
 - ⑥学科基幹科目… 子ども学を体系的に理解するために必要な授業科目を配置し、全て必修科目とする。子ども理解を深め、課題を探究する基本的態度、表現力、主体性を育み、多様性を受容する姿勢を身につけるため、1 年次に「基礎演習 I」、2 年

次に「基礎演習Ⅱ」を履修する。子どもを取り巻く諸課題のうち自ら選択した課題を対象に、専門知識や思考方法の習得及び創造的思考力を習得するために、3年次に「総合演習」、4年次には「卒業研究」を履修する。

- ⑦教育科目 … 乳児期、幼児期、児童期へと連続した教育、保育、福祉に関する実践的指導力を身に付ける。教育者・保育者を目指す学びを積み上げ、確実な指導力を持つ専門職の養成を目指す。
- ⑧福祉科目 … 教育現場、福祉現場等において、適切に思考し判断することのできる力量の育成を目指す。

上記教育課程を通じて、教育者・保育者等の専門的職業人がもつべき知識・技能、思考力・判断力・表現力、豊かな人間性を育む。
各科目の学習成果は到達目標・評価基準に照らし合わせて評価する。

<スポーツ教育学科>

建学の精神、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を達成するために、「教養科目」「専門科目」で教育課程を編成する。授業科目は、講義、演習、実習・実技等を適切に組み合わせて開講する。

1. 教養科目は学部共通であり、「①大学入門」「②共通教養科目」「③外国語・体育科目」「④留学生」に区分して授業を開講する。
 - ①大学入門…大学における学びの基本の習得、社会で活躍する際に基盤となる社会性及び自立性の養成
 - ②共通教養科目…バランスのとれた豊かな教養の獲得
 - ③外国語・体育科目…（外国語）「読む・書く・話す・聞く」の4技能の習得、健康の基礎づくりへの理解促進、スポーツ科学への導入及び実践
 - ④留学生…基本的な日本語会話の習得、日本事情の理解（留学生限定科目）
2. 専門科目に「⑤学部共通科目」を設け、必修科目を開講する。
 - ⑤学部共通科目…「教育」と「福祉」の双方の視点、立場を身につけるための基盤となる多様な価値観を学ぶ。
3. 専門科目を「⑥学科基幹科目」「⑦スポーツ教育科目」「⑧中等教育科目」「⑨特別支援教育科目」「⑩卒業研究科目」に区分して授業を開講する。
 - ⑥学科基幹科目… スポーツ教育を体系的に理解するために必要な授業科目を配置し、全て必修科目とする。地域スポーツに対する理解を深め、課題を探究する基本的態度、表現

- | | |
|------------|---|
| | 力、主体性を育み、多様性を受容する姿勢を身につけるため、1年次に「基礎演習Ⅰ」、2年次に「基礎演習Ⅱ」を履修する。 |
| ⑦スポーツ教育科目… | 健康とスポーツの発展に関する課題解決に必要な専門的知識を習得する。 |
| ⑧中等教育科目… | 中等教育の現場に必要な基本的知識・技能を幅広く習得する。 |
| ⑨特別支援教育科目… | 特別支援教育の現場に必要な基本的知識・技能を幅広く習得する。 |
| ⑩卒業研究科目… | スポーツ、中等教育、特別支援教育を取り巻く諸課題のうち自ら選択した課題を対象に、専門知識や思考方法の習得及び創造的思考力を習得するために、3年次に「総合演習」、4年次には「卒業研究」を履修する。 |

上記教育課程を通じて、健康増進や地域スポーツの発展に貢献できる人物が持つべき知識・技能、思考力・判断力・表現力、豊かな人間性を育む。各科目の学習成果は到達目標・評価基準に照らし合わせて評価する。

上記のカリキュラム・ポリシーは、「学生ハンドブック」および大学ホームページに明記し、学生への周知徹底を図っている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

各学科の教育課程の編成にあたっては、カリキュラムマップにおいてカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーおよび授業科目の対応を明らかにしている。なお、上述の通り令和2(2020)年度のディプロマ・ポリシーの点検および文言修正にともない、カリキュラム・ポリシーも修正したことで、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性は確認できている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

平成30(2018)年度よりディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに沿って再編成された教育課程(教養教育を含む)を実施し、令和元(2019)年度よりカリキュラムマップと科目ナンバリングを「学生ハンドブック」に示し、学生への周知を図っている。

なお、令和2(2020)年度のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの点検・修正にともない、各学科の標準的な免許・資格課程の履修モデルを通じてカリキュラムマップを確認した結果、子ども学科において、(思考・判断)に該当する科目が著しく少ない状況があったため、見直しを行った。

シラバスについては、作成要領を定め、全教員への説明を行い、担当科目についての

作成・改訂を求めている。作成されたシラバスは、教務委員会で内容をチェックした後、適切に整備している。平成 28 (2016) 年度からは、冊子での配布を取りやめ、Web での履修登録に合わせた Web シラバスとして、ポータルサイト内で学生が自由に閲覧できるようにしている。

履修登録については、各科目の学修効果の観点から十分な学修時間を確保するため、直前学期の成績 (GPA) をもとに履修登録単位数の上限 (CAP 制) を設定している。なお、CAP 制は学外実習要件にも活用しており、4 年間での免許・資格取得のための履修チェック機能の役割を果たしている。

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養科目は、「学問の裾野を広げ、様々な角度から物事を見ることが出来る能力や自主的、総合的に考え的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置づけることのできる人材を育てる」という教養教育の理念・目的のもとに開講している。

教養科目については学部共通科目であり、子ども学科、スポーツ教育学科ともに①大学入門②共通教養科目③外国語・体育科目④留学生において、合計 28 単位以上の修得を求めることとしている。なお、令和 2 (2020) 年度のディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの点検・修正にともない、カリキュラムマップの見直しを行っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫については、例年 FD 委員会を中心に以下のように取り組んでいる。

- ・教員間での公開授業を各学期に 1 回ずつ実施し、公開授業参加報告書をもとに、授業内容・方法のさらなる充実を図っている。
- ・授業改善アンケートは授業第 5 週を目処に、授業評価アンケートは各学期の最終週に実施している。これらの結果は、授業担当教員によるコメントとして確認と分析を行い、授業改善のための省察を行っている。授業評価アンケートの教員のコメントは、「BIWAGAKU PORTAL」上で学生に公開している。なお、各アンケートは受講者である学生の当事者意識や責任感を高めるために、平成 27 (2015) 年度からは記名方式を採用している。
- ・FD 研修については年に 3 回程度実施し、「アクティブ・ラーニング」を含めた授業方法や成績評価に関する内容を中心に研鑽を積んでいる。令和 3 (2021) 年度開講科目におけるアクティブ・ラーニングの実施状況は、学部全体で 63.6%、子ども学科 71.4%、スポーツ教育学科 50.4%である。

令和 2 (2020) 年度については、以下の取り組みを行った。

- ・公開授業は、ほぼ全ての科目で対面授業となった秋学期のみ実施した。
- ・授業改善アンケートおよび授業評価アンケートについては秋学期のみ実施し、春学期はオンライン授業アンケートを通して学修効果の検証を試みた。

- ・FD研修については、春学期の授業開始を2週分延期し、その間にオンライン授業に関する研修を複数回行った。さらに年度末には「ルーブリック評価」をテーマに外部講師によるオンライン研修を実施した。

(3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

本学では、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーならびにカリキュラム・ポリシーが教育に連動するよう努力を重ね、平成30（2018）年度より再編成された教育課程（教養教育を含む）を実施しているが、令和2（2020）年度は、これらを点検・修正した上で、ディプロマ・ポリシー対応ルーブリックおよび卒業研究ルーブリックを作成し、令和3（2021）年度から運用を開始した。また、教授方法の改善・工夫のために実効性の高いルーブリック評価に関する研修も始めている。

今後は、概ね実施している対象項目をもとにアセスメント・ポリシーを策定し、これに基づきカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性をはかる。あわせて、すでに着手している幼稚園教諭課程の改正（子ども学科…令和5（2023）年度）に向けたカリキュラム改訂を進める。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-2-1】 カリキュラム・ポリシー
- 【資料 3-2-2】 びわこ学院大学 教務委員会規程
- 【資料 3-2-3】 びわこ学院大学 教職課程委員会規程
- 【資料 3-2-4】 令和2（2020）年度 教務委員会議事録・会議資料（抜粋）
- 【資料 3-2-5】 科目配置表 [子ども学科、スポーツ教育学科]
- 【資料 3-2-6】 学外実習参加要件
- 【資料 3-2-7】 カリキュラムマップ
- 【資料 3-2-8】 カリキュラムツリー
- 【資料 3-2-9】 ナンバリング説明資料
- 【資料 3-2-10】 シラバス作成要領及び入力例
- 【資料 3-2-11】 履修登録単位数の上限（CAP制）
- 【資料 3-2-12】 びわこ学院大学 FD委員会規程
- 【資料 3-2-13】 令和2（2020）年度 秋学期 公開授業参加報告書
- 【資料 3-2-14】 授業改善アンケート
- 【資料 3-2-15】 令和2（2020）年度 秋学期 授業評価アンケート結果
- 【資料 3-2-16】 オンライン授業関係資料
- 【資料 3-2-17】 FD研修会資料
- 【資料 3-2-18】 シラバスチェック結果報告書

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

ア ディプロマ・ポリシーの達成度

令和元（2019）年度から、「卒業時アンケート」回答時に自己評価を求めている。直近 2 年間の平均値は以下の通りである。

年度 DP	令和元（2019）年度			令和 2（2020）年度		
	子ども	スポ教	学部	子ども	スポ教	学部
①知識・理解	3.81	3.33	3.69	3.76	3.85	3.79
②思考・判断	3.23	3.44	3.29	3.56	3.61	3.58
③技能・表現	3.31	3.78	3.43	3.59	3.64	3.61
④関心・意欲	3.42	3.78	3.51	3.61	3.70	3.64
⑤態度	3.50	3.89	3.60	3.69	3.70	3.70

※5 点満点

上記評価は学生の自己評価結果であるが、学生と教員とが共通の指標で納得いく評価を実施すべく、令和 2（2020）年度には、学科別にディプロマ・ポリシー対応ルーブリックを作成した。このルーブリックには各 DP の項目について、評価の視点と解説、レベル毎の基準、具体的な実践場面例等が記載されており、年度ごとに担当教員との面談の場で達成度を確認することで、学修成果を点検・評価する仕組みとなっている。

イ 卒業研究

卒業研究について、子ども学科は「子ども学卒業研究」として卒業論文、卒業制作、卒業演奏のいずれかに取り組み、その成果は卒業研究抄録集としてまとめている。スポーツ教育学科は、「卒業研究」として卒業論文作成に取り組み、その成果を卒業研究ポスター集として発刊している。

令和 2（2020）年度は、これらの学修成果の点検・評価のための卒業研究ルーブリックを作成し、試験的な運用を経た後、令和 3（2021）年度より運用を開始している。

ウ 免許状・資格取得状況および就職状況

令和 2（2020）年度卒業生の免許状・資格の取得状況については、卒業生数 106 名に対し、小学校教諭 14 名、幼稚園教諭 28 名、保育士資格 27 名、養護教諭 13 名、特別支援学校教諭 1 名、社会福祉士（受験資格）4 名、障害者スポーツ指導員（初級）1 名、健康運動実践指導者（受験資格）2 名である。

進路について、子ども学科卒業生 66 名のうち、幼稚園、小学校、養護教諭および保育士として就職した者は 47%、社会福祉施設に就職した者は 23%である。そして、スポーツ教育学科卒業生 40 名では、公務員（消防士・自衛隊）5%、社会福祉関連企業 10%、一般企業は 70%である。

このほか、学生の就職先での評価を把握するための就職先アンケート調査、卒業後アンケート調査、卒業時アンケート調査等の結果を踏まえた学修成果の点検を行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学習指導等の改善については、前述（3-2-⑤）に示す通り、例年春学期、秋学期の授業第 5 週で実施する「授業改善アンケート」、および各学期の最終週に実施する「授業評価アンケート」をもとに分析を行っている。

「授業改善アンケート」では、受講学生に対して 5 回の授業を終えての感想、授業に対する取り組み（予習・復習・受講態度）の自己評価、および授業への要望等の記述を求め、担当教員は、これらの記述を参考に授業の改善を図っている。また、各学期の最終週に実施する「授業評価アンケート」は、14 項目にわたる質問項目への回答を求めている。教員は担当科目ごとに数値化されたアンケート結果を確認・分析し、そのコメントは「BIWAGAKU PORTAL」上で学生に公開している。この一連の取り組みは、担当科目の授業内容や指導方法の改善に活かされているが、ひいては教育目的の達成に向けた改善を講じていることを意味する。なお、令和 2（2020）年度春学期についての上記の取り組みは、「オンライン授業形態に関するアンケート」として実施した。

また、各学期に実施している公開授業を通じた教員同士の授業評価コメントについては、その結果を教職員間での共有フォルダー上で公開している。なお、令和 2（2020）年度は一部を除くすべてが対面授業となった秋学期のみ実施した。

FD 委員会を中心とした上記の組織的な取り組みは、教員の教育姿勢を継続的に刺激することとなり、教育目的の達成に向けた教育力の全般的なレベルアップが図られていると認識している。

令和 2（2020）年度は、4 年間の学修成果の点検・評価のための「学修の記録」の活用情報の共有やフィードバックの方向性を協議し、「学修の記録」の改訂に取り組んだ。令和 3（2021）年度からは、入学時の外部アセスメント試験、ディプロマ・ポリシーに関するルーブリックに基づく毎学年の点検を実施することで、学生個々の学修成果を点検・評価する仕組みを構築した。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

スポーツ教育学科における免許状・資格取得状況に関しては課題があることを認識しており、免許状・資格取得事例の学修状況の検証を通して課題克服に努める。

また、令和 3（2021）年度から運用を開始した「学修の記録」および卒業研究ルーブリックに係る学修成果の点検・評価の仕組みの検証と改善を続け、アセスメント・ポリシー策定へつなげる。

<エビデンス集 (資料編) >

- 【資料 3-3-1】 令和 2 (2020) 年度 卒業生進路状況
- 【資料 3-3-2】 免許状・資格取得状況
- 【資料 3-3-3】 令和 2 (2020) 年度 卒業生アンケート調査結果
- 【資料 3-3-4】 令和 2 (2020) 年度 就職先アンケート調査結果
- 【資料 3-3-5】 令和 3 (2021) 年 3 月 卒業時アンケート結果
- 【資料 3-3-6】 GPS-Academic 全体結果報告会 関連資料
- 【資料 3-3-7】 「学修の記録」
- 【資料 3-3-8】 ディプロマ・ポリシー対応ルーブリック

【基準 3 の自己評価】

本学は教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定めており、これを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を策定している。また、ディプロマ・ポリシー達成のためにカリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ、学生ハンドブック等で広く周知している。両ポリシーは、令和 2 (2020) 年度に見直しを行い、一貫性を確保している。

教育課程はカリキュラム・ポリシーに即して、体系的に編成されている。全科目でシラバスが適切に整備され、履修登録単位数の上限 (CAP 制) 等、単位の実質化のための制度も構築されている。授業内容・方法の工夫や、教授方法の改善については、FD 委員会を中心に、定期的な研修の場を設けている。

学修成果については、卒業研究ルーブリックの運用および、学生個々の 4 年間の学修成果の点検・評価の軸となる「学修の記録」の改訂に取り組み、入学時の外部アセスメント試験、ディプロマ・ポリシーに係るルーブリックに基づく毎学年の点検実施の枠組みにそった運用を開始している。また、これらの取り組みは、学生と教員が共通指標を用いていることから、教育内容・方法及び学修指導等の改善にも活かされる。

以上より「基準 3」を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップ の確立・発揮

学校法人滋賀学園「理事会業務委任規則」では、「びわこ学院大学の管理・運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務をびわこ学院大学学長に委任することができる」としており、学長には大学を統括して運営にあたる権限と責任が付託されている。

「びわこ学院大学組織運営規程」では、学長は大学を代表し、教育方針に基づいて校務を掌り、所属職員を統轄する旨を規定している。同規程では、学長のリーダーシップ発揮のため、学部長が学長を補佐すること、さらに学科長が学部長を補佐する旨も規定している。

学長が招集する会議には「企画運営会議」「教授会」がある。教授会傘下の各委員会の意見を聴き、企画、管理、運営に関する事項について、学科長、委員長等と協議するため「企画運営会議」を組織しているが、当該会議が学長のリーダーシップを支える一翼を担っている。

小規模大学として迅速な意思決定が長所であるが、理事長、学長、学園長、事務局長、学部長及び学科長からなる「大学運営協議会」も定期的に行われており、法人と大学の連携は適切に確保できている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「びわこ学院大学組織運営規程」において、学長、学部長、学科長、総務部長、教務部長、学生部長、図書館長および各委員長の権限と責任を明確にしている。

また、学則第 63 条において、「本学の教育研究上の重要な事項を審議するため、教授会を置く。」と規定されている。（令和 2（2020）年度は 18 回開催）別に定められた「教授会規程」において、審議事項は以下の通り定められている。

教授会規程 第 5 条

教授会は学長が次の事項を決定するにあたり審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
- (2) 学生の学位授与の基準に関する事項
- (3) 学生の学修評価に関する事項
- (4) 教育課程の編成の基準に関する事項

- (5) 教員の教育研究業績審査の基準に関する事項
- (6) その他学長が必要と定める事項

[図 4-1] びわこ学院大学 教学組織図



4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「学校法人滋賀学園事務組織規程」で各部署の業務と権限及び責任を定め、教職員に明示している。

企画運営会議、各種委員会での主要議案の共有や、事務レベルで必要な協議を行うために、課長級以上の事務職員で「スタッフ会議」を組織し、毎月定例で会議を開催している。課長級以上の事務職員は、各委員会において委員を担っており、また、この会議には理事長、学園長も出席していることから、全教職員間で情報共有ができています。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

教職協働を図って効果的に大学運営ができており、学長がリーダーシップを発揮する体制が整っているが、一層、強力に推進するためには教職員の資質・能力の向上が必要不可欠であることから FD・SD 活動を積極的に推進し、人材育成に努める。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-1-1】 学校法人滋賀学園 理事会業務委任規則
- 【資料 4-1-2】 びわこ学院大学 組織運営規程
- 【資料 4-1-3】 びわこ学院大学 教授会規程
- 【資料 4-1-4】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程
- 【資料 4-1-5】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 大学運営協議会規程
- 【資料 4-1-6】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 スタッフ会議設置要綱

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員組織は、大学設置基準、各種免許・資格関係の認定基準等に規定される必要専任教員数を確保し適切に配置している。

子ども、スポーツ教育の各学科に開設されている教職課程（小学校教諭、幼稚園教諭、養護教諭、中学校・高等学校教諭（保健体育）、特別支援学校教諭）の専任教員数は、教職課程認定基準を満たしている。同様に、子ども学科において取得できる保育士資格、社会福祉士受験資格についても、それぞれ指定保育士養成施設指定基準、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める基準を満たしている。

教員の採用・昇任に関して定める規程には「びわこ学院大学教員選考規程」「びわこ学

院大学教員選考規程運用内規」「びわこ学院大学教員人事に関する内規」があり、これらに基づいて、人事委員会が中心となって審査を行っている。人事委員会においては、最終学歴と学位、研究業績、社会貢献等の審査をもとに一次選考を行い、教授会の審議を経て、学長が理事長に推挙、理事会において決定する流れとなっている。具体的には、人事委員長が教授会の場において、資格審査の経過及び結果について報告し、学長は当該報告に基づいて教授会の意見を聴取し、当該意見を踏まえ理事長に推薦する。理事長は、推薦者に対し面接を行い、当該面接後、理事会の議を経て採用を決定する流れである。

昇任等を含めた教員評価は全専任教員を対象として、教育活動、研究活動、学内活動、社会貢献、学生募集活動、進路支援の6項目にわたる「自己目標設定報告書」を前年度末に提出し、教員個々の次年度の目標設定を明確にしている。そして目標に対する効果測定を行うため、当該年度末にA研究（著書・論文等の研究業績、学会発表、科学研究費補助金等の申請、受賞）領域、B教育、C学内貢献、D社会貢献といった4つの領域からなる「教育研究活動等の業績申告票」を提出させ、学長が年間実績を評価する仕組みを構築している。

教員の確保と配置、並びに昇任等については、上述のとおり教育目的と教育課程に即し、厳正かつ適切に行われている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容・方法等の改善の工夫およびその開発と効果的な実施については、FD委員会を中心に実施している。例年の具体的な内容は、以下の通りである。これらは実施内容ごとの分析や総括を経て、教員の資質向上や能力の開発に役立てている。

ア 学生による授業改善アンケート、授業評価アンケート

授業改善アンケートは、教員と学生でより良い授業を目指して、授業開始5週目を目途に実施している。5回の授業の感想、授業への要望等の自由記述に加え、学生自身の取り組みを自己評価させている。

授業評価アンケートは、毎学期末に実施している。学生自身の授業への取り組み結果、授業内容、授業技術・運営等の14項目の設問について、4段階で評価する。集計結果は教員個人へフィードバックし、各授業担当者はフィードバックされた授業評価アンケートの結果に対し、その改善策やコメント等をFD委員長へ報告する。従来は紙ベースで実施していたが、令和2(2020)年度からWebにより実施している。

全体の集計結果はホームページ上で公表している。個別授業の集計結果及び担当教員のコメントは学生と教職員が閲覧できるよう「BIWAGAKU PORTAL」上で公開している。

令和2(2020)年度春学期は大半がオンライン授業となったため、授業改善アンケート、授業評価アンケートの取り組みに代えて、オンライン授業に関するアンケートを実施し学修状況の把握に努めた。

イ 公開授業（教員間の授業参観）

授業技術・運営等の工夫・開発を目的に教員間の授業参観を制度化している。参観者は所定様式による報告書を作成し、FD 委員会は当該報告書を取り纏め、全学で共有している。令和 2（2020）年度は秋学期のみ実施した。

ウ FD 研修会

例年、年間 2～3 回程度の研修会を実施している。

当該年度の新入生の思考力、姿勢・態度、経験、本学への志望度等の傾向を共通認識するため、全新入生が入学時に受験している外部試験の結果報告会を、教授会にあわせて実施している。なお、令和 2（2020）年度からはオンラインで実施している。

また、FD 委員会でテーマを設定し、学内外の講師を招聘したワークショップ等、定期的な研修会を実施している。令和 2（2020）年度は、担当職員によるオンライン授業を含めた遠隔授業の実施方法に関する研修、及び「ルーブリック評価入門（オンライン）」を実施した。

エ 卒業時アンケート、学生生活に関する（在学生）アンケート、就職先アンケート

毎年 3 月に当該年度全卒業者を対象に卒業時アンケートを実施し、次年度初めに結果分析を行っている。令和 2（2020）年 3 月から Web アンケートに実施方法を変更し、質問内容もディプロマ・ポリシーの達成度を確認するなどの修正を加えた。

学生生活に関する（在学生）アンケート・就職先アンケートについては 2 年に 1 回の頻度で実施し、その結果は教職員に報告、公開されている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員確保と配置については、関係基準を遵守した上で、適切な配置を継続できるように努める。また、専任教員の年齢構成は適正な配置になっているので、これを保持していくように努める。

教員の職能開発については着実に進めているが、その効果については共有できていない面もある。特に、研修実施後の効果測定等、実質を担保するため効率的かつ綿密な仕組みづくりに努めたい。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-2-1】 学校法人滋賀学園 理事会業務委任規則
- 【資料 4-2-2】 びわこ学院大学 組織運営規程
- 【資料 4-2-3】 びわこ学院大学 教授会規程
- 【資料 4-2-4】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程
- 【資料 4-2-5】 びわこ学院大学 教員選考規程
- 【資料 4-2-6】 びわこ学院大学 教員選考規程運用内規
- 【資料 4-2-7】 びわこ学院大学 教員人事に関する内規
- 【資料 4-2-8】 令和 2（2020）年度 教育研究活動自己目標設定報告書
令和 2（2020）年度 教育研究活動等の業績申告票
令和 2（2020）年度 教育研究活動等自己評価報告書

- 【資料 4-2-9】 びわこ学院大学 FD 委員会規程
- 【資料 4-2-10】 授業改善アンケート様式
- 【資料 4-2-11】 授業評価アンケート設問
- 【資料 4-2-12】 令和 2 (2020) 年度 秋学期 授業評価アンケート結果
- 【資料 4-2-13】 令和 2 (2020) 年度 秋学期 授業評価アンケート結果 教員コメント
- 【資料 4-2-14】 令和 2 (2020) 年度 オンライン授業に関するアンケート集計結果
- 【資料 4-2-15】 令和 2 (2020) 年度 秋学期 公開授業参加報告書
- 【資料 4-2-16】 令和 2 (2020) 年度 大学生基礎力レポート結果報告会 資料
令和 3 (2021) 年度 GPS-Academic 全体結果報告会 資料
- 【資料 4-2-17】 令和 2 (2020) 年度 オンライン授業の進め方に関する説明会資料
- 【資料 4-2-18】 令和 2 (2020) 年度 FD 研修会報告書
- 【資料 4-2-19】 令和 3 (2021) 年 3 月 卒業時アンケート結果
- 【資料 4-2-20】 学生生活に関するアンケート調査
- 【資料 4-2-21】 就職先アンケート結果

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学・短期大学部事務局で全体の研修の場として、SD (Staff Development) 研修会をタイムリーな研修テーマを設け年間 1~2 回実施している。令和 2 (2020) 年度は、「BIWAGAKU PORTAL」及び ZOOM (ビデオ会議システム) 操作の研修会および FD・SD 合同研修会として「滋賀学園の未来」をテーマに研修会を実施した。業務内容の専門に特化した学外研修が大学関係団体により多数開催されており、実務分野職員の知識習得の機会となることから、若手からベテラン職員まで積極的な参加を促している。令和元 (2019) 年度まで、多数の職員が参加していた日本私立大学協会、日本高等教育評価機構、私学経営研究会等の関係団体が主宰する研修会や定例セミナーなどは、新型コロナウイルス感染防止対策のため対面での研修会が中止になるなど、出席機会は減少したが、ZOOM によるオンライン研修を積極的に受講している。大学における IR 機能の充実のため、令和元 (2019) 年度に事務職員 2 人を養成講座に派遣し、IRer の資格を取得させることができた。この他、自己啓発研修においては、受講料および交通費を支給することで積極的な研修機会を増やすきっかけとなっている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

今日、少子化の進展に伴い、進学志望者の全入時代が到来するなど、大学を取り巻く環境は一層厳しくなっている。こうしたなかで、大学の存在感を維持、高揚するためには、教員は教育と研究、職員は事務執行といった画一的な機能分担ではなく、互いに大学の将来を展望し、双方が補完しあう視点と大学人としての見識が求められる。平成 29（2017）年 4 月 1 日から施行された大学設置基準の一部改正により、事務職員・事務組織はこれまで以上に積極的な役割を担い、大学全体の機能を強化し、総合力を発揮することが求められている。教員・事務職員の垣根を越えた教職協働の取り組みを推進していかねばならない。

また、限られた組織体制であるが、教職員一人ひとりが持てる能力を存分に発揮できるよう適正な人事、組織編成を心掛けるとともに、高度な知識や対応力の修得に向けて、教員・職員との合同研修会の開催や外部研修への自主参加の支援など、職員の能力開発を一層推し進めていくよう、さまざまな機会を効果的に活用しながら研鑽を深めていきたい。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-3-1】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 SD 委員会規程
- 【資料 4-3-2】 令和 2（2020）年度 オンライン授業の進め方に関する説明会資料
- 【資料 4-3-3】 令和 2（2020）年度 FD・SD 合同研修会資料
- 【資料 4-3-4】 令和 2（2020）年度 SD 研修参加一覧

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員組織は、大学設置基準、各種免許・資格関係の認定基準等に規定される必要専任教員数を確保し適切に配置している。

研究環境として、常勤教員には、研究資材の保管・整理に必要な空間をもち、ネットワーク環境も整った個人研究室（個室）が用意されている。

研究時間については、専任教員に対し、原則として週5日を出校日として所定の時間内に授業、研究および学生指導等にあたることとしたうえで、そのうちの1日を、教員本人の申請にもとづき研修日として認め、研究に専念する時間を確保できるようにしている。

事務組織としては地域連携研究支援課が、外部研究資金や科学研究費に関する情報提

供を行っている。

さらに、「国内研究員（6ヶ月または1年）規程」「在外研究員（長期3か月以上1年以下、短期1か月以内）規程」を設け、国内外大学・研究機関へ研究または調査派遣を行い、研究の活性化を図る体制がとられている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関する学内規程については、平成24（2012）年に「研究者等の行動規範」、文部科学省のガイドライン等に基づき、「『人を対象とする研究』倫理ガイドライン」「倫理審査委員会規程」「外部研究費補助金の不正使用の防止または不正使用の調査に関する規程」「外部研究費補助金に係る内部監査規程」を制定した。さらに、平成27（2015）年度には「外部研究費補助金の不正使用の防止または不正使用の調査に関する規程」を「研究活動の不正行為の防止に関する規程」に改訂（整備）、「研究データの保存等に関するガイドライン」を制定している。令和元（2019）年度には、「外部研究費補助金取扱規程」「外部研究費補助金使用に関する取扱細則」「研究活動の不正防止に関する規程」「外部研究費補助金に係る内部監査規程」の一部を改訂したほか、「公的研究費内部監査マニュアル」を新たに整備した。これらの規程等の整備によって研究倫理におけるルール及び学長、学部長、学科長、事務局長等学内の役割と責任の明確化し、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

具体的な研究倫理及び研究に関し遵守すべき事柄に関する研修の取組みとして、年1回コンプライアンス研修会を実施している。研修会は、原則として全専任教職員に出席を求め、令和2（2020）年度は日本学術振興会作成の『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』をe-learning形式で実施し事後に「理解度チェック」と「誓約書」の提出を求めている。

研究倫理に関わる学内審査については、人を対象とする研究のうち、倫理上の問題が懸念される研究を行う場合等に倫理審査委員会をおいて審査をしている。

また、外部研究資金の執行にあたっては、平成23（2011）年度に「外部研究費補助金取扱規程」、「外部研究費補助金使用に関する取扱細則」を設け、契約、購買、検収、監査等に事務職員が積極的に関与する体制や仕組みをつくり、研究費の不正使用防止に努めている。

さらに、学部教育においても研究倫理の教育を位置づけ、平成30（2018）年度より、卒業必修科目である「スタディ・スキルズⅠ」において研究倫理に関する基礎教育を行っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員個人に対する研究環境の整備として、大学の経費から研究費として、常勤教員（教授・准教授・講師・助教）に対し、個人研究費（年額25万円）が支給されている。

学外の競争的資金については、科学研究費助成事業への申請を常勤教員に促しており、平成25（2013）年度からは「科研費応募要項説明会」を年1回、応募時期（9～10月）にあわせて開催している。令和2（2020）年度には、科研費申請者が7名となった。このほか、「共同研究費規程」を設け、共同研究への支援体制がとられている。このように

個人研究から共同研究まで研究活動を研究費の面で支援し、また奨励している。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究環境を更に整えていくために、教職員から研究環境に関する要望を聞いて内容を整理する。そして、関係部局と調整の上、できるところから改善していき、研究環境の整備をはかり、教員の研究が推進・深化されるように努めたい。

また、研究支援や外部資金獲得のためのノウハウの蓄積が十分に行われてこなかったことを踏まえ、今後は具体的な対策が定められるように努めたい。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-4-1】 びわこ学院大学 専任教育職員勤務規程
- 【資料 4-4-2】 びわこ学院大学 教員研究に関する内規
- 【資料 4-4-3】 びわこ学院大学 地域連携研究支援委員会規程
- 【資料 4-4-4】 令和2（2020）年度 「科研費応募要項説明会」案内
- 【資料 4-4-5】 令和2（2020）年度 「科学研究費補助金申請一覧」
- 【資料 4-4-6】 びわこ学院大学 共同研究費規程
- 【資料 4-4-7】 びわこ学院大学 国内研究員規程
- 【資料 4-4-8】 びわこ学院大学 在外研究員規程
- 【資料 4-4-9】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
における研究者等の行動規範
- 【資料 4-4-10】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
「人を対象とする研究」倫理ガイドライン
- 【資料 4-4-11】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
倫理審査委員会規程
- 【資料 4-4-12】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
研究活動の不正行為の防止に関する規程
- 【資料 4-4-13】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
外部研究費補助金に係る内部監査規程
- 【資料 4-4-14】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
の研究データの保存に関するガイドライン
- 【資料 4-4-15】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
公的研究費内部監査マニュアル
- 【資料 4-4-16】 令和2（2020）年度 「研究倫理」「情報倫理」研修会案内
- 【資料 4-4-17】 令和2（2020）年度 「研究倫理」「情報倫理」研修会参加状況
- 【資料 4-4-18】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 「理解度チェック」
- 【資料 4-4-19】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 「誓約書」
- 【資料 4-4-20】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
外部研究費補助金取扱規程
- 【資料 4-4-21】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
外部研究費補助金使用に関する取扱細則
- 【資料 4-4-22】 シラバス 「スタディ・スキルズⅠ」

[基準4の自己評価]

学長がリーダーシップを発揮できるよう規則及び体制を整備し、権限は適切に分散され、

責任も明確化されている。また、各種委員会には事務職員も委員として参画するなど、教職協働を図っており、教学マネジメントは有効に機能している。

教員は、大学設置基準、各種免許・資格関係の認定基準等に規定される教員数を配置しており、新規教員採用については、関連規則に基づき厳正かつ適切に実施されている。

FD 活動は、「授業評価アンケート」「公開授業」「FD 研修会」を基本にしつつ、令和 2（2020）年度はオンライン授業の研修を実施するなど、FD 委員会を中心に組織的かつ計画的に取り組んでいる。職員の資質・能力向上のための SD 活動も、学外研修への参加や学内研修等、計画的かつ効果的に実施されている。

研究支援については、研究環境の整備や研究倫理の確立、研究費の配分も適切に行っており、以上のことから「基準 4」を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人滋賀学園の寄附行為には、「この法人は、教育基本法並びに学校教育法及び修学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする。」と、定めている。また、建学の精神は、「国際的視野に立ちながら、将来ますます複雑多様化する未来社会に対応していくことができるように、広く一般教養を高め、各自の個性を尊重し、情緒豊かな人間性を育み、人間愛に満ち、自立心に富んだ、有為の人間を育成するものであり、未来の地域社会を切り拓く創意と意欲を持った人材の育成を目指す。」としている。

本学の運営については、以上の基本指針に則って関係規程を整備するとともに、学園関係者が協働しながら法規範に準拠して執行している。

本学園では、教育基本法及び学校教育法の遵守はもとより、各法令に準拠した規律ある管理運営を行っている。個別具体の事案にあたっては、教授会をはじめとする各種委員会において誠実に取り組まれており、本学の経営に一貫性を確保している。また、本学の建学の精神が地域社会への貢献であることに鑑み、地域との連携を重視した大学運営に努めている。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

私立学校法に基づき、本学園の寄附行為において理事会を最高意思決定機関として位置づけており、寄附行為及び学校法人滋賀学園理事会会議規則に沿って適正に運営している。理事は、寄附行為第6条の定めに基づいて選任している。

理事会は、5月、9月、12月、3月に定例的に開催し、本学の予算と決算、事業計画と事業報告、寄附行為の変更、理事の選任その他本学園の業務に関する重要事項について審議し決定している。理事会の開催は、定例会議に限定されるものではなく、必要に応じて常任理事会または臨時理事会を適宜開催している。理事の出席数は、全て定足数を満たしている。理事が欠席するときは、理事会に付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示をすることにより出席者としている。書面出席率を加えた場合の出席率は100%となっている。

学校法人と大学運営の連携については、学長は法人の理事と評議員を兼任し、学園の意志決定機関である理事会や評議員会の場において、大学運営の基本的方針や事業の進捗状況等について説明するなど、審議と議決に参画しており、大学と法人の間での意思疎通は確保されている。

大学運営に関わる主要事項については、企画運営会議や教授会等に諮る前に、「大学運営協議会」において協議し意見調整が図られており、使命・目的の推進態勢は整っている。ただし、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス対策本部会議と併せて開催した。大学の教学運営に関しては、教務、学生、進路・就職支援委員会等での審議結果を踏まえながら、教授会において総括的な審議・協議を行っている。また、学部・短期大学部にまたがる諸事案については、学長が主宰する「企画運営会議」での調整を経て、全教職員が協働して業務を執行している。

以上のように、理事会または教授会等の審議をもとに、本学の使命や目的達成に向けて教職員が緊密に連携し、協力し合いながら戦略的かつ継続的な取り組みを続けている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、全教室における室温を夏季（28 度）、冬季（20 度）に設定しているが、新型コロナウイルス感染症対策により換気も十分に行いながら温度調整を行っている。大教室におけるシーリングファンによる空気循環、教職員のクールビズやウォームビズなど、学生と教職員が一体となって節電対策を実行している。

キャンパス内での喫煙については、これまで数か所での分煙措置を講じてきたが、受動喫煙防止法の施行に伴い、「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部学内禁煙推進計画」を策定し、受動喫煙防止に向けての取り組みを行った。その結果、平成 29（2017）年度から学内全面禁煙を実施した。

当地域での人権学習は、行政と運動団体が中心となって早くから熱心に取り組まれており、市民の人権意識には高いものがある。本学においても人権意識啓発の一環として、毎年、法人の全教職員を対象とし「人権研修会」や「ハラスメント研修会」を隔年で交互に実施し、高い倫理性と責任ある行動を自覚させている。令和 2（2020）年度の人権研修は、新型コロナウイルス感染症対策によりオンデマンドで実施した。セクシャル・ハラスメントについては、学生ハンドブックに「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン」を掲載している。また、4 人の教員が相談員となり、臨機に対応することとしている。学校法人の規程では、ハラスメント防止規程を整備しハラスメントに対応できる体制を整えている。

防災訓練については、毎年東近江消防署の協力のもとに、学生及び教職員による地震・火災等の避難実地訓練を実施し日頃から不測の事態に備えている。令和 2（2020）年度は、学生・教職員で実施した。また、有事での学内関係者への通報の迅速化と災害時における安否所在確認に資するため「緊急時連絡網」を作成し、全教職員が保持している。

本学は、学生のマイカー通学を認めていることから、年度当初のオリエンテーションにおいて、地元の東近江警察署生活安全課の職員による交通安全指導を実施している。令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、実施できなかったが、今後も継続していく予定である。

本学キャンパスが東近江市の災害時ひなん所に指定されていることに鑑み、非常時における学生、教職員の迅速な避難をはじめ、近隣からの避難者の受入れ体制のあり方等を検証するため「危機管理委員会」を設置し、防災・減災と人命の安全確保のための「危機管理基本対応要項」を作成した。

令和2(2020)年度に入り急速に拡大した新型コロナウイルス感染症への対応として、本学では、学長を本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、大学運営協議会（兼 新型コロナウイルス感染症対策本部会議）を19回開催した。新型コロナウイルス感染症に係る情報収集や注意喚起、対応方針の策定などの意思決定を行っている。具体的な感染症対策として、各講義室前にアルコール消毒液の設置、朝夕の講義室・ドアノブの消毒、学生食堂・学生ホール・図書館のテーブル上にアクリル板の設置、サーモグラフィカメラの設置や正面玄関及び学生ホールの電子掲示板による注意喚起を実施している。新型コロナウイルス感染症対策や昨今の異常気象の常態化や社会情勢の変化等により、想定外の自然災害や事件・事故に対し、本学学生が安全・安心に学生生活を送れるよう様々な取り組みを行っている。本学では、環境への配慮、人権意識の徹底、防災意識の高揚など地域の行政機関等との連携を密にしながら組織的に取り組んでいる。

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

本学の運営については、以上の基本指針に則って関係規程を整備するとともに、学園関係者が協働しながら法規範に準拠して執行し大学運営に努めていく。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-1-1】 学校法人滋賀学園 寄附行為
- 【資料 5-1-2】 学校法人滋賀学園 建学の精神
- 【資料 5-1-3】 学校法人滋賀学園 理事会会議規則
- 【資料 5-1-4】 学校法人滋賀学園 理事会業務委任規則
- 【資料 5-1-5】 省エネ対策掲示
- 【資料 5-1-6】 びわこ学院大学 人権教育推進委員会規程
- 【資料 5-1-7】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン
- 【資料 5-1-8】 学校法人滋賀学園 個人情報の保護に関する規程
- 【資料 5-1-9】 学校法人滋賀学園 公益通報者保護規程
- 【資料 5-1-10】 学校法人滋賀学園 個人番号及び特定個人情報取扱規則
- 【資料 5-1-11】 令和2(2020)年度 避難訓練実施要項
- 【資料 5-1-12】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 危機管理規程
- 【資料 5-1-13】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 危機管理対応要項
- 【資料 5-1-14】 令和2(2020)年度 びわこ学院大学
新入生オリエンテーション 実施要項（当初・変更）

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

基準項目5-2を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人滋賀学園寄附行為において、「理事会」は本学の最高意思決定機関と位置付け、理事長のリーダーシップの下に開催し、使命・目的の達成に向けて意思決定を迅速に行える体制を整備している。

寄附行為第5条には理事の定数を6名以上8名以内と定めており、各理事一人ひとりが学校法人の運営に使命と責任を持って参画している。寄附行為第6条の理事の選任区分は、1号理事「びわこ学院大学の学長」、2号理事「滋賀学園高等学校の校長」3号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者3名以上4名以内」、4号理事「学識経験者のうちから理事会において選任した者1名以上2名以内」となっている。また、理事会の開催及び審議事項は、年4回（5月・9月・12月・3月）の定例会議のほか、必要に応じ臨時に開催しており、法人の全体予算・決算、財務管理・運営、主要な規程の改廃のほか、学則に定める学科構成、入学定員、授業料の改定などの主な事項について審議決定を行っている。なお、監事は2名が定数で、このうち1名は公認会計士の資格を所持しており、法人の財務状況及び理事の業務監査などについて、理事長に適切な助言や意見具申を行っている。

令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、常勤以外の理事、評議員には書面会議を行った。理事が欠席するときは、理事会に付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示すれば出席者としている。書面出席者を加えた場合の出席率は100%となっている。

理事、監事及び評議員等の構成は適正で、職務は的確に執行しており、戦略的に意思決定できる体制整備と機能性は確保されている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

私学をとりまく環境は今後更に厳しくなることは明白であり、理事会または教授会等の審議をもとに、本学の使命や目的達成に向けて教職員が緊密に連携し、協力し合いながら学園運営を永続する経営意識を高め学園運営に努めていく。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-2-1】 学校法人滋賀学園 寄附行為
- 【資料 5-2-2】 学校法人滋賀学園 理事会会議規則
- 【資料 5-2-3】 学校法人滋賀学園 理事会業務委任規則
- 【資料 5-2-4】 役員及び評議員名簿
- 【資料 5-2-5】 令和2（2020）年度 理事会／評議員会 開催及び出席状況、次第
- 【資料 5-2-6】 令和2（2020）年度 常任理事会 開催及び出席状況、次第

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長は職指定で理事会の理事と評議員を兼務しており、学園の方針や意思決定を行う理事会構成員と教学ガバナンスの統括者としての任務から、いわゆる管理部門と教学部門双方の連携と調整が確保されている。また、日常的にも大学運営上の主要な事項については、法人理事長、法人学園長、学長、学部長、学科長、事務局長、理事長が必要と認める者による「大学運営協議会（令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス対策本部会議）」において、法人と大学の意見交換や情報の共有を図っており、本会議が法人と大学の責任者で構成されていることから、双方の大筋的な意思決定の場として機能している。

意見集約された事項については、管理部門と教学部門の戦略的目標の実務的な協議と責任分担、情報共有の場となっている「企画運営会議」や「教授会」で審議し、それらの内容については学科会議、コース会議を通して全教職員に伝達されている。

一方、事務局においても、毎月定例的に開催する事務部門の課長以上で構成する「スタッフ会議」において、事務局長から適宜報告があり、部門間の連携は円滑かつ適切に行われている。この他、各委員会で審議する内容を円滑に行うために必要な連絡・調整・協議を行っている。また理事長は、このスタッフ会議においても、毎回出席し日常的な諸問題等も把握し、適切な指導を行っている。

健全な学園運営に向けて、学長が志向する教学方針を法人理事長が支え、経営と教学の協働体制が整っている。また、学内では情報を共有するための多様なツールが整備されており、これらの有機的な活用を通して、学園関係者の意思疎通は図れている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学園の最高意思決定機関である「理事会」には、寄附行為第 6 条により大学から学長が選任されている。また、「評議員会」においても、評議員に本法人が経営する学校を卒業した者から理事会において 2 名が選任されることになっており、法人と大学とは密接な関係にあると同時に、適切に牽制できる体制にもなっている。

この他、教授会と企画運営会議には事務局長と関係部課長が構成員となっており、学園運営にかかる主要事項について教学と経営の相互間での厳正なチェック機能が発揮されている。

さらに、寄附行為第 5 条及び第 15 条において、監事の定数と職務を定めており、法人及び大学の管理運営全般についてのチェック機能を果たしている。「監事はこの法人の理事、職員（学長、校長、教員、その他の職員を含む。以下、同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」としている。

また、前述の評議員については、寄附行為第 20 条に設置を定めている。同第 22 条で

は評議員会は、諮問事項として、予算や財産に関する事項、予算外の新たな義務の負担・権利の放棄、事業計画、寄附行為の変更、合併、解散などこの法人の業務に関する重要事項を、また、同第 23 条では評議員会の職務として「この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員からの報告を徴することができる。」としている。

評議員の定数は 13 名以上 17 名以内である。その選任（寄附行為第 24 条）内訳は、1 号評議員「びわこ学院大学の学長」、2 号評議員「滋賀学園高等学校の校長」、3 号評議員「この法人の職員のうちから理事会において選任された者 4 名」、4 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 才以上の者のうちから理事会において選任された者 2 名」、5 号評議員「評議員から選任された理事以外の理事 1 名以上 2 名以内」、6 号評議員「この法人に関係ある学識経験者及び功労者で、前 5 号に規定する評議員の過半数により選任された者 4 名以上 7 名以内」となっている。

現員は、1 号・2 号評議員各 1 名、3 号評議員 4 名、4 号評議員 2 名、5 号評議員 2 名、6 号評議員 7 名の計 17 名が選任されており、任期は 4 年である。

令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、常勤以外の理事、評議員には書面会議を行った。理事が欠席するときは、理事会に付議する事項への賛否を書面であらかじめ意思表示すれば出席者としている。書面出席者を加えた場合の出席率は 100%となっている。

法人及び大学間相互のチェック体制は有効に機能するとともに、監事及び評議員の職務・使命も法令および学園規程に則り適正に執行されている。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学園が発展していくためには、管理部門と教学部門が連携し、協働することが肝要である。本学園においては、理事会、大学運営協議会や教授会等において、法人と大学の円滑なコミュニケーションと迅速な意思形成を図っており、その過程では相互のチェック機能も有効に機能している。

永続的な学園運営を行っていくためのガバナンス強化は当然であるが、教職員全員が大学運営の当事者としての意識を持ってそれぞれの業務に取り組むことが、本学の特色や独自性を明確にし、健全な学園運営に繋がっていくと考える。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 5-3-1】 学校法人滋賀学園 寄附行為
- 【資料 5-3-2】 学校法人滋賀学園 理事会会議規則
- 【資料 5-3-3】 学校法人滋賀学園 理事会業務委任規則
- 【資料 5-3-4】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 大学運営協議会規程
- 【資料 5-3-5】 びわこ学院大学 教授会規程
- 【資料 5-3-6】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 スタッフ会議設置要綱
- 【資料 5-3-7】 令和 2（2020）年度 理事会／評議員会 開催及び出席状況、次第
- 【資料 5-3-8】 令和 2（2020）年度 常任理事会 開催及び出席状況、次第

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

「学校法人滋賀学園 中期計画」に基づき令和元（2019）年度から5ヶ年の財務計画表を策定するとともに、3大支出比率である人件費比率・教育研究費比率・管理経費比率の目標値を定めた。目標値及び前年度決算に伴う財務比率については、理事会にて報告し、進捗管理している。

毎年の予算編成作業においては、教職員へ予算編成方針を配布し、数値目標・計画内容を念頭に置いた予算の策定・検討作業を行っている。

中・長期的視点に立った財政運営については、令和元（2019）年度以降においては、本計画の財務運営方針に基づき、事業計画の効率的な展開と経営の健全化に努めている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学園は、びわこ学院大学、びわこ学院大学短期大学部、滋賀学園高等学校、滋賀学園中学校、びわこ学院大学附属こども園あっぷるを設置し、地域に密着した教育研究活動を展開している。学園全体の財務運営にあたっては、収支の均衡に配慮しながら教育研究内容を向上させることに重点を置き、学校ごとに積み上げた概算要求をもとに予算を編成している。教育研究目的を達成するための運営資金については、学納金や補助金収入、事業収入を財源としている。

近年においては、科研費獲得・講習会収入等の外部資金の確保にも重点を置き、学納金収入以外においても収入増加を図っている。

安定した財務基盤の確立に不可欠な外部資金については、経常費補助金の特別補助項目である「私立大学等改革総合支援事業」は、平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度までの 5 年間に 4 度採択された。また、科研費獲得増を目指して獲得者による獲得に向けた研修会を実施している。

過去 3 年間（平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度）の決算状況は、経常収支差額比率（経常収支差額／経常収入）の平均が 11.3%、教育研究費比率の平均は 25.5%、と安定した水準を維持している。人件費比率は平成 30（2018）年度から 11%減少している。健全な財務状況といえるが、引き続き外部資金獲得に向けた取り組みを推進し、学生募集に力を注ぎ収入の根幹である学納金収入を安定的な財政基盤を確保すべく努力を重ねていく。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

収入の柱である学生生徒納付金の安定的な確保は、入学定員に見合った学生の確保に他ならない。受験生の大部分を占める滋賀県内及び近畿地区での募集活動により一層力

を入れる一方、中途退学者等が財政に与える影響も看過できないことから、日頃からの教学面や生活指導などでのきめ細かな配慮により退学者を出さないように努める。

大学の財政運営にあたっては、単年度収支の均衡を念頭においた予算編成を基本として、教育研究活動と財政状況のバランスに配慮した取り組みを進める。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 5-4-1】 令和 3 (2021) 年度 予算編成方針の通達

【資料 5-4-2】 令和 3 (2021) 年度 学校法人滋賀学園 事業計画書

【資料 5-4-3】 学校法人滋賀学園 中期計画

【資料 5-4-4】 財務比率表 (平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度)

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「経理規程」に準拠して、法人本部及び各学校の総務部門において適正に処理している。また、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、私学経営研究会等の研修会に担当者が参加し、会計知識の向上に努めるとともに、日常的に不明な点等があれば、顧問会計事務所や監事（公認会計士）と連携をとり、指導助言を得ている。

学校法人会計基準等に基づき、堅実な会計処理がなされており、所定の監査においても指摘事項がないことから、適正な執務が行われているものと判断している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査について、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づく会計監査人の監査と法人役員の監事による監査を実施している。

会計監査は、独立監査人により「昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号」に基づき、独立性が確保されたなかで、理事会の議事録をもとに取引内容・会計帳簿書類・決算関係書類の確認や備品等の実査など総括的な監査を受けている。令和 2 (2020) 年度の場合、1 名の公認会計士によって元帳及び帳票書類等の照合、手続きの確認、計算書類の照合など往査執務を含め、のべ 55 日ほどの監査が実施された。

非常勤の監事 2 名は、令和 2 (2020) 年度の理事会及び評議員会は書面会議となったが、決算原案の作成後会計帳簿書類の閲覧・照合、財務担当者から決算概要の聴取など業務執行状況や財産内容等を監査しており、この結果については理事会及び評議員会に

において書面にて監査報告されている。

また、監査機能の強化に向けて、独立監査人と監事との意見交換などを通して学校法人の状況把握が行き届いたものとなるよう配慮している。

独立監査人及び監事による会計監査は適切に行われており、本学園の財務帳票等は、学校法人の財政状況及び経営内容を正しく示している。また、監査体制は十分に整備され、厳正に実施しているものと評価する。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き、学校法人会計基準、本学園の経理規程等に準拠して適正な会計処理を行うとともに、厳正な会計監査の実施体制整備に努める。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-1】 学校法人滋賀学園 経理規程

【資料 5-5-2】 計算書類（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）

【資料 5-5-3】 監事監査報告書（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）

【資料 5-5-4】 当初予算書（平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度）

【基準 5 の自己評価】

本学は「寄附行為」及び「寄附行為細則」により、建学の精神を中心とした教育理念を基に、高等教育機関としての社会的役割を果たすため、適切な学園運営に日々努力している。

また、本学管理運営体制の特徴として、教学部門と管理部門の協力体制を挙げることができる。本学における教学部門のほぼ全ての委員会、会議には職員が出席しており、教員と職員との円滑な意思連携と協働体制が取れている。学園運営に関わる重要な会議体も、教員と職員とが合同で組織し、教学部門と管理部門とが一体となっている。そのことにより、教員と職員との密接なコミュニケーションと連携による協働体制が機能している。

以上のように、本学の「経営・管理と財務」については、理事長、学長のリーダーシップとガバナンスによって適正な組織運営がなされており、会計処理や監査体制も厳正に実行されている。今後も、経営基盤の安定化に向けて、中期経営計画の実効ある推進に注力し、キラリと光る個性ある大学として、将来にわたって存続できる組織体制の構築に努めていきたい。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は内部質保証の方針を定めており、その目的は、「教育・研究・管理運営の諸活動について適切な水準を維持し、その水準を向上させるための改善の仕組みを整備、機能させ、その結果を組織的継続的に次なる改善に結びつけるとともに、その結果を内外に公表することにより、社会に対する説明責任を果たすこと」と明記している。

内部質保証の責任・役割については、全学レベル、部局レベル、構成員レベルに区分しているが、全学レベルの質保証のための組織として、教授会の傘下に「自己点検・評価委員会」を置いている。このほか、大学運営協議会、企画運営会議も内部質保証に寄与する体制となっている。

自己点検・評価委員会は、学部長が委員長を務め、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、入学センター長、事務局長、その他学長が必要と認める者で構成されており、全学の自己点検及び評価結果を取りまとめ、教授会に報告の上、公表している。

大学運営協議会は、法人部門（責任者：理事長）、教学部門（責任者：学長）、事務部門（責任者：事務局長）からなる総合的な連絡協議機関である。理事長、学園長、学部長、学科長、事務局長、その他理事長が必要と認める者で構成されており、法人と教学が共通認識のもと、教育研究が有効に機能する仕組みが構築されている。

企画運営会議は、学長を議長とする教学部門の全体調整機関で、大学全体としての方向性を調整している。

各学科・委員会等の責任者が自己点検・評価委員会、企画運営会議の構成員を担っており、それぞれの組織における課題を、自身が議長を務める会議で審議している。なお、各会議における議長は責任者が務め、部局レベルの質保証の実行性を高める体制となっている。

以上から、内部質保証のための組織は整備され、責任体制は確立している。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

適切な方針のもと、組織体制が整備されている。個々の構成員の質保証にも留意しながら、今後も更なる改善を進め、体制の強化を図る。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-1-1】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
内部質保証の方針、内部質保証の責任・役割（イメージ）

【資料 6-1-2】 びわこ学院大学 自己点検・評価委員会規程

【資料 6-1-3】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 大学運営協議会規程

- 【資料 6-1-4】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程
- 【資料 6-1-5】 びわこ学院大学 組織運営規程
- 【資料 6-1-6】 びわこ学院大学 組織図

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、中期目標・中期計画（2019～2023年度）に基づき、内部質保証のための自己点検・評価を実施している。内部質保証の方針にも、「教育目標や組織目標の具現化に向け、それらの目標の達成状況や課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し実行する。評価活動は、全ての教育・研究組織及び事務組織を対象とした客観的な内部点検・評価として取り組み、質の向上に向けた改善策の確認を行う。」と明記している。

平成 27（2015）年度に日本高等教育評価機構の「大学機関別認証評価」を受審して以降、原則として毎年、エビデンスに基づく自己点検・評価を実施しており、自己点検評価書は平成 30（2018）年度版を本学ホームページに掲載し、社会への公表を行っている。

令和元（2019）～令和 2（2020）年度は、中期目標・中期計画（2019～2023年度）の年度総括を各学科・委員会で実施、当該点検・評価結果を自己点検・評価委員会で協議し、教授会で確認という流れで部局レベル、全学レベルの点検・評価活動を実施した。点検・評価結果は、全教職員が共有している。

また、令和 2（2020）年度より、外部評価委員会を立ち上げ、大学関係者と学外者による意見交換の場を設ける取り組みを開始した。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学の IR 組織及び運営体制は、インスティテューショナル・リサーチ部会規則に基づき、企画運営会議の中に IR 部会を設置している。IR 部会は、以下 5 点の業務を行う。

- (1) 大学運営に関する意志決定支援及び大学運営等への提言に関すること。
- (2) 情報の収集、分析、報告及び各部局が行う分析等の支援に関すること。
- (3) 本学の組織の活動状況に関する評価及び教員業績評価の支援に関すること。
- (4) 中期目標・中期計画の策定及び自己点検・評価活動の支援に関すること。
- (5) その他 IR 部会の目的を達成するために必要と認められる事項

IR 部会の構成員は企画運営会議と同一であり、総合企画課職員 2 名を中心に、教学に関する情報を収集し、調査・分析等を行っている。IR の意義や方法、或いはデータ分析や管理に関する基礎的な知識を身につけ、大学における IR の実務を推進する担い手として、令和元（2019）年度に担当事務職員 2 人を養成講座に派遣し、IRer の資格を取得させることができた。

令和元（2019）年度には「教育福祉学部 2018 年度卒業生および 2015 年度～2019 年度入学生の学科別・入学方法別に見た修学・就職（公立校・園）状況、学習習慣等に基づく学生指導方針について」、「データで見る本学について」、令和 2（2020）年度には「前年度成績関係データ・退学率データについて」等の情報を学内に提供した。

また、本学では、「入学時の学修行動調査（外部試験）」「授業評価アンケート」「卒業時アンケート」「学生生活アンケート」「就職先アンケート」も実施しているが、FD 委員会、学生委員会等、アンケート実施主体の委員会が集計し、分析結果を学内に提供している。これらのデータは、成績評価に関する学内 FD の実施等にも利用された。

以上のことから、内部質保証のための自己点検・評価を行う上で十分な調査・データの収集と分析を行っている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

様々な調査等を通じて現状を把握し、その結果は学内に共有され、自主的・自律的な自己点検・評価活動が実施できている。平成 29（2017）年度に IR 部会を設置後、学内データの一元化を進めており、効果的な運用が進みつつあるが、一層充実させる。

専任教職員が不在の中であるが、IR の具体的手法については、データの計画的・体系的収集についての精査、分析結果の効果的な活用については検討を深める。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-2-1】 びわこ学院大学 中期目標・中期計画（2019～2023 年度）
- 【資料 6-2-2】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
内部質保証の方針、内部質保証の責任・役割（イメージ）
- 【資料 6-2-3】 教育福祉学部 中期目標・中期計画（2019～2023 年度）
2020 年度点検・評価結果
- 【資料 6-2-4】 IR に関する研修参加資料（修了証含む）
- 【資料 6-2-5】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
インスティテューショナル・リサーチ部会規則
- 【資料 6-2-6】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部
IR 情報保護管理規則
- 【資料 6-2-7】 IR 分析データ
- 【資料 6-2-8】 授業評価アンケート様式
- 【資料 6-2-9】 令和 3（2021）年 3 月 卒業時アンケート結果
- 【資料 6-2-10】 就職先アンケート調査結果

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では建学の精神に基づき、学科ごとに三つのポリシーを策定し、定期的に検証している。具体的には、内部質保証の方針に則り、その責任・役割について、全学レベル、部局レベル、構成員レベルに区分し、区分ごとに PDCA サイクルを定め実践している。

教育目的を達成するために企画運営会会議で立案、学校法人滋賀学園理事会で承認された中期目標・中期計画（2019～2023年度）に基づき、各学科・委員会は、年次計画を立案し、実行する。年度末には、部局レベルで自己点検・評価を行い、その内容を全学レベルで検証する仕組みを構築している。

令和 2（2020）年度は、三つのポリシーの一貫性についての議論を重ね、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを変更した。また、教育の質を向上させ、学生の力を伸ばす仕組みについて検討を重ねる中で、卒業研究ルーブリック、ディプロマ・ポリシー対応ルーブリックを定め、令和 3（2021）年度からの運用を決定するなど、点検・評価結果を計画に反映させている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の機能性を高め、課題を改善につなげていくためには、優先して取り組む課題の決定が重要となるので、自己点検・評価委員会が中心となって、事業計画の達成度をレベル分けするなどして、優先課題を共通認識できるような議論を行う。

また、令和 3（2021）年度からの運用を開始する各種ルーブリック評価についても、データ化を進め、教育の改善につながるような取り組みを模索する。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 6-3-1】 内部質保証の方針、内部質保証の責任・役割（イメージ）
- 【資料 6-3-2】 教育福祉学部 中期目標・中期計画（2019～2023年度）
- 【資料 6-3-3】 教育福祉学部 中期目標・中期計画（2019～2023年度）
2020年度点検・評価結果
- 【資料 6-3-4】 三つのポリシー（子ども学科、スポーツ教育学科）
- 【資料 6-3-5】 卒業研究ルーブリック
- 【資料 6-3-6】 ディプロマ・ポリシー対応ルーブリック

【基準 6 の自己評価】

内部質保証に関する全学的な方針を明示し、恒常的な組織体制及びシステム、責任体制は確立されている。

自主的・自律的な自己点検・評価活動が行われ、その結果を学内で共有し、自己点検・評価書として社会に公開している。また、平成 29（2017）年度から、客観的視点による質保証を担保するため、IR 部会を設置し、学内データの一元化を進めている。

点検・評価結果に基づく改善が継続的に行われており、大学全体の PDCA サイクルが確立され、内部質保証の仕組みが機能している。

以上のことから、「基準 6」を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・貢献

A-1. 学生の地域社会への貢献

A-1-① 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業 COC+

A-1-② 地域の課題解決に向けた実践的な取り組み

A-1-③ 子ども学科、スポーツ教育学科における地域貢献

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地（知）の拠点大学による地方創生推進事業 COC+

平成 28（2016）～平成 31（2019）年度文部科学省「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業 COC+」に参画し、地元志向教育プログラムの改革を進めた。当該期間中は、地域を知るための授業の開講、子育て支援事業の開催やボランティア等の地域貢献活動を通じ、学生が地域を深く理解する機会を積極的に設けた。

地域のお祭りの共同企画、子ども向けワークショップの開催、観光や公共交通機関の課題解決に向けた取り組み、『サンタ列車』でのパフォーマンスなど、この時期から継続しているプログラムも存在する。

A-1-② 地域の課題解決に向けた実践的な取り組み

環びわ湖大学・地域コンソーシアムの大学間地域連携課題解決支援事業の一環で、滋賀県や東近江市と連携して事業に取り組む学生が増えてきた。令和 2（2020）年度の取り組みは、以下のとおりである。

連携自治体 ・機関	テーマ
大津市	就学前児童から科学の面白さを体感させる 実験・ものづくりプロジェクト
滋賀県	大学生による子どもたちへの性犯罪予防の SNS の使い方啓発活動 ～S（スマート）にN（ネット）を使えばS（スマイル）に～
滋賀県	地域公共交通を維持確保していくための モビリティ・マネジメントの研究
東近江市	親子ふれあい遊び事業

いずれも、学生が中心となり、地域の課題解決のために活動を実施した。また、東近江市から、令和 2（2020）年度「東近江市公共交通活性化対策事業」の委託も受けている。利用者調査、行政との懇談会に参加するなどの活動を通じて、人口減が進む地域の公共交通をいかに活性化させるかについて検討している。

A-1-③ 子ども学科、スポーツ教育学科における地域貢献

ア 子ども学科

「わくわくフェスタ」は、地域の乳幼児から小学校高学年までの子どもたちやその保護者を対象にした「遊び」をテーマとした行事であり、大学祭期間中の1日を利用して実施している。学科必修科目である「子ども学基礎演習Ⅰ」「子ども学基礎演習Ⅱ」の中で実施する企画である。

主に2年生が中心となって、1年生と連携を図りながら、乳幼児から小学校高学年にいたるまでの発達段階等を学習指導要領から学び、それぞれの年齢に応じた発達の視点から、対象に応じた遊びを企画・披露する。毎年恒例となっており、平成30(2018)年度には地域住民が約2,000名以上参加した。令和2(2020)年度は、コロナ禍の影響もあり、大学祭を中止せざるを得なかったが、この「わくわくフェスタ」に関しては、検温、アルコール消毒と換気、住所・氏名の確認等の徹底した感染症対策を図ったうえで、招待する園・学校、地域を制限指定しながら実施し、乳幼児から小学校高学年にいたる456名の参加があった。参加児童や保護者らの感想も、コロナ禍ということもあり、集計された数は64件と少なかったものの、「子どもが喜ぶ企画を考えてくれている」等、95%の「良かった」という評価を得ることができた。来場して頂くエリアを制限した取り組みであったが、9割以上の参加者が本学の所在する東近江市内であったことも、地域貢献につながったといえる。

また、中心となって企画をした2年生、そして連携した1年生にとっても、教育実習や幼保実習に臨む前の段階で、子どもらへの「遊び」に対するスキルの工夫や学びを実践できたという点でも、実習先が本学周辺を中心とした園・学校であることを考え合わせても、十分な地域貢献ができた。



【図】2020 わくわくフェスタチラシ

イ スポーツ教育学科

スポーツ教育学科では、「地域に貢献できる人材育成」といった建学の理念の下、教育課程の中核に「スポーツ教育学基礎演習Ⅰ」【基礎】→「スポーツ教育学基礎演習Ⅱ」【理論・実践】→「総合演習(ゼミ)」【応用】→「卒業論文(ゼミ)」【専門性】という流れがある。この流れの特徴は、地域という場で理論と実践をつなげることにあり、具体的には以下のような取り組みである。

	授業名・目標	具体的方法
1 年 生 (基 礎)	【授業名】 スポーツ教育学基礎演習 I 【目標】 ・スポーツ教育を多角的な視点で捉える ・スポーツイベントの実態を知る	スポーツイベントの実態把握 1) 地域イベントへの参加や運営補助 2019…Sea To Summit の運営補助 2021…東近江市聖火リレー警備補助 2) ニューススポーツイベントの運営補助 2019…市内小学校親子運動フォーラムでの運営補助 2020…BGU キッズニューススポーツ大会 (ルール説明、審判、得点係、親子を楽しませる雰囲気づくり等)
	1年次は、イベントに参加し、与えられた仕事・役割を全うすることを通じて、「目標」(そのイベントの目標は何か)、「方法」(どのように運営したらそのイベントの目標が達成できるのか)、「内容」(イベントを成功させるための具体的方策)を学ぶ。	
2 年 生 (理 論 ・ 実 践)	【授業名】 スポーツ教育学基礎演習 II 【目標】 ・スポーツの果たす役割や課題を踏まえ理論と実践をつなぐ	スポーツイベントの役割と課題の明確化 1) BGU 運動会の企画・運営 2) 大学周辺地域(奥永源寺地区及び平田地区)の健康アップ教室の企画・運営に向けた一連の取り組み(フィールドワーク、体力測定補助、健康運動教室開催) 特に2)の取り組みは、東近江市スポーツ課やスポーツ推進委員、各地域のスポーツクラブと協力し、以下のように進めている。
	① 高齢者の生活、健康教室を行う地域について知ることを目的に体力教室に参加し、フィールドワークを行う。 ② 体力測定会を開催し、地域の高齢者の体力を分析する。 ③ 1のフィールドワーク、2の体力測定の結果から地域に住む方々の体力や健康課題、要望、自分たちにできること等を出し、健康教室の「ねらい」→「目標」→「内容」を決め、それらを踏まえて具体的に何の種目をどのように行うのか等を決め、企画書を作成する。 ④ 企画書を作成したら、種目ごとの細かいルールや指導ポイントなどが書かれた要項を作成する。また、参加者募集のチラシや運動に必要な用具などを作成したり、準備物の確認をしたり、イベントに関係する全てのことを決定し、メンバーで情報を共有する。 ⑤ 要項に基づきリハーサルし、修正するという流れを何度も繰り返す。 ⑥ 健康教室本番。健康教室を終えたら参加者にインタビューを行い、イベントの感想を聞く。そのインタビュー内容と自身の取り組みの振り返りからイベントの評価を行う。	
	2年次は、決められたスポーツイベントを企画・運営する方法を学ぶ。	
3 年 生 (応 用)	【授業名】 総合演習 【目標】 ・地域や社会のニーズをさぐり、1・2年生での学びを応用する	スポーツイベントの企画・運営・評価 総合演習(ゼミ)の中に数回、地域との連携事業を取り入れ、各ゼミの専門性を活かしたスポーツイベントの企画・運営・評価に取り組む時間を設けている。そのことにより、専門性を実践で応用することができるようになる。 1) 東近江市スポーツ課、総合型地域スポーツクラブとの連携事業 「子どもの運動不足解消」「スポーツに親しむ資質や能力の土台作り」「良好な人間関係を築く、ルールを守ることができる等、ライフスキルを身につける」ということをねらった「いきいきBGUキッズ教室」(全7週)
	3年次は、今、地域や社会で求められているものは何か、地域や社会の課題を発見し、スポーツイベントの効果を利用して、その課題を解決することに取り組む。	

1 年次（スポーツ教育学基礎演習Ⅰ）令和元（2019）～令和2（2020）年度

イベント名	場所	イベント参加人数
Sea To Summit の運営補助（2019 年度） ・2020 年度はコロナのため中止	東近江市（学生は道の駅「奥永源寺溪流の里」付近での補助）	300 名程度
能登川南小学校親子運動フォーラムでの 運営補助（2019 年度） ・2020 年度はコロナ禍のため中止	能登川南小学校体育館・運動場	100 組 (200 名)
BGU キッズニュースポーツ大会	布引体育館	30 名程度
スポーツ少年団体力測定での運営補助	布引体育館・多目的グラウンド	120 名程度

2 年次（スポーツ教育学基礎演習Ⅱ）令和2（2020）年度

イベント名	場所	イベント参加人数
BGU 運動会	びわこ学院大学	80 名程度
平田地区フィールドワーク	平田体育館	20 名程度
平田地区体力測定会	平田体育館	20 名程度
平田地区健康教室	平田体育館	20 名程度
奥永源寺地区フィールドワーク	道の駅「奥永源寺溪流の里」	30 名程度
奥永源寺地区体力測定会	道の駅「奥永源寺溪流の里」	30 名程度
奥永源寺地区健康教室	道の駅「奥永源寺溪流の里」	30 名程度

3 年次（総合演習）令和2（2020）年度

イベント名	場所	イベント参加人数
いきいき BGU キッズ教室	布引体育館	40 名程度

スポーツ教育学科では、【基礎→理論・実践→応用】のプロセスを地域での実践を通して学び、4 年次の必修科目「卒業研究」で専門性を深化させる。

各段階で取り組むイベントは〈計画〉→〈リハーサル・修正〉→〈実践〉→〈振り返り〉→次の〈計画〉→〈リハーサル・修正〉→〈実践〉→〈振り返り〉という PDCA サイクルを徹底しており、スポーツ教育学科が設定するディプロマ・ポリシーの達成を目指している。



平田地区健康教室への参加者向けに作成したDVD



奥永源寺地区健康教室への参加者向けに作成したリーフレットの表紙

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学での学びを地域で実践し、その結果を検証・確認する取り組みは、学生の成長には不可欠であり、この取り組みの継続こそが本学と地域の信頼関係を強化してきた。

「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」の授業は、1・2年生クラスを担当する全教員が関わって実施しているが、複数の教員が主担当を経験するなどして、授業運営の質向上を図りたい。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 A-1-1】 COC+リーフレット
- 【資料 A-1-2】 COC+での取り組み内容
- 【資料 A-1-3】 環びわ湖大学・地域コンソーシアム
大学地域連携課題解決支援事業への取り組み
- 【資料 A-1-4】 令和 2（2020）年度 大学地域連携課題解決支援事業報告書
- 【資料 A-1-5】 令和 2（2020）年度 わくわくフェスタチラシ
- 【資料 A-1-6】 令和 2（2020）年度 わくわくフェスタアンケート結果
- 【資料 A-1-7】 令和 2（2020）年度 わくわくフェスタ総括
- 【資料 A-1-8】 令和 2（2020）年度 スポーツ少年団体力測定会日程表
- 【資料 A-1-9】 令和 2（2020）年度 BGU 運動会 企画書（オンライン版抜粋）
- 【資料 A-1-10】 令和 2（2020）年度 BGU キッズ 最終回 企画書
- 【資料 A-1-11】 令和 2（2020）年度 奥永源寺地区健康教室 リーフレット

A-2. 地域のニーズに即した多様な活動の展開

A-2-① 各種審議会・委員会への参画、地域の課題を取り扱う講師の派遣

A-2-② 高校生を対象とした授業

A-2-③ 現職教員・保育者を対象とした各種講習の開講

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 各種審議会・委員会への参画、地域の課題を取り扱う講師の派遣

大学が有する人的資源を地域社会に提供することで、地域社会の発展と人材育成等に貢献できるため、効率的・効果的な活動を推進している。

滋賀県内をはじめ、東近江市や地元団体からの要請で、多くの教員が様々な会議・委員会に委員として参画し、有識者として意見を述べている。

また、教育委員会、学校、幼稚園・保育所等を中心とした研修会や各種講座の講師・コメンテーター等として参加している。特に、幼児教育・保育、特別支援教育分野のニーズが高い。

A-2-② 高校生を対象とした授業

高校生に「大学での学び」を体験してもらう機会として、また、教員の専門性を活かした地域貢献として、高等学校等に出向いて授業を行う「プレカレッジ（出前授業）」を実施している。実施内容は、模擬授業形式と講演形式があり、令和 2（2020）年度は、大学・短大あわせて 54 科目を準備した。幼児教育・保育、スポーツ、福祉等、全体を 10 分類して科目を整理しているが、養護分野の科目「ライフスキル（自分の心身の健康を守る方法）」は特に人気が高い授業となっている。直近 3 年間は、約 20～25 件程度の実績で推移している。

また、高校から大学への「学びの接続」、「キャリア学習」の取り組みとして、滋賀県立高等学校の生徒を対象とした大学連続講座も「教育」、「幼児教育・保育」、「スポーツ」、「福祉」という 4 つの柱立てで開講している。

A-2-③ 現職教員・保育者を対象とした各種講習

教員免許状更新講習をはじめ、教員免許法認定講習（特別支援・幼稚園）、幼稚園教諭免許状取得特例講座、保育士等キャリアアップ講習など現職教員や保育士等を対象にした講習を積極的に開講している。令和元（2019）年度の教員免許状更新講習は、必修、選択必修、選択あわせて全 28 講座を開設し、のべ 3,500 名を超える受講が、教員免許法認定講習（特別支援教諭）は全 5 講座を開設し、のべ 300 名を超える受講があった。

また、幼稚園教諭・保育士を対象とした講座は、全 8 講座を開設し、50 名（実数）を超える受講があった。

コロナ禍の影響を受けた令和 2（2020）年度の教員免許状更新講習は、約半数の講座を閉講としたが、オンデマンド型 13 講座を開設し、約 1,300 名（のべ数）の受講があった。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

小規模で専任教員は少ないが、可能な限り地域のニーズに対応し地域貢献を進めている。令和 2（2020）年度は、ZOOM による会議参加や、オンデマンド型講習の開講など、会議参加の方法や授業方法に変化が生じた年であったが、今後、遠隔授業による講習の可能性について検討したい。

また、特定の教員に負担が偏ることがないように、教育・研究・地域貢献のバランスを確認しながら、引き続き、地域連携・地域貢献を活性化させたい。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 A-2-1】 各種審議会・委員会への参加状況（兼職願一覧）

（令和元（2019）～令和 2（2020）年度）

【資料 A-2-2】 滋賀県立高等学校大学連続講座

（平成 28（2016）～令和 2（2020）年度）

【資料 A-2-3】 プレカレッジ（平成 28（2016）～令和 2（2020）年度）

【資料 A-2-4】 教員免許状更新講習、教員免許法認定講習等の実績

外部連携研究センター年報 事業報告

（平成 30（2018）～令和 2（2020）年度）分

【基準 A の自己評価】

各学科の教育において、地域における活動を重要な学習の機会に位置付け、学生の主体的な活動を促進し、学生が協調性、企画力、コミュニケーション力、実践力等の力を高めることを目指して教育効果を上げている。

また、教員免許状更新講習をはじめとした各種講習は地域連携研究支援課、プレカレッジは入学センターと教職協働体制のもとで地域連携・貢献体制が構築できている。これらの体制を中心に、地域に対して本学教員の専門性を活かした活動を展開している。

以上のことから、「基準 A」を満たしている。

基準 B. 教育と福祉の双方の視点を持った人材を育成する大学教育

B-1. 教育と福祉の双方の視点を持った人材を育成する大学教育

B-1-① 専門職養成教育の充実に向けたプロジェクト

B-1-② 教育と福祉の視点から多角的に考える授業

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1-の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 専門職養成教育の充実に向けたプロジェクト

子どもの教育・福祉の権利保障のあり方が社会的に注目されるなかで、教育と福祉の「融合」を原理、実態の両面から究明すること、また、「教育福祉学」体系化に向けた模索、本学の教育福祉の専門職養成教育のさらなる充実を目的に、平成 27（2015）年度から 4 年間のプロジェクトを立ち上げ、両学科の複数教員が共同研究を進めた。

その結果、「人間としての尊厳ある生活を保障する福祉的支援」と「人間としての発達と学習を保障する教育的支援」の 2 つの視点を持ち、人権の保障を目指す社会システム・地域支援システムの構築を実現する「学」的性格と定義した。プロジェクトは学長裁量経費の支援を受けており、研究成果は外部連携研究センター年報（2018 年第 5 号）に「教育福祉学的視点からのインクルーシブ教育を考える」としてまとめた。

B-1-② 教育と福祉の視点から多角的に考える授業

平成 30（2018）年度のカリキュラム変更時に、専門教育科目に学部共通科目を新設し、『人権教育』『教育福祉学』『インクルーシブ教育と社会』の 3 科目を配置した。『インクルーシブ教育と社会』は、上記プロジェクト内でカリキュラムが検討される中で誕生した授業で、2 年生に配当しており、令和元（2019）年度から開講している。

この授業では、次の 4 点を柱にして、複数教員が関わるオムニバス形式で実施している。

- a. 基本的学びとしての「インクルーシブ教育と社会」を学ぶ。
- b. 就学前・学齢期でのインクルーシブ教育の取組を学ぶ。
- c. 「インクルーシブ教育と社会」を具体的事例から学ぶ
- d. 外国でのインクルーシブ教育の取組を学ぶ。

各学科には、1年次に履修する基幹科目として、「教育学概論」（子ども学科は「子ども教育学概論」）、「福祉学概論」（子ども学科は「子ども福祉学概論」）が配当されており、教育と福祉の基礎知識を身に付けた上で、2年次の「教育福祉学」「インクルーシブ教育と社会」の履修により学びを深める流れとなっている。

基準 A に記載のとおり、各学科の基幹科目として、1～2年生の必修科目「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」が配当されており、「教育」と「福祉」の2つの視点を持った人材育成のため、理論と実践を組み合わせた体系を構築している。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

プロジェクトで一定の方向性が出され、授業科目が開講されていることにより、「教育」と「福祉」の視点を有する人材養成への議論が下火となっている感が否めない。全学で絶えず、取り組んでいかなければならない課題であるため、新設科目の検証から始め、定期的な議論の場を持ちたい。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 B-1-1】 プロジェクト計画調書・実績報告書
- 【資料 B-1-2】 外部連携研究センター年報（2018年度第5号）
- 【資料 B-1-3】 カリキュラムツリー
- 【資料 B-1-4】 シラバス 「教育福祉学」「インクルーシブ教育と社会」

【基準 B の自己評価】

「教育福祉学」の体系化に向けた模索等を目的に結成されたプロジェクトでの検討が、今日の学部教育の礎となっており、その理念や思いは、カリキュラムや授業を通じて学生に受け継がれている。

また、広い視野を有した学生の育成に力が注がれている。以上のことから、「基準 B」を満たしている。

V. 特記事項

1. 全学生参加の卒業研究発表会

4年間の学びの成果を卒業研究として成果物にまとめて発表することを全学生に求めており、そのために「卒業研究」（子ども学科は「子ども学卒業研究」）を必修科目としている。学生は少人数教育のもと、ゼミ担当教員の専門的な指導を受け、自主的かつ積極的に研究を進め、成果物を提出する。成果物は抄録集・ポスター集としてまとめている。

2月に学科別に実施する「卒業研究発表会」では、全4年生が発表の機会を有し、4年間の学びの成果を発揮する。1～3年生も全員参加必須（令和2（2020）年度はオンライン併用）としており、複数の先輩の発表を見聞きすることで、自身の卒業年次の学びと卒業時の姿をイメージさせる機会としている。

学生の主体的な学修を促し、客観的で公平な成績評価をするためのツールとして、令和3（2021）年度から、「卒業研究ルーブリック」「チェックリスト」の運用を開始している。

2. 地域における教育実践活動

3年生ゼミ（子ども学科「子ども学総合演習」、スポーツ教育学科「総合演習」）の授業の一環で、自治体や市民と連携した地域密着型の活動に取り組む事例が増えている。これらは環びわ湖大学・地域コンソーシアムから助成を受けた取り組みであり、令和3（2021）年度は以下のテーマで実施が進んでいる。

- ・大学生による子どもたちへの性犯罪予防の SNS の使い方啓発活動
- ・就学前児童から科学の面白さを体感させる実験・ものづくりプロジェクト
- ・東近江市中心市街地活性化に関する実証的研究
- ・子どもの手がた足がたを用いたオリジナルグッズづくりを通して、楽しもう、知ろう、広めようオレンジリボン運動 × SDG s
- ・ポストコロナにおける大学生によるカナヅチ児童を対象とした水泳教室
～運動介入による小大連携への模索～

いずれも地域の課題解決を目指した地域貢献の側面と、2年間の学びを活かした活動を通じ、問題解決力・主体性・コミュニケーション力等の力を育成する教育的実践の側面を有している。

このほか、外部団体と連携して、競技人口が減少しているスポーツの競技人口増に取り組むゼミでは、所属学生の調査・分析と学生の視点からの提案が、指導教員の調査結果とあわせ、令和3（2021）年度中に報告書として刊行される予定である。

地元滋賀県の出身者が入学生の約8割を占め、滋賀県で就職を希望する学生が多いなか、人々の生活文化、風景、産品などの魅力に出会い、交流を深めることで、地元を知り、滋賀に愛着を持って就職する卒業生が1人でも増えることは、建学の精神を具現化する上で重要な取り組みである。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学の目的を明記している。(学則第 1 条)	1-1
第 85 条	○	学部を設置している。(学則第 6 条)	1-2
第 87 条	○	修業年限を 4 年としている。(学則第 8 条)	3-1
第 88 条	○	在学すべき年数を学長が決定すると定めている。(学則第 22 条)	3-1
第 89 条	—	早期卒業は設けていないため対象外	3-1
第 90 条	○	入学資格を明記している。(学則第 15 条)	2-1
第 92 条	○	本学に置く職員を規定している。(学則第 61 条)	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会を置いている。(学則第 63 条)	4-1
第 104 条	○	学位について定めている。(学則第 45 条)	3-1
第 105 条	—	履修プログラムは設けていないため対象外	3-1
第 108 条	—	(短大) 該当しない	2-1
第 109 条	○	本学のホームページに公表している。(学則第 2 条)	6-2
第 113 条	○	本学のホームページに公表している他、紀要を刊行している。	3-2
第 114 条	○	事務局を置いている。(学則第 62 条)	4-1
		就業規則、事務組織規程で明記している。	4-3
第 122 条	○	入学資格を明記している。(学則第 20 条)	2-1
第 132 条	○	入学資格を明記している。(学則第 20 条)	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に明記している。 修業年限 (第 8 条)、学年 (第 10 条)、学期 (第 11 条) 及び授業を行わない日 (以下「休業日」という。) に関する事項 (第 12 条)、部科及び課程の組織に関する事項 (第 6 条)、教育課程及び授業日時数に関する事項 (第 13 条、第 31 条)、学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 (第 34 条、第 35 条、第 8 章)、収容定員及び職員組織に関する事項 (第 7 条、第 61 条、第 62 条、第 63 条)、入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 (第 5 章、第 6 章、第 9 章)、授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項 (第 10 章)、賞罰に関する事項 (第 12 章) 寄宿舍に関する事項 (寄宿舍なし)	3-1 3-2
第 24 条	—	指導要録は対象外	3-2
第 26 条 第 5 項	○	懲戒について定めている。(学則第 60 条)	4-1

びわこ学院大学

第 28 条	○	担当部署において備えている。	3-2
第 143 条	—	該当しない。	4-1
第 146 条	—	定めがないため対象外	3-1
第 147 条	—	早期卒業は設けていないため対象外	3-1
第 148 条	—	本学教育福祉学部は四年制であるため対象外	3-1
第 149 条	—	該当しない。	3-1
第 150 条	○	入学資格を明記している。(学則第 15 条)	2-1
第 151 条	—	飛び入学制度がないため対象外	2-1
第 152 条	—	飛び入学制度がないため対象外	2-1
第 153 条	—	飛び入学制度がないため対象外	2-1
第 154 条	—	飛び入学制度がないため対象外	2-1
第 161 条	○	入学資格を明記している。(学則第 20 条)	2-1
第 162 条	—	該当しない。	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期を規定している。(学則第 10 条)	3-2
第 163 条の 2	○	交付している。	3-1
第 164 条	—	履修プログラムは設けていないため対象外	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを学科ごとに定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 2 条及び自己点検・評価委員会規程で規定している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学のホームページに教育研究活動等の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位について規定している。(学則第 45 条)	3-1
第 178 条	○	高等専門学校卒業者の編入学を明記している。(学則第 20 条)	2-1
第 186 条	○	専修学校修了者の編入学を明記している。(学則第 20 条)	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低限と認識し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条第 2～3 項に各学科の目的を規定している。	1-1 1-2

びわこ学院大学

第2条の2	○	学則第17条及び入学者選抜規程に基づき、公正かつ妥当な方法で適切な体制を整えて実施している。	2-1
第2条の3	○	教学関連諸会議の構成員に事務職員を加え、教職協働体制を実現している。	2-2
第3条	○	学部学科は教育研究上適切な規模内容で、教員組織、教員数も適当である。	1-2
第4条	○	学部には専攻により学科を設けている。(学則第6条)	1-2
第5条	—	課程は設けていないため対象外	1-2
第6条	—	学部以外の教育研究上の基本となる組織はないため対象外。	1-2 3-2 4-2
第7条	○	規模、学位の種類等に応じて適切に配置されている。	3-2 4-2
第10条	○	主要授業科目(ゼミ、卒業研究)は専任教員が担当している。	3-2 4-2
第10条の2	—	該当しない。	3-2
第11条	○	必要に応じて、授業を担当しない教員を配置している。	3-2 4-2
第12条	○	本学の専任教員は、専ら本学の教育研究に従事している。	3-2 4-2
第13条	○	専任教員数は、基準を満たしている。	3-2 4-2
第13条の2	○	学長選考規程に、学長候補者の要件を定めている。	4-1
第14条	○	教員選考規程第2条に教授の資格基準を定めている。	3-2 4-2
第15条	○	教員選考規程第3条に准教授の資格基準を定めている。	3-2 4-2
第16条	○	教員選考規程第4条に講師の資格基準を定めている。	3-2 4-2
第16条の2	○	教員選考規程第5条に助教の資格基準を定めている。	3-2 4-2
第17条	○	教員選考規程第6条に助手の資格基準を定めている。	3-2 4-2
第18条	○	収容定員を規定している。(学則第7条)	2-1
第19条	○	教育課程の編成について規定している。(学則第31条)	3-2
第19条の2	—	連携開設科目は開設していない	3-2
第20条	○	教育課程の編成について規定している。(学則第31条)	3-2
第21条	○	各授業の単位数について規定している。(学則第33条)	3-1
第22条	○	授業期間について規定している。(学則第13条及び学年暦)	3-2

びわこ学院大学

第 23 条	○	学期及び授業期間について規定している。(学則第 11 条及び学年暦)	3-2
第 24 条	○	教室の収容人数を踏まえ、教育効果を十分にあげられるよう適切な受講人数としている。	2-5
第 25 条	○	授業の方法について規定している。(学則第 32 条)	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	シラバス(講義概要)に授業の方法及び内容並びに授業計画を明示している。シラバスは全科目で作成し公開している。	3-1
第 25 条の 3	○	FD 委員会が中心となり、研修会、授業評価アンケート、授業参観等の FD 活動を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制は設けていないため対象外	3-2
第 27 条	○	単位の授与、学習の評価について規定している。(学則第 34 条・35 条)	3-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録の上限について規定している。(学則第 36 条及び「授業科目及び試験等に関する規程」第 4 条第 2 項)	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目は開設していないため対象外	3-1
第 28 条	○	他の大学又は短期大学における授業科目の履修等について規定している。(学則第 37 条)	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修について規定している。(学則第 38 条)	3-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位の認定について規定している。(学則第 39 条)	3-1
第 30 条の 2	—	長期履修制度は設けていないため対象外	3-2
第 31 条	○	科目等履修生について規定している。(学則第 31 条)	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業要件について規定している。(学則第 44 条及び別表第 1)	3-1
第 33 条	—	授業時間制の特例は対象外	3-1
第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場は校舎と同一の敷地内と徒歩数分の駐車場に隣接した場所に設けている。	2-5
第 36 条	○	第 36 条第 1 項から第 5 項に掲げる専用の施設を有している。	2-5
第 37 条	○	基準校地面積を上回る十分な校地を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	基準校舎面積を上回る十分な校舎を有している。	2-5
第 38 条	○	教育研究上必要な資料等を備え、専任職員を配置している。	2-5
第 39 条	○	附属こども園を置いている。	2-5
第 39 条の 2	—	該当学部・学科を置いていないため対象外	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当しない	2-5

びわこ学院大学

第 40 条の 3	○	教育研究経費を予算化し、環境整備に努めている	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 41 条	○	事務組織は、専任職員を配置し適切に設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導は学生委員会が担当し、事務局に学生支援課を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培えるよう、学部・学科と進路・就職支援課が連携し適切な体制を整えている。	2-3
第 42 条の 3	○	FD 研修・SD 研修を適切に実施している	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	学部等連携課程は設けていないため対象外	3-2
第 43 条	—	共同教育課程を設置していないため対象外	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を設置していないため対象外	3-1
第 45 条	—	共同学科を設置していないため対象外	3-1
第 46 条	—	共同学科を設置していないため対象外	3-2 4-2
第 47 条	—	共同学科を設置していないため対象外	2-5
第 48 条	—	共同学科を設置していないため対象外	2-5
第 49 条	—	共同学科を設置していないため対象外	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設置していないため対象外	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設置していないため対象外	4-2
第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設置していないため対象外	4-2
第 57 条	—	外国に組織を設けていないため対象外	1-2
第 58 条	—	対象外	2-5
第 60 条	—	対象外	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 45 条により規定している。	3-1
第 10 条	○	学則第 45 条により規定しており、当該授与の専攻分野の名称を付記している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を設けていないため対象外	3-1
第 13 条	○	学則第 44 条及び「授業科目及び試験等に関する規程」第 6 章に規定している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	運営基盤の強化を図るとともに、教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止については、寄附行為第 15 条に規定している監事の職務において監査を行っている。また、監査を行う監事の選任については、寄附行為第 7 条第 2 項に規定するとおり、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することが出来るものを選任している。 さらに、寄附行為第 16 条第 13 項及び第 20 条第 13 項に規定しているとおり、理事会、評議員会の議事について、特別の利害関係を有する理事、評議員は議決に加わることができないものとしている。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 36 条第 2 項に寄附行為の備置き及び閲覧について規定し、遵守している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条第 1 項に規定し、理事は 6 名以上 8 名以内、監事は 2 名配置している。寄附行為第 5 条 2 項に理事長の選任について規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係について、選任については、学校法人滋賀学園寄附行為第 6 条及び第 7 条に、任期については、学校法人滋賀学園寄附行為 第 8 条に規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会について、学校法人滋賀学園寄附行為 第 16 条に規定し、遵守している。	5-2
第 37 条	○	理事長の職務、監事の職務等について、学校法人滋賀学園寄附行為第 11 条、12 条、15 条に規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人滋賀学園寄附行為 第 6 条、第 7 条に理事の選任、監事の選任等について規定し、選任している。	5-2
第 39 条	○	私立学校法の規定するところにより、「役員の兼職禁止」について遵守している。	5-2
第 40 条	○	役員の補充について、学校法人滋賀学園寄附行為 第 9 条に規定し、遵守している。	5-2
第 41 条	○	学校法人滋賀学園寄附行為 第 20 条に評議員会について規定し、評議員会を置いている。	5-3
第 42 条	○	学校法人滋賀学園寄附行為 第 22 条に諮問事項について規定し、評議員会の意見を聴いている。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等について、学校法人滋賀学園寄附行為 第 23 条に規定し、遵守している。	5-3
第 44 条	○	評議員会の選任について、学校法人滋賀学園寄附行為 第 24 条に規定し、遵守している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任について、学校法人滋賀学園寄附行為 第 46 条、47 条に責任の免除、責任限定契約について規定し、遵守している。	5-2 5-3

びわこ学院大学

第 44 条の 3	○	私立学校法の規定するところにより、「役員 of 第三者に対する損害賠償責任」について遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法の規定するところにより、「役員 of 連帯責任」について遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法の規定するところにより、「一般社団・財団法人法の規定の準用」について遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為変更の認可等については、法に基づき適切に申請または届出をしている。学校法人滋賀学園寄附行為 第 44 条に規定し、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画について、学校法人滋賀学園寄附行為 第 33 条に規定し、遵守している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告について、学校法人滋賀学園寄附行為 第 35 条に規定し、遵守している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧について、学校法人滋賀学園寄附行為 第 36 条に規定し、遵守している。	5-1
第 48 条	○	役員 of 報酬について、学校法人滋賀学園寄附行為 第 38 条に規定し、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度について、学校法人滋賀学園寄附行為 第 40 条に規定し、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表について、学校法人滋賀学園寄附行為 第 37 条に規定し、遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係） **該当なし**

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） **該当なし**

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 **該当なし**

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条			6-2 6-3
第1条の2			1-1 1-2
第1条の3			2-1
第1条の4			2-2
第2条			1-2
第2条の2			1-2
第3条			1-2
第4条			1-2
第5条			1-2
第6条			1-2
第7条			1-2
第7条の2			1-2 3-2 4-2
第7条の3			1-2 3-2 4-2
第8条			3-2 4-2
第9条			3-2 4-2
第10条			2-1
第11条			3-2
第12条			2-2 3-2
第13条			2-2 3-2
第14条			3-2
第14条の2			3-1
第14条の3			3-3 4-2
第15条			2-2 2-5 3-1 3-2
第16条			3-1
第17条			3-1
第19条			2-5

びわこ学院大学

第 20 条			2-5
第 21 条			2-5
第 22 条			2-5
第 22 条の 2			2-5
第 22 条の 3			2-5 4-4
第 22 条の 4			1-1
第 23 条			1-1 1-2
第 24 条			2-5
第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			4-1 4-3
第 42 条の 2			2-3
第 42 条の 3			2-4
第 43 条			4-3
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 **該当なし**

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1

びわこ学院大学

第4条			3-2 4-2
第5条			3-2 4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2 3-3 4-2
第12条			3-2
第12条の2			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1
第20条			2-1
第21条			3-1
第22条			3-1
第23条			3-1
第24条			3-1
第25条			3-1
第26条			1-2 3-1 3-2
第27条			3-1
第28条			3-1

第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係） **該当なし**

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準 **該当なし**

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人滋賀学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	CAMPUS GUIDE 2022	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	びわこ学院大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	令和 4（2022）年度 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2021 学生ハンドブック	

びわこ学院大学

【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 3 (2021) 年度 学校法人滋賀学園 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 2 (2020) 年度 学校法人滋賀学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	CAMPUS GUIDE 2022 (p. 42) 2021 学生ハンドブック (p. 201-p. 203)	【資料 F-2】 【資料 F-5】より抜粋
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集 (電子データ)	
	学校法人滋賀学園規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
	理事、監事、評議員名簿 令和 2 (2020) 年度 理事会・評議会開催状況 令和 2 (2020) 年度 常任理事会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類 (過去 5 年間) 及び監事監査報告書 (過去 5 年間)	
	決算書 (平成 28 年度～令和 2 年度)、監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス (電子データ)	
	2021 学生ハンドブック シラバス (電子データ) https://cns.newton.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
	びわこ学院大学 三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	びわこ学院大学 学則	【資料 F-3】より
【資料 1-1-2】	CAMPUS GUIDE 2022	【資料 F-2】より
【資料 1-1-3】	2021 学生ハンドブック	【資料 F-5】より
【資料 1-1-4】	ホームページ 基本理念と教育目標 https://www.biwakogakuin.ac.jp/introduction/idea	
【資料 1-1-5】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 中長期ビジョン	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	びわこ学院大学 学則	【資料 F-3】より
【資料 1-2-2】	2021 学生ハンドブック	【資料 F-5】より
【資料 1-2-3】	ホームページ 基本理念と教育目標 https://www.biwakogakuin.ac.jp/introduction/idea	
【資料 1-2-4】	びわこ学院大学 教授会規程	【資料 F-9】より
【資料 1-2-5】	学校法人滋賀学園 理事会業務委任規則	【資料 F-9】より
【資料 1-2-6】	CAMPUS GUIDE 2022	【資料 F-2】より
【資料 1-2-7】	広報誌「紫野」12 号	
【資料 1-2-8】	保護者説明会 案内文書	

びわこ学院大学

【資料 1-2-9】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 中長期ビジョン	
【資料 1-2-10】	びわこ学院大学 中期目標・中期計画（2019～2023 年度）	
【資料 1-2-11】	三つのポリシー（子ども学科、スポーツ教育学科）	【資料 F-13】より
【資料 1-2-12】	びわこ学院大学 組織運営規程、教学組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	CAMPUS GUIDE 2022	【資料 F-2】より
【資料 2-1-2】	令和 4（2022）年度入試 学生募集要項	【資料 F-4】より
【資料 2-1-3】	大学案内 2021	
【資料 2-1-4】	令和 3（2021）年度入試 学生募集要項	
【資料 2-1-5】	令和 3（2021）年度総合型選抜（AO）ガイド [子ども学科/スポーツ教育学科]	
【資料 2-1-6】	ホームページ (入試情報 [教育福祉学部] > アドミッション・ポリシー) https://www.biwakogakuin.ac.jp/juken/nyuushi_4nen	
【資料 2-1-7】	ホームページ (オープンキャンパス>Web オープンキャンパス) https://www.biwakogakuin.ac.jp/web_opencampus	
【資料 2-1-8】	びわこ学院大学 入学者選抜規程	【資料 F-9】より
【資料 2-1-9】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学試験の組織体制（令和 3（2021）年度入試）	
【資料 2-1-10】	推薦書	
【資料 2-1-11】	びわこ学院大学 入試広報委員会規程	【資料 F-9】より
【資料 2-1-12】	入学試験 問題作成・採点 チェック表	
【資料 2-1-13】	入試種別 1 年次 GPA 比較 [子ども学科/スポーツ教育学科]	
【資料 2-1-14】	プレカレッジ（出前授業）実施一覧	
【資料 2-1-15】	滋賀県立高等学校生徒対象の大学連続講座一覧	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	BIWAGAKU PORTAL_教員用ユーザーガイド	
【資料 2-2-2】	「学修の記録」	
【資料 2-2-3】	びわこ学院大学 実習・実践支援委員会規程	【資料 F-9】より
【資料 2-2-4】	令和 2（2020）年度 学外実習関連資料	
【資料 2-2-5】	令和 2（2020）年度 実習連絡協議会資料	
【資料 2-2-6】	令和 2（2020）年度 学外実習の学内代替措置関連資料	
【資料 2-2-7】	びわ学キャリア塾イメージ図	
【資料 2-2-8】	令和 3（2021）年度 基礎学力等講座日程	
【資料 2-2-9】	令和 3（2021）年度 放課後ピアノ個人レッスン	
【資料 2-2-10】	入学前学習資料	
【資料 2-2-11】	びわこ学院大学 修学特別支援室規程	【資料 F-9】より
【資料 2-2-12】	令和 3（2021）年度 春学期オフィスアワー日程表	
【資料 2-2-13】	びわこ学院大学 スチューデント・アシスタント取扱規程	
【資料 2-2-14】	出欠登録ユーザーガイド	
【資料 2-2-15】	欠席の目立つ学生を集約した教員向け資料	
【資料 2-2-16】	令和 2（2020）年度 保護者説明会資料及びアンケート集計	
【資料 2-2-17】	退学願・休学願様式	
【資料 2-2-18】	退学者対策プロジェクト会議資料	

びわこ学院大学

2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	びわ学キャリア塾イメージ図	
【資料 2-3-2】	びわ学キャリア塾（教師塾・福祉塾・仕事塾）概要	
【資料 2-3-3】	シラバス（学科別）	
【資料 2-3-4】	GPS-Academic フォローアップ講座案内	
【資料 2-3-5】	学外実習参加要件	
【資料 2-3-6】	令和 3（2021）年度 学内講座・就職対策講座（東京アカデミー）実施計画及び実績	
【資料 2-3-7】	教育系就職者数一覧（卒業時）	
【資料 2-3-8】	公立（教員・幼稚園教諭・保育士）関係採用状況	
【資料 2-3-9】	令和 2（2020）年度 採用直前演習概要	
【資料 2-3-10】	令和 2（2020）年度 教員養成セミナー概要	
【資料 2-3-11】	令和 2（2020）年度 東近江市合同就職説明会リーフレット	
【資料 2-3-12】	仕事塾セミナー関係資料及び学内説明会等資料	
【資料 2-3-13】	インターンシップ参加実績	
【資料 2-3-14】	びわこ学院大学 進路・就職支援委員会規程	【資料 F-9】 より
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	びわこ学院大学 学生委員会規程	【資料 F-9】 より
【資料 2-4-2】	びわこ学院大学 特別奨学生規程	【資料 F-9】 より
【資料 2-4-3】	びわこ学院大学 スポーツ特待生規程	【資料 F-9】 より
【資料 2-4-4】	びわこ学院大学 スポーツ特別奨学生規程	【資料 F-9】 より
【資料 2-4-5】	びわこ学院大学 学費減免規程〔二親等以内〕	【資料 F-9】 より
【資料 2-4-6】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 資格取得奨励金制度に関する規程	【資料 F-9】 より
【資料 2-4-7】	資格取得奨励金制度における対象資格と奨励金額の一覧表	【資料 F-9】 より
【資料 2-4-8】	びわこ学院大学 公務員奨励金制度に関する規程	【資料 F-9】 より
【資料 2-4-9】	令和 2（2020）年度 日本学生支援機構奨学金受給・貸与者数	
【資料 2-4-10】	学生会規約	
【資料 2-4-11】	令和 2・3（2020・2021）年度 部・サークル活動の状況	
【資料 2-4-12】	BGU ジム利用規約（改定 3 版）	
【資料 2-4-13】	令和 2（2020）年度 BGU ジム利用者数	
【資料 2-4-14】	令和 2（2020）年度 布引運動公園利用状況	
【資料 2-4-15】	令和 3（2021）年度 カウンセリングの利用について	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	施設配置図	
【資料 2-5-2】	講義収録スタジオ概要	
【資料 2-5-3】	ノートパソコン無償貸与等案内	
【資料 2-5-4】	図書館利用の手引き 2021	
【資料 2-5-5】	令和 2（2020）年度 図書館利用状況	
【資料 2-5-6】	図書館利用に関するアンケート調査関係資料	
【資料 2-5-7】	図書館だより（第 12 号）	
【資料 2-5-8】	図書館通信（No.1～No.5）	
【資料 2-5-9】	図書館 学外者利用内規	
【資料 2-5-10】	令和 2（2020）年度 新型コロナウイルス感染症対策本部会 議事録	
【資料 2-5-11】	令和 2（2020）年度 オンライン授業関係資料	
【資料 2-5-12】	令和 3（2021）年度 時間割、教室稼働状況	

びわこ学院大学

【資料 2-5-13】	令和 2 (2020) 年度 春学期 対面授業再開後の教室稼働状況・時間割	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業改善アンケート	
【資料 2-6-2】	令和 2 (2020) 年度 秋学期 授業評価アンケート結果	
【資料 2-6-3】	令和 2 (2020) 年度 卒業時アンケート結果	
【資料 2-6-4】	令和元 (2019) 年度 学生生活に関するアンケート調査	
【資料 2-6-5】	令和 2 (2020) 年度 学長と学生の懇談会 記録	
【資料 2-6-6】	令和 2 (2020) 年度 学生委員会 議事録	
【資料 2-6-7】	学長ダイレクトメールアドレス案内	
【資料 2-6-8】	通信環境に関するアンケート調査結果	
【資料 2-6-9】	ノートパソコン無償貸与等案内	
【資料 2-6-10】	令和 2 (2020) 年度 保健室利用状況	
【資料 2-6-11】	学生支援緊急給付金申請者一覧 (四大)	
【資料 2-6-12】	体育館修繕工事基本行程表	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	びわこ学院大学 学則	【資料 F-3】 より
【資料 3-1-2】	CAMPUS GUIDE 2022	【資料 F-2】 より
【資料 3-1-3】	ホームページ (情報公開 > 学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)) https://www.biwakogakuin.ac.jp/introduction/idea#diploma	
【資料 3-1-4】	科目配置表 [子ども学科、スポーツ教育学科]	
【資料 3-1-5】	カリキュラムマップ	
【資料 3-1-6】	カリキュラムツリー	
【資料 3-1-7】	びわこ学院大学 授業科目履修及び試験等に関する規程	【資料 F-9】 より
【資料 3-1-8】	シラバス作成要領及び入力例	
【資料 3-1-9】	令和 2 (2020) 年度 秋学期末試験要項	
【資料 3-1-10】	成績評価基準	
【資料 3-1-11】	履修登録単位数の上限 (CAP 制)	
【資料 3-1-12】	令和 2 (2020) 年度 卒業判定資料	
【資料 3-1-13】	成績評価の推移状況	
【資料 3-1-14】	ディプロマ・ポリシー対応ルーブリック	
【資料 3-1-15】	卒業研究ルーブリック	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	カリキュラム・ポリシー	【資料 F-13】 より
【資料 3-2-2】	びわこ学院大学 教務委員会規程	【資料 F-9】 より
【資料 3-2-3】	びわこ学院大学 教職課程委員会規程	【資料 F-9】 より
【資料 3-2-4】	令和 2 (2020) 年度 教務委員会議事録・会議資料 (抜粋)	
【資料 3-2-5】	科目配置表 [子ども学科、スポーツ教育学科]	
【資料 3-2-6】	学外実習参加要件	
【資料 3-2-7】	カリキュラムマップ	
【資料 3-2-8】	カリキュラムツリー	
【資料 3-2-9】	ナンバリング説明資料	
【資料 3-2-10】	シラバス作成要領及び入力例	

びわこ学院大学

【資料 3-2-11】	履修登録単位数の上限 (CAP 制)	
【資料 3-2-12】	びわこ学院大学 FD 委員会規程	【資料 F-9】 より
【資料 3-2-13】	令和 2 (2020) 年度 秋学期 公開授業参加報告書	
【資料 3-2-14】	授業改善アンケート	
【資料 3-2-15】	令和 2 (2020) 年度 秋学期 授業評価アンケート結果	
【資料 3-2-16】	オンライン授業関係資料	
【資料 3-2-17】	FD 研修会資料	
【資料 3-2-18】	シラバスチェック結果報告書	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	令和 2 (2020) 年度 卒業生進路状況	
【資料 3-3-2】	免許状・資格取得状況	
【資料 3-3-3】	令和 2 (2020) 年度 卒業生アンケート調査結果	
【資料 3-3-4】	令和 2 (2020) 年度 就職先アンケート調査結果	
【資料 3-3-5】	令和 3 (2021) 年 3 月 卒業時アンケート結果	
【資料 3-3-6】	GPS-Academic 全体結果報告会 関連資料	
【資料 3-3-7】	「学修の記録」	
【資料 3-3-8】	ディプロマ・ポリシー対応ルーブリック	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	学校法人滋賀学園 理事会業務委任規則	【資料 F-9】 より
【資料 4-1-2】	びわこ学院大学 組織運営規程	【資料 F-9】 より
【資料 4-1-3】	びわこ学院大学 教授会規程	【資料 F-9】 より
【資料 4-1-4】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程	【資料 F-9】 より
【資料 4-1-5】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 大学運営協議会規程	【資料 F-9】 より
【資料 4-1-6】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 スタッフ会議設置要綱	【資料 F-9】 より
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	学校法人滋賀学園 理事会業務委任規則	【資料 F-9】 より
【資料 4-2-2】	びわこ学院大学 組織運営規程	【資料 F-9】 より
【資料 4-2-3】	びわこ学院大学 教授会規程	【資料 F-9】 より
【資料 4-2-4】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程	【資料 F-9】 より
【資料 4-2-5】	びわこ学院大学 教員選考規程	【資料 F-9】 より
【資料 4-2-6】	びわこ学院大学 教員選考規程運用内規	【資料 F-9】 より
【資料 4-2-7】	びわこ学院大学 教員人事に関する内規	【資料 F-9】 より
【資料 4-2-8】	令和 2 (2020) 年度 教育研究活動自己目標設定報告書 令和 2 (2020) 年度 教育研究活動等の業績申告票 令和 2 (2020) 年度 教育研究活動等自己評価報告書	
【資料 4-2-9】	びわこ学院大学 FD 委員会規程	【資料 F-9】 より
【資料 4-2-10】	授業改善アンケート様式	
【資料 4-2-11】	授業評価アンケート設問	
【資料 4-2-12】	令和 2 (2020) 年度 秋学期 授業評価アンケート結果	
【資料 4-2-13】	令和 2 (2020) 年度 秋学期 授業評価アンケート結果 教員コメント	

びわこ学院大学

【資料 4-2-14】	令和 2 (2020) 年度 オンライン授業に関するアンケート集計結果	
【資料 4-2-15】	令和 2 (2020) 年度 秋学期 公開授業参加報告書	
【資料 4-2-16】	令和 2 (2020) 年度 大学生基礎力レポート結果報告会 資料 令和 3 (2021) 年度 GPS-Academic 全体結果報告会 資料	
【資料 4-2-17】	令和 2 (2020) 年度 オンライン授業の進め方に関する説明会資料	
【資料 4-2-18】	令和 2 (2020) 年度 FD 研修会報告書	
【資料 4-2-19】	令和 3 (2021) 年 3 月 卒業時アンケート結果	
【資料 4-2-20】	学生生活に関するアンケート調査	
【資料 4-2-21】	就職先アンケート結果	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 SD 委員会規程	【資料 F-9】より
【資料 4-3-2】	令和 2 (2020) 年度 オンライン授業の進め方に関する説明会資料	
【資料 4-3-3】	令和 2 (2020) 年度 FD・SD 合同研修会資料	
【資料 4-3-4】	令和 2 (2020) 年度 SD 研修参加一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	びわこ学院大学 専任教育職員勤務規程	【資料 F-9】より
【資料 4-4-2】	びわこ学院大学 教員研究に関する内規	【資料 F-9】より
【資料 4-4-3】	びわこ学院大学 地域連携研究支援委員会規程	【資料 F-9】より
【資料 4-4-4】	令和 2 (2020) 年度 「科研費応募要項説明会」案内	
【資料 4-4-5】	令和 2 (2020) 年度 「科学研究費補助金申請一覧」	
【資料 4-4-6】	びわこ学院大学 共同研究費規程	【資料 F-9】より
【資料 4-4-7】	びわこ学院大学 国内研究員規程	【資料 F-9】より
【資料 4-4-8】	びわこ学院大学 在外研究員規程	【資料 F-9】より
【資料 4-4-9】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 における研究者等の行動規範	
【資料 4-4-10】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 「人を対象とする研究」倫理ガイドライン	
【資料 4-4-11】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 倫理審査委員会規程	【資料 F-9】より
【資料 4-4-12】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 研究活動の不正行為の防止に関する規程	【資料 F-9】より
【資料 4-4-13】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部研究費補助金に係る内部監査規程	【資料 F-9】より
【資料 4-4-14】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 の研究データの保存に関するガイドライン	
【資料 4-4-15】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 公的研究費内部監査マニュアル	
【資料 4-4-16】	令和 2 (2020) 年度 「研究倫理」「情報倫理」研修会案内	
【資料 4-4-17】	令和 2 (2020) 年度 「研究倫理」「情報倫理」研修会参加状況	
【資料 4-4-18】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部「理解度チェック」	
【資料 4-4-19】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部「誓約書」	
【資料 4-4-20】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部研究費補助金取扱規程	【資料 F-9】より
【資料 4-4-21】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部研究費補助金使用に関する取扱細則	【資料 F-9】より
【資料 4-4-22】	シラバス 「スタディ・スキルズ I」	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人滋賀学園 寄附行為	【資料 F-1】 より
【資料 5-1-2】	学校法人滋賀学園 建学の精神	
【資料 5-1-3】	学校法人滋賀学園 理事会会議規則	【資料 F-9】 より
【資料 5-1-4】	学校法人滋賀学園 理事会業務委任規則	【資料 F-9】 より
【資料 5-1-5】	省エネ対策揭示	
【資料 5-1-6】	びわこ学院大学 人権教育推進委員会規程	【資料 F-9】 より
【資料 5-1-7】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン	【資料 F-9】 より
【資料 5-1-8】	学校法人滋賀学園 個人情報保護に関する規程	【資料 F-9】 より
【資料 5-1-9】	学校法人滋賀学園 公益通報者保護規程	【資料 F-9】 より
【資料 5-1-10】	学校法人滋賀学園 個人番号及び特定個人情報取扱規則	【資料 F-9】 より
【資料 5-1-11】	令和 2 (2020) 年度 避難訓練実施要項	
【資料 5-1-12】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 危機管理規程	【資料 F-9】 より
【資料 5-1-13】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 危機管理対応要項	
【資料 5-1-14】	令和 2 (2020) 年度 びわこ学院大学 新入生オリエンテーション 実施要項 (当初・変更)	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人滋賀学園 寄附行為	【資料 F-1】 より
【資料 5-2-2】	学校法人滋賀学園 理事会会議規則	
【資料 5-2-3】	学校法人滋賀学園 理事会業務委任規則	【資料 F-9】 より
【資料 5-2-4】	役員及び評議員名簿	【資料 F-10】 より
【資料 5-2-5】	令和 2 (2020) 年度 理事会／評議員会 開催及び出席状況、次第	【資料 F-10】 より
【資料 5-2-6】	令和 2 (2020) 年度 常任理事会 開催及び出席状況、次第	【資料 F-10】 より
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人滋賀学園 寄附行為	【資料 F-1】 より
【資料 5-3-2】	学校法人滋賀学園 理事会会議規則	【資料 F-9】 より
【資料 5-3-3】	学校法人滋賀学園 理事会業務委任規則	【資料 F-9】 より
【資料 5-3-4】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 大学運営協議会規程	【資料 F-9】 より
【資料 5-3-5】	びわこ学院大学 教授会規程	【資料 F-9】 より
【資料 5-3-6】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 スタッフ会議設置要綱	【資料 F-9】 より
【資料 5-3-7】	令和 2 (2020) 年度 理事会／評議員会 開催及び出席状況、次第	【資料 F-10】 より
【資料 5-3-8】	令和 2 (2020) 年度 常任理事会 開催及び出席状況、次第	【資料 F-10】 より
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	令和 3 (2021) 年度 予算編成方針の通達	
【資料 5-4-2】	令和 3 (2021) 年度 学校法人滋賀学園 事業計画書	【資料 F-6】 より
【資料 5-4-3】	学校法人滋賀学園 中期計画	
【資料 5-4-4】	財務比率表 (平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度)	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人滋賀学園 経理規程	【資料 F-9】 より
【資料 5-5-2】	計算書類 (平成 28 (2016) 年度～令和 2 (2020) 年度)	

びわこ学院大学

【資料 5-5-3】	監事監査報告書（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）	【資料 F-11】より
【資料 5-5-4】	当初予算書（平成 29（2017）年度～令和 3（2021）年度）	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 内部質保証の方針、内部質保証の責任・役割（イメージ）	
【資料 6-1-2】	びわこ学院大学 自己点検・評価委員会規程	【資料 F-9】より
【資料 6-1-3】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 大学運営協議会規程	【資料 F-9】より
【資料 6-1-4】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程	【資料 F-9】より
【資料 6-1-5】	びわこ学院大学 組織運営規程	【資料 F-9】より
【資料 6-1-6】	びわこ学院大学 組織図	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	びわこ学院大学 中期目標・中期計画（2019～2023 年度）	
【資料 6-2-2】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 内部質保証の方針、内部質保証の責任・役割（イメージ）	
【資料 6-2-3】	教育福祉学部 中期目標・中期計画（2019～2023 年度） 2020 年度点検・評価結果	
【資料 6-2-4】	IR に関する研修参加資料（修了証含む）	
【資料 6-2-5】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 インスティテューショナル・リサーチ部会規則	
【資料 6-2-6】	びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 IR 情報保護管理規則	
【資料 6-2-7】	IR 分析データ	
【資料 6-2-8】	授業評価アンケート様式	
【資料 6-2-9】	令和 3（2021）年 3 月 卒業時アンケート結果	
【資料 6-2-10】	就職先アンケート調査結果	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	内部質保証の方針、内部質保証の責任・役割（イメージ）	
【資料 6-3-2】	教育福祉学部 中期目標・中期計画（2019～2023 年度）	
【資料 6-3-3】	教育福祉学部 中期目標・中期計画（2019～2023 年度） 2020 年度点検・評価結果	
【資料 6-3-4】	三つのポリシー（子ども学科、スポーツ教育学科）	【資料 F-13】より
【資料 6-3-5】	卒業研究ループブック	
【資料 6-3-6】	ディプロマ・ポリシー対応ループブック	

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 学生の地域社会への貢献		
【資料 A-1-1】	COC+リーフレット	
【資料 A-1-2】	COC+での取り組み内容	
【資料 A-1-3】	環びわ湖大学・地域コンソーシアム 大学地域連携課題解決支援事業への取り組み	
【資料 A-1-4】	令和 2（2020）年度 大学地域連携課題解決支援事業報告書	
【資料 A-1-5】	令和 2（2020）年度 わくわくフェスタチラシ	

びわこ学院大学

【資料 A-1-6】	令和 2 (2020) 年度 わくわくフェスタアンケート結果	
【資料 A-1-7】	令和 2 (2020) 年度 わくわくフェスタ総括	
【資料 A-1-8】	令和 2 (2020) 年度 スポーツ少年団体力測定会日程表	
【資料 A-1-9】	令和 2 (2020) 年度 BGU 運動会 企画書 (オンライン版抜粋)	
【資料 A-1-10】	令和 2 (2020) 年度 BGU キッズ 最終回 企画書	
【資料 A-1-11】	令和 2 (2020) 年度 奥永源寺地区健康教室 リーフレット	
A-1. 地域のニーズに即した多様な活動の展開		
【資料 A-2-1】	各種審議会・委員会への参加状況 (兼職願一覧) (令和元 (2019) ~令和 2 (2020) 年度)	
【資料 A-2-2】	滋賀県立高等学校大学連続講座 (平成 28 (2016) ~令和 2 (2020) 年度)	
【資料 A-2-3】	プレカレッジ (平成 28 (2016) ~令和 2 (2020) 年度)	
【資料 A-2-4】	教員免許状更新講習、教員免許法認定講習等の実績 外部連携研究センター年報 事業報告 (平成 30 (2018) ~令和 2 (2020) 年度) 分	

基準 B. 教育と福祉の双方の視点を持った人材を育成する大学教育

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 教育と福祉の双方の視点を持った人材を育成する大学教育		
【資料 B-1-1】	プロジェクト計画調書・実績報告書	
【資料 B-1-2】	外部連携研究センター年報 (2018 年度第 5 号)	
【資料 B-1-3】	カリキュラムツリー	
【資料 B-1-4】	シラバス 「教育福祉学」「インクルーシブ教育と社会」	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。